

官報

号外

昭和四十一年四月二十六日

第五十一回 衆議院会議録 第四十五号(一)

昭和四十一年四月二十六日(火曜日)

議事日程 第三十号

昭和四十一年四月二十六日

午後二時開議

第一 首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出)

第二 関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件

第三 商法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

板川正吾君の故議員青木正君に対する追悼演説
日程第一 首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出)

日程第二 関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第三 商法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十一年四月二十六日 衆議院会議録第四十五号(一)

議員青木正君逝去につき弔詞贈呈の報告

板川正吾君の故議員青木正君に対する追悼演説

提出)

地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出)並びに地方公営企業法の一部を改正する法律案(安井吉典君外九名提出)、地方公営企業財政再建促進特別措置法案(安井吉典君外九名提出)及び公営企業金融庫法の一部を改正する法律案(安井吉典君外九名提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時四十一分開議

○議長(山口喜久一郎君) これより会議を開きます。

○議長(山口喜久一郎君) 御報告いたすことがあります。

議員青木正君は、去る十二日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

同君に対する弔詞は、議長において、去る十六日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔議員起立〕

衆議院は多年憲政のために尽力しさに予算委員長公職選挙法改正に関する調査特別委員長の要職につきまた国務大臣の重任にあたられた議員正三位勲一等青木正君の長逝を哀悼しつつしんで弔詞をささげます。

板川正吾君の故議員青木正君に対する追悼演説

○議長(山口喜久一郎君) この際、弔意を表するため、板川正吾君から発言を求められております。これを許します。板川正吾君。

〔板川正吾君登壇〕

○板川正吾君 ただいま議長から御報告のありましたとおり、本院議員青木正先生は、去る四月十二日、病のため、埼玉県鴻巣市の山崎病院において逝去されました。先生は、人一倍すぐれて健康な方でありましたので、御病氣と伺っても必ずや御回復を見るものと信じておりました私どもは、思いがけない訃報に接し、大きな衝撃を受けたのであります。まことに痛惜の念にたえません。

私は、ここに、各位の御同意を得て、議員一同を代表し、つつしんで哀悼のことは申し述べたいと存じます。(拍手)

青木先生は、明治三十一年十二月、埼玉県北埼玉郡川里村の旧家にお生まれになりました。不動岡中学から東京農業大学に学び、大正九年に卒業

の後、生家に帰り、農村の青少年の指導育成に当たられました。

先生は、そのころ各地に起こった小作争議に非常な関心を寄せ、農民生活の悲惨な状態のよってくるゆえんが政治にあることを察知し、将来必ずから農民のための政治家たれんと志し、職をまず政治記者に求められたのであります。大正十二年、中外商業新報社に入社し、その緻密な仕事ぶりは、つとに先輩、同僚の注目するところとなりました。やがては論説委員また整理部長として縦横の活躍をされました。

先生は、父君がなくなられたのを契機に、十六年間にわたる記者生活をやめ、昭和十二年家業を継ぐべく郷里に帰られたのであります。

かくして終戦を迎えたのであります。戦後のわが国の食糧事情は、御承知のように、極度に窮乏し、国民生活の安定をはかるためには食糧を確保することが急務とされ、そのためには、農民生活を向上させ、農民の生産意欲を高めることが最大の課題であったのであります。先生もまた、このような見地から、旧共和村の農地委員長として、はたまた母校東京農大の出版部長として、農村振興のために日夜を分かたず奮闘されたのであります。

ここにおいて、農民の代表として農民の声を国政に具現させることこそ、みずからの使命であるとの信念をいよいよ固め、昭和二十二年の第二十三回衆議院議員総選挙に埼玉県第四区から出馬して惜敗されましたが、翌、昭和二十四年の第二十四回総選挙には、みごと本院議員に当選して、ついに年来の宿願を達成されたのであります。(拍手)

本院に議席を得るや、農林委員会の委員、また災害対策特別委員会の理事として、たゆみない活動を続けられました。深い体験に基づいた卓越した先生の意見は、常に政府や同僚議員に有益な示唆を与えたのであります。

特に、温田地帯の悩みをみずからの悩みとして

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

板川正吾君の故議員青木正君に対する追悼演説
上の特別措置に関する法律案

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政

一〇五六

いた先生は、土地改良事業を推進して、その経済基礎の強化をはかるべく、早くから同業の諸君とともに苦心しておられました。昭和二十七年、その努力は実り、第十五回国会にみずから湿地単作地域農業改良促進法案の提案者となり、これを成立させたのであります。その後、湿地単作地域農業改良促進対策審議会の委員あるいは会長として、終始一貫農村の振興のために精進を傾け、多大の貢献をされました。

先生はまた、内閣、予算、地方行政等の各委員会の委員として、各般にわたる国政の審議にすぐれた識見を示し、昭和三十一年六月には公職選挙法改正に関する調査特別委員長、昭和四十一年一月には予算委員長に就任されました。先生は、終始公正を旨とし、温厚な性格の中にもき然たる態度を堅持して委員会の運営に当たり、与野党委員の信頼を一身に集め、よくその重責を果たされたのであります。

また、これよりさき、昭和二十八年には第五次吉田内閣の自治政務次官につき、昭和三十三年六月には、嘱望されて第二次岸内閣の国務大臣に就任し、自治庁長官、国家公安委員会委員長となられたのであります。この間に処して、先生は、地方自治の強化こそ民主政治の要諦であるとの信念に立って、惜しみない努力を払い、また、報いられることの少ない警察官にあたたい思いやりを示し、駐在所に勤務する警察官の夫人に特別の手当を支給する道を開く等、人間味あふれる施策を行なわれたのであります。(拍手)

自由民主党にあっては、国会対策副委員長、副幹事長、総務等を歴任し、その力量を遺憾なく発揮されました。

また、先生の事績をしのぶとき、逸することのできないのは、選挙制度についてであります。先生は、すでに新聞記者時代からこの研究に着手して今日に及び、その間に集められた選挙制度に関する貴重な文献は現在膨大な量にのぼり、長年にわたる研究のあとをしのばせていると伺っております。

また、先生は、土地改良事業を推進して、その経済基礎の強化をはかるべく、早くから同業の諸君とともに苦心しておられました。昭和二十七年、その努力は実り、第十五回国会にみずから湿地単作地域農業改良促進法案の提案者となり、これを成立させたのであります。その後、湿地単作地域農業改良促進対策審議会の委員あるいは会長として、終始一貫農村の振興のために精進を傾け、多大の貢献をされました。

先生はまた、内閣、予算、地方行政等の各委員会の委員として、各般にわたる国政の審議にすぐれた識見を示し、昭和三十一年六月には公職選挙法改正に関する調査特別委員長、昭和四十一年一月には予算委員長に就任されました。先生は、終始公正を旨とし、温厚な性格の中にもき然たる態度を堅持して委員会の運営に当たり、与野党委員の信頼を一身に集め、よくその重責を果たされたのであります。

また、これよりさき、昭和二十八年には第五次吉田内閣の自治政務次官につき、昭和三十三年六月には、嘱望されて第二次岸内閣の国務大臣に就任し、自治庁長官、国家公安委員会委員長となられたのであります。この間に処して、先生は、地方自治の強化こそ民主政治の要諦であるとの信念に立って、惜しみない努力を払い、また、報いられることの少ない警察官にあたたい思いやりを示し、駐在所に勤務する警察官の夫人に特別の手当を支給する道を開く等、人間味あふれる施策を行なわれたのであります。(拍手)

自由民主党にあっては、国会対策副委員長、副幹事長、総務等を歴任し、その力量を遺憾なく発揮されました。

また、先生の事績をしのぶとき、逸することのできないのは、選挙制度についてであります。先生は、すでに新聞記者時代からこの研究に着手して今日に及び、その間に集められた選挙制度に関する貴重な文献は現在膨大な量にのぼり、長年にわたる研究のあとをしのばせていると伺っております。

先生は、日ごろみずからの健康を誇り、その活動もまた壮者をしのぐものがありました。それゆえに、私どもは、先生が入院されたとき、やがては病を克服して再び元気なお姿を見せたくださることをかたく信じて疑わなかったものであります。いまやその期待もむなしく、にわかには政治家として円熟の域に達しておられたのであります。惜しみて余りあるものがあります。(拍手)

先生は、日ごろみずからの健康を誇り、その活動もまた壮者をしのぐものがありました。それゆえに、私どもは、先生が入院されたとき、やがては病を克服して再び元気なお姿を見せたくださることをかたく信じて疑わなかったものであります。いまやその期待もむなしく、にわかには政治家として円熟の域に達しておられたのであります。惜しみて余りあるものがあります。(拍手)

先生は、日ごろみずからの健康を誇り、その活動もまた壮者をしのぐものがありました。それゆえに、私どもは、先生が入院されたとき、やがては病を克服して再び元気なお姿を見せたくださることをかたく信じて疑わなかったものであります。いまやその期待もむなしく、にわかには政治家として円熟の域に達しておられたのであります。惜しみて余りあるものがあります。(拍手)

先生は、日ごろみずからの健康を誇り、その活動もまた壮者をしのぐものがありました。それゆえに、私どもは、先生が入院されたとき、やがては病を克服して再び元気なお姿を見せたくださることをかたく信じて疑わなかったものであります。いまやその期待もむなしく、にわかには政治家として円熟の域に達しておられたのであります。惜しみて余りあるものがあります。(拍手)

先生は、日ごろみずからの健康を誇り、その活動もまた壮者をしのぐものがありました。それゆえに、私どもは、先生が入院されたとき、やがては病を克服して再び元気なお姿を見せたくださることをかたく信じて疑わなかったものであります。いまやその期待もむなしく、にわかには政治家として円熟の域に達しておられたのであります。惜しみて余りあるものがあります。(拍手)

日程第一 首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第一、首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案を議題といたします。

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案
右
国会に提出する。

昭和四十一年三月三十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

第一条 この法律は、首都圏の近郊整備地帯整備計画若しくは都市開発区域整備計画又は近畿圏の近郊整備区域整備計画若しくは都市開発区域整備計画の実施の円滑化を図り、首都圏及び近畿圏の建設の促進に資するために必要な国の財政上の特別措置を規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律で「近郊整備地帯整備計画」又は「都市開発区域整備計画」とは、首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定により指定された区域の整備に関する事項についての同法第二十一条第三項の整備計画をいう。

2 この法律で「近郊整備区域整備計画」又は「都市開発区域整備計画」とは、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十一年法律第四十五号)第三条の規定に基づいて内閣総理大臣が承認した建設計

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案、国税率表における物品の分類のための品目表に関する法律案、及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件

一〇五八

用については、地方公共団体とみなす。

(政令への委任)

第七條 第三條第二項の規定による利子の補給及び第四條の規定により通常の国の負担割合をこえて国が負担し又は補助することとなる額の交付、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四條第一項の規定による一部事務組合及び同法第二百九十八條第一項の規定による地方開発事業団並びに港務局の行なう事業についてこの法律を適用するために必要な事項その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(適用)

2 第四條及び第五條の規定は、昭和四十一年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したもののについては、なお従前の例による。

(自治省設置法の一部改正)

3 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十三号の四の次に次の一号を加える。

十三の五 首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第 号)の施行に関する事務を行なうこと。

第十二條第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の施行に関すること。

理 由

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備の促進に資するため、関係地方公共団体に対する国の財政上の特別措置について規定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長岡崎英城君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

〔岡崎英城君登壇〕

○岡崎英城君 ただいま議題となりました首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、首都圏及び近畿圏における近郊整備地帯等の整備または建設のため、国または地方公共団体が行なう事業で、地方公共団体が経費の一部を負担するものについて、国の財政上の特別措置を定めようとするものであります。

まず、関係都府県に対する措置としては、住宅、道路、港湾等基幹的な施設の整備のための事業経費のうち、通常の負担額をこえる支出の財源として発行する地方債にかかる利子支払い額の一部、すなわち、年利三分五厘をこえる部分について、年利八分までを限度として補給することでありました。

次に、市町村に対しては、住宅、道路、下水道、教育及び厚生施設等基幹的な施設の整備にかかる事業について、通常の負担額をこえる負担に對し、当該市町村の財政力を考慮しつつ、超過負担の割合に応じて、国の負担割合を、その二割五分を限度として引き上げ、その差額は翌年度に精算交付することとしております。

本案は、三月三十日に付託され、四月五日自治大臣から提案理由の説明を聴取し、自來、慎重な

審査を行なったのであります。

四月二十二日、本案に対する質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に對し、三党共同提案により、全国的整備開発計画との関連の考慮及び人口激増に即応する計画構想の早期確立、財政援助措置の検討、拡充並びに上水道への援助措置の適用について附帯決議が附されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件

○議長(山口喜久一郎君) 日程第二、関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件

〔本号(二)に掲載〕

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員長高瀬傳君。

報告書は本号(二)に掲載

〔高瀬傳君登壇〕

○高瀬傳君 ただいま議題となりました案件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この条約及び改正議定書は、関税率表における物品の分類に共通の基準を採用することにより、関税交渉、貿易統計の比較を容易にすることを目的として作成されたもので、いずれも一九五九年九月十一日に同時に発効いたしております。

この条約は、締約政府が附屬書の品目表に適合させて自国の関税率表を作成する義務を負うこと、及び関税協力理事會の権限並びに品目表委員會の構成及び任務等を規定しております。

改正議定書は、条約の附屬書の品目表を新しい附屬書の品目表に置きかえることを規定しております。

本件は、三月二十九日外務委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は會議録により御了承を願います。

かくて、四月二十二日、質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、全会一致をもってこれを承認すべきものと議決いたしました。右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたしました。

本件は委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本

件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第三 商法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第三、商法の一部を改正する法律案を議題といたします。

商法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十一年三月二十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

商法の一部を改正する法律

商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七十五条第二項第四号の次に次の一号を加える。

四ノ二 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第七十八条第三項中「第二百三十九条第三項第五項」の下に「第六項、第二百三十九条ノ二」を加える。

第七十八条に次の二項を加える。

第三百四十八条第一項ノ規定ハ創立總會ニ於テ定款ヲ變更シテ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ヲ設ケル場合ニ之ヲ準用ス

創立總會ニ於テ前項ノ定款ニ反對シタル株式引受人ハ決議後二週間内ニ限り其ノ株式ヲ引受テ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ定款ヲ變更シテ設立ニ関スル手續ヲ履行スルコトヲ妨ゲズ

第七十八条第一項中「第七十八五条」の下に「若ハ前条第四項を加える。

第七十八五条第二項第五号中「額面無額面ノ別」を「並ニ」に改める。

第二百四十一条を次のように改める。

株式ハ之ヲ他人ニ譲渡スコトヲ得但シ定款ヲ以テ取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定ムルコトヲ妨ゲズ

第二百四十一条の次に次の四條を加える。

第二百四十二条ノ二 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル場合ニ於テハ株式ノ譲渡サントスル株主ハ会社ニ對シ譲渡ノ相手方並ニ譲渡サントスル株式ノ種類及數ヲ記載シタル書面ヲ以テ譲渡ヲ承認セザルトキハ他ニ譲渡ノ相手方ヲ指定スベキコトヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ニ於テ譲渡ヲ承認セザルトキハ取締役会ハ他ニ譲渡ノ相手方ヲ指定スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ前項ノ請求ノ日ヨリ二週間内ニ同項ノ株主ニ對シ書面ヲ以テ通知スルコトヲ要ス

前項ノ期間内ニ同項ノ通知ガ為サレザルトキハ第一項ノ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認アリタルモノト看做ス

第二百四十二条ノ三 前条第二項ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ハ同項ノ通知ノ日ヨリ十日以内ニ同条第一項ノ株主ニ對シ書面ヲ以テ同項ノ株式ヲ自己ニ売渡スベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ為スニハ最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヲ発行済株式ノ總數ヲ以テ除シタル額ニ前条第一項ノ株式ノ數ヲ乗ジタル額ヲ会社ノ本店ノ所在地ノ供託所ニ供託シ且之ヲ証スル書面ヲ前項ノ書面ニ添付スルコトヲ要ス

前条第三項ノ規定ハ第一項ノ請求ガ同項ノ期間内ニ為サレザル場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ請求アリタルトキハ株主ハ一週間内ニ第二項ノ供託所ニ株式ヲ供託スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ遅滞ナク第一項ノ請求ヲ為シタル者ニ供託ノ通知ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ供託ガ同項ノ期間内ニ為サレザルトキハ第一項ノ請求ヲ為シタル者ハ売買ノ解除ヲ為スコトヲ得

第二百四十二条ノ四 前条第一項ノ請求アリタル場合

ニ於テ売買價格ニ付協議調ハザルトキハ当事者ハ同項ノ請求ノ日ヨリ二十日以内ニ裁判所ニ對シ売買價格ノ決定ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ決定ヲ為スニ付テハ裁判所ハ前条第一項ノ請求ノ時ニ於ケル会社ノ資産状態其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌スルコトヲ要ス

第一項ノ期間内ニ同項ノ決定ノ請求ナキトキハ前条第二項ノ規定ニ依リ供託シタル額ヲ以テ売買價格トス

株式ノ移転ハ代金ノ支払ノ時ニ其ノ効力ヲ生ズ株式ノ売買價格ガ前条第二項ノ規定ニ依リ供託シタル額ヲ超エザルトキハ売買價格ガ確定シタル時ニ代金ノ支払アリタルモノト看做ス売買價格ガ供託シタル額ヲ超ユル場合ニ於テ代金中供託シタル額ニ相當スル部分ニ付亦同ジ

第二百四十二条ノ三 第三項ノ規定ハ売買價格ト供託シタル額トノ差額ニ相當スル金額ノ支払ナキ為株主ガ売買ノ解除ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百四十二条ノ五 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル場合ニ於テハ競売又ハ公売ニ因リ株式ヲ取得シタル者ハ会社ニ對シ其ノ株式ノ種類及數ヲ記載シタル書面ヲ以テ取得ヲ承認セザルトキハ其ノ株式ヲ買受クベキ旨ヲ指定スベキコトヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百四十二条ノ二第二項第三項及前二条ノ規定ヲ準用ス

第二百四十五条を次のように改める。

第二百四十五条 株式ヲ譲渡スニハ株券ヲ交付スルコトヲ要ス

株券ノ占有者ハ之ヲ適法ノ所持人ト推定ス

第二百四十五条第四号中「第二百四十五条ノ二」の下に「第二百四十九条第一項」を加える。

第二百四十九条から第二百五十一条までを次のように改める。

第二百五十三条 会社ガ額面株式及無額面株式ノ双方ヲ発行シタルトキハ株主ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外其ノ額面株式ヲ無額面株式ト為シ又ハ其ノ無額面株式ヲ額面株式ト為スコトヲ請求スルコトヲ得

第二百五十四条乃至第二百五十一条 削除

第二百五十二条ノ四中「株式申込証」の下に「又ハ新株引受権證書」を加える。

第二百五十三条第一項中「記名式ノ株券」を「記名株式」に改め、同項第二号中「並ニ株券ノ番号」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 各株主ノ有スル株式ニ付株券ヲ発行シタルトキハ其ノ株券ノ番号

第二百五十五条に次の一号を加える。

八 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第二百二十六条の次に次の一條を加える。

第二百二十六条ノ二 株主ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外其ノ記名株式ニ付株券ノ所持ヲ欲セザル旨ヲ会社ニ申出ヅルコトヲ得此ノ場合ニ於テ既ニ発行セラレタル株券アルトキハ之ヲ会社に提出スルコトヲ要ス

前項ノ申出アリタルトキハ会社ハ遅滞ナク株券ヲ発行セザル旨ヲ株主名簿ニ記載シ又ハ株券ヲ銀行若ハ信託会社ニ寄託シ且其ノ記載又ハ寄託ヲ為シタル旨ヲ株主に通知スルコトヲ要ス

会社ガ前項ノ規定ニ依リ記載ヲ為シタルトキハ株券ノ発行ハ之ヲ為スコトヲ得且第一項後段ノ規定ニ依リ会社ニ提出セラレタル株券ハ之ヲ無効トス

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一) 商法の一部を改正する法律案

又ハ記名式ノモノニシテ其ノ所持人ガ第二百五条第二項若ハ第三項ノ規定ニ依リ權利ヲ証明スルトキヲ削る。

第二百三十九條に次の一項を加える。

会社ハ株主ガ二人以上ノ代理人ヲ總會ニ出席セシムルコトヲ拒ムコトヲ得

第二百三十九條の次に次の一條を加える。

第二百三十九條ノ二 株主ハ二個以上ノ議決權ヲ有スルトキハ之ヲ統一セズシテ行使スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ會日ヨリ三日前ニ会社ニ對シ書面ヲ以テ其ノ旨及理由ヲ通知スルコトヲ要ス

株主ガ株式ノ信託ヲ引受ケタルコト其ノ他他人ノ為ニ株式ヲ有スルコトヲ理由トセザルトキハ会社ハ株主ガ議決權ヲ統一セズシテ行使スルコトヲ拒ムコトヲ得

第二百六十六條ノ三第一項中「株式申込証」の下に「新株引受權證書」を加える。

第二百八十条ノ二第一項第五号中「新株ノ引受權ヲ与フベキ者」を「株主ニ新株ノ引受權ヲ与フル旨」に改め、同項に次の三号を加える。

六 前号ノ引受權ヲ譲渡スコトヲ得ベキコト

七 株主ノ請求アルトキニ限り新株引受權證書ヲ發行スベキコト及其ノ請求ヲ為スコトヲ得ベキ期間

八 株主以外ノ者ニシテ之ニ對シ特ニ有利ナル發行權限ヲ以テ新株ヲ發行スベキモノ並ニ之ニ對シ發行スル株式ノ額面無額面ノ別、種類、數及發行額

第二百八十条ノ二第二項中「新株ノ引受權ヲ与フル」を「對シ特ニ有利ナル發行權限ヲ以テ新株ヲ發行スル」に、「与フルコトヲ得ベキ引受權ノ目的タル」を「其ノ者ニ對シ發行スルコトヲ得ベキ」に改める。

第二百八十条ノ三ただし書を削り、同條の次に次の二條を加える。

第二百八十条ノ三ノ二 会社ハ払込期日ノ二週間前ニ新株ノ額面無額面ノ別、種類、數、發行額

額、払込期日及募集ノ方法ヲ公告シ又ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ三ノ三 前二條ノ規定ハ第二百八十条ノ二第一項第五号ノ新株ノ引受權ノ目的タル株式及同條第二項ノ決議アリタル株式ニ付テハ之ヲ適用セズ

前條ノ規定ハ次條第一項但書ノ端數ノ合計數ニ相當スル株式及新株ノ引受權ヲ有スル者ガ第二百八十条ノ五第四項ノ規定ニ依リ基ノ權利ヲ失ヒタル株式ニ付テハ之ヲ適用セズ

第二百八十条ノ四第二項中「有スベキ旨」の下に「及新株ノ引受權ヲ譲渡スルコトヲ得ベキトキハ其ノ旨」を加える。

第二百八十条ノ五第一項中「新株ノ引受權ヲ有スル者アルトキハ」を「株主ガ新株ノ引受權ヲ有スル場合ニ於テハ各株主ニ對シ」に、「並ニ一定ノ期日」を、「一定ノ期日」に、「ヲ基ノ者」を「並ニ第二百八十条ノ二第一項第六号及第七号ノ掲グル事項ノ定アルトキハ其ノ内容」に改める。

第二百八十条ノ六の次に次の三條を加える。

第二百八十条ノ六ノ二 第二百八十条ノ二第一項第六号ノ掲グル事項ノ定アル場合ニ於テハ会社ハ同項第七号ノ掲グル事項ノ定アルトキハ基ノ定ニ從ヒ、其ノ定ナキトキハ第二百八十条ノ五第一項ノ期日ノ二週間前ニ新株引受權證書ヲ發行スルコトヲ要ス

新株引受權證書ニハ左ノ事項及番号ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

一 新株引受權證書ナル旨ノ表示

二 前條ニ掲グル事項

三 新株ノ引受權ノ目的タル株式ノ額面無額面ノ別、種類及數

四 一定ノ期日迄ニ株式ノ申込ヲ為サザルトキハ其ノ權利ヲ失フベキ旨

第二百八十条ノ六ノ三 新株ノ引受權ヲ譲渡スニハ新株引受權證書ヲ交付スルコトヲ要ス

第二百五條第二項及小切手法第二十一條ノ規定ハ新株引受權證書ニ之ヲ準用ス

第二百八十条ノ六ノ四 新株引受權證書ヲ發行シタル場合ニ於テハ株式ノ申込ハ新株引受權證書ニ依リテ之ヲ為ス此ノ場合ニ於テハ第二百七十五條第一項及第三項ノ規定ヲ準用ス

新株引受權證書ヲ喪失シタル者ハ株式申込証ニ依リ株式ノ申込ヲ為スコトヲ得但シ其ノ申込ハ新株引受權證書ニ依リ申込アリタルトキハ其ノ効力ヲ失フ

第二百八十条ノ十中「若ハ額面」を削る。

第二百八十条ノ十二中「株式申込証」の下に「若ハ新株引受權證書」を加える。

第二百八十条ノ十四に次の一項を加える。

第二百七十五條第四項及第二百七十七條第二項ノ規定ハ新株引受權證書ヲ發行スル場合ニ之ヲ準用ス

第二百八十四條ノ二に次の一項を加える。

会社ノ資本ハ額面株式ヲ無額面株式ト為シ又ハ無額面株式ヲ額面株式ト為スコトニ因リテ變更セズ

第三百四十一條ノ三に次の一号を加える。

五 株式ノ譲渡ニ付取締役會ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第三百四十一條ノ四第二項第四号中「前條」を「前條第一号乃至第四号」に改める。

第三百四十一條ノ六中「第二百二十二條ノ五

第三項」を削り、同條を第三百四十一條ノ七とし、第三百四十一條ノ五の次に次の一條を加える。

第三百四十一條ノ六 第二百二十四條ノ三第一項ノ期間内ノ転換ノ請求ニ因リテ發行セラレタル株式ニ付テハ株主ハ其ノ期間内ハ議決權ヲ有セズ

会社ガ總會ニ於テ議決權ヲ行使スベキ株主ヲ定ムル為第二百二十四條ノ三第一項ノ規定ニ依リ一定ノ日ヲ定メタルトキハ其ノ日後ノ転換ノ請求ニ因リテ發行セラレタル株式ニ付テハ株主ハ其ノ總會ニ於テ議決權ヲ有セズ

第三百四十八條から第三百七十四條までを次のように改める。

第三百四十八條 定款ヲ變更シテ株式ノ譲渡ニ付取締役會ノ承認ヲ要スル旨ノ定メ設クル場合ニ於テハ其ノ決議ハ第三百四十三條ノ規定ニ拘ラズ總株主ノ過半数ニシテ發行済株式ノ總數ノ三分ノ二以上ニ當ル多數ヲ以テ之ヲ為ス

前項ノ決議ニ付テハ第二百四十二條第一項ノ株主モ亦議決權ヲ有ス

転換社債ヲ發行シタル会社ハ転換ノ請求ヲ為スコトヲ得ベキ期間經過前ニ於テハ第一項ノ決議ヲ為スコトヲ得ズ

第三百四十九條 前條第一項ノ決議ヲ為スベキ株主總會ニ先チ会社ニ對シ書面ヲ以テ同項ノ定メ對シタル株主ハ会社ニ對シ自己ノ有スル株式ヲ決議ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル價格ヲ以テ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

第二百四十五條ノ三及第二百四十五條ノ四ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百五十條 第三百四十八條第一項ノ決議ヲ為シタルトキハ会社ハ其ノ旨並ニ一定ノ期間内ニ株券ヲ会社ニ提出スベキ旨及其ノ期間内ニ提出セラレザル株券ハ無効ナル旨ヲ公告シ且株主及株主名簿ニ記載アル質權者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

第三百四十八條第一項ノ定メ設定ハ前項ノ期間満了ノ時ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ

第三百七十八條ノ規定ハ第三百四十八條第一項ノ決議ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百五十一條乃至第三百七十四條 削除

第四百八條に次の二項を加える。

合併後存続スル会社ノ定款ニ株式ノ譲渡ニ付取締役會ノ承認ヲ要スル旨ノ定メアリ合併ニ因リ消滅スル会社ノ定款ニ其ノ定ナキトキハ消滅スル会社ニ於ケル第一項ノ決議ハ第三百四十八條第一項ノ規定ニ依リ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得

ズ合併ニ因リテ設立スル会社ノ定款ニ其ノ旨ヲ定ムル場合ニ於テ合併ヲ為ス会社ノ定款ニ其ノ

定ナキトキ其ノ会社ニ付亦同ジ

前項前段ノ決議ヲ為スベキ株主總會ニ付テハ存続スル会社ノ定款ニ同項ノ定アル旨ヲ第二項ノ通知及公告ニ記載スルコトヲ要ス

第四百十條第一号中「其ノ種類及數」の下に「株式ノ譲渡ニ付取締役會ノ承認ヲ要スル旨ヲ定ムルトキハ其ノ規定」を加ふる。

第四百十二條第一項及び第四百十三條第一項中「第三百七十九條ノ処分ヲ為シタル後」の下に「第三百五十條第一項ノ手續ヲ為シタルトキハ同項ノ期間ノ満了後」を加ふる。

第四百十六條に次の一項を加ふる。
第三百五十條第一項及第三項ノ規定ハ第四百八條第四項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百九十八條第一項第九号中「第二百八十條ノ六」の下に「第二百八十條ノ六」を「株式申込証の下に」「新株引受權證書」を加へ、同項第十六號を次のように改める。

十六 第二百二十六條ノ二第二項ノ規定ニ違反シテ株主名簿ニ記載ヲ為サズ日株券ヲ寄託セザルトキ

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。ただし、商法第百八十八條第二項第五号、第二百五條、第二百三十三條から第二百三十九條、第二百八十四條ノ二及び第四百九十八條第一項第十六號の改正規定、同法第二百二十六條の次に一條を加ふる改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、昭和四十二年四月一日から、同法第三百四十一條ノ六の改正規定、同法第三百四十一條ノ七とし、同法第三百四十一條ノ五の次に一條を加ふる改正規定並びに次項及び附則第七項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の商法(以下「新法」と

いう。)の規定は、特別の定めがある場合を除いては、当該改正規定の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、従前の商法(以下「旧法」という。)の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 昭和四十二年四月一日前における株式の移転又は株式の取得については、同日以後も、なお旧法第二百五條及び第二百二十九條の規定を適用する。ただし、同日以後の株式の占有につき新法第二百五條第二項の規定を適用することを妨げない。

4 昭和四十二年四月一日前に発行された株券を同日以後に取得した者が、裏書の連続又は株式の譲渡を証する書面の整否につき調査をしなかつた場合においても、新法第二百二十九條の規定の適用については、その調査をしなかつたことをもつて、悪意又は重大な過失があつたものとする。ことはできない。

5 新法第二百三十九條第六項及び第二百三十九條ノ二の規定(新法第百八十八條第三項及び第四百十三條第三項において準用する場合を含む。)は、この法律の施行の日から起算して二週間内の日を会日とする株主總會又は創立總會における議決権の行使については、適用しない。

6 この法律の施行前に新株の発行の決議があつたときは、その新株の発行に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた旧法第二百八十八條ノ二第二項の決議において定めた株式の発行に關しても、同様とする。

7 新法第三百四十一條ノ六第二項の規定は、同項の一定の日がこの法律の公布の日前であるときは、適用しない。

(非訟事件手続法の一部改正)

8 非訟事件手続法明治三十一年法律第十四號の一部分を次のように改正する。
第二百二十六條第一項中「第百七十八條の下に」
第二百四十四條ノ四第一項「を加ふる。」
第三百三十二條ノ二第一項中「第二百八十條ノ

十四を」第二百八十條ノ十四第一項に改める。
第三百三十二條ノ六第一項中「同法の下に」第三百四十九條第二項及び「を加へ、同條の次に次の一條を加ふる。
第三百三十二條ノ七 商法第二百四十四條ノ四第一項(同法第二百四十四條ノ五ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ申請ニ対スル裁判ヲ為ス場合ニ於テハ裁判所ハ株主又ハ競売若クハ公売ニ因リ株式ヲ取得シタル者及ビ取締役會ガ譲渡ノ相手方又ハ其株式ヲ買受クベキ者トシテ指定シタル者ノ陳述ヲ聴クベシ
第二百二十九條第一項、第二百二十九條ノ四及ビ第二百三十二條ノ五第三項ノ規定ハ前項ノ裁判ニ付キ之ヲ準用ス
第三百三十五條ノ九第一項中「第三百三十二條ノ六」を「第三百三十二條ノ七」に改める。
(有有限会社法の一部改正)

9 有限会社法(昭和十三年法律第七十四號)の一部分を次のように改正する。
第十九條第二項から第五項までを次のように改め、同條第六項、第七項及び第八項後段を削る。
社員ガ其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ社員ニ非ザル者ニ譲渡サントスル場合ニ於テハ社員總會ノ承認ヲ要ス
前項ノ場合ニ於テハ社員ハ会社ニ對シ譲渡ノ相手方及譲渡サントスル出資口數ヲ記載シタル書面ヲ以テ譲渡ヲ承認セザルトキハ他ニ譲渡ノ相手方ヲ指定スベキコトヲ請求スルコトヲ得前項ノ請求アリタル場合ニ於テ譲渡ヲ承認セザルトキハ社員總會ハ他ニ譲渡ノ相手方ヲ指定スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ商法第二百四十四條ノ二第二項後段第三項、第二百四十四條ノ三第一項乃至第三項及第二百四十四條ノ四ノ規定ヲ準用ス
社員ニ非ザル者ガ競売又ハ公売ニ因リ持分ヲ取得シタルトキハ其ノ者ハ会社ニ對シ取得シタル出資口數ヲ記載シタル書面ヲ以テ取得ラ

承認セザルトキハ其ノ持分ヲ買受クベキ者ヲ指定スベキコトヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用ス
第二十三條第二項中「第十九條及」を削る。
第六十三條中「第四百八條」を「第四百八條第一項乃至第三項、第四百八條ノ二」に改める。
(有有限会社法の一部改正に伴フ経過措置)

10 この法律の施行前にこの法律による改正前の有限会社法第十九條第二項(同法第二十三條第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知があつたときは、その通知に係る持分の譲渡又は買入れについては、なお従前の例による。

(外資に關する法律の一部改正)

11 外資に關する法律(昭和二十五年法律第百六十三號)の一部を次のように改正する。
第十七條の二第一項中「新株の引受權に基き新株が割り当てられたときは、その割り当てられたを」を「与えられた」に改め、同條第二項中「前項の」を「新株引受權證書が発行される場合を除き、前項の」に改める。
(株式会社の再評價積立金の資本組入に關する法律の一部改正)

12 株式会社の再評價積立金の資本組入に關する法律(昭和二十六年法律第百四十三號)の一部を次のように改正する。
第六條第一項中「並びに一定の期日」を「一定の期日」に改め、「失ひべき旨」の下に「並びに株主の請求により新株引受權證書を発行すべき旨を定めたときは、その旨」を加へ、同條第二項中「株式申込証」の下に「又は新株引受權證書」を、「第二百八十八條ノ六」の下に「又は第二百八十八條ノ六ノ二第二項」を加ふる。
第九條第二項中「前項の」を「新株引受權證書が発行される場合を除き、前項の」に改め、同條の次に次の一條を加ふる。
(新株引受權證書)

第九條の二 前條第一項の新株の引受權につい

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一) 商法の一部を改正する法律案

ては、第三条第一項の決議において、株主の請求により、又はその請求によらないで新株引受権証書を発行すべき旨を定めることができる。

第十條中「前條の規定により」を削る。

(日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律の一部改正)

13 日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律(昭和二十六年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百四條の規定にかかわらず」を「定款をもつて」に改め、「であつて取締役会が承認をしたもの」を削り、同項に後段として次のように加へ、同条第二項を削る。

この場合には、株主が株式会社の事業に係るの者であることとなつたときは、その株式を株式会社の事業に係るの者に譲渡しなければならぬ旨を定めて定めることができる。

第二条第一項中「前條第二項」を「前條に改め、同条第二項中「商法」の下に「(明治三十二年法律第四十八号)」を加へ、「前條第二項」を「前條」に改める。

第三条中「第一条第一項」を「第一条」に、「同項」及び「同条第二項」を「同条」に、「株式の譲渡の制限に関する規定」を「定め」に改める。

第四条中「第一条第一項」を「第一条」に、「同条第二項」を「同条」に改める。

(会社更生法の一部改正)

14 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二百五十五條第三項中「第二百八十條ノ十四」を「第二百八十條ノ十四第一項」に改め、同条第四項後段中「この場合において」の下に「同条第一項中「株主」とあるのは「更生債権

者、更生担保権者又は株主」とを加える。

(商業登記法の一部改正)

15 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第八十六條の次に次の一条を加える。

(株式の譲渡制限の登記)

第八十六條の二 株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めの設定による変更の登記の申請書には、商法第三百五十條第一項の規定による公告をしたことを証する書面を添附しなければならない。

第九十條に次の一号を加える。

五 商法第四百八條第四項の場合には、同法第三百五十條第一項の規定による公告をしたことを証する書面

理由

株式会社の運営の安定を図り、株式の譲渡の手續を合理化し、株式会社の資金の調達を容易にし、その方法を適正にする等のため、株式の譲渡につき取締役会の承認を要することとするところと、株式の譲渡は株券の交付によることとし、株主がその新株引受権の譲渡のみを開き、新株発行の手續を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。法務委員会理事大竹太郎君、

報告書は本号(二)に掲載

〔大竹太郎君登壇〕

○大竹太郎君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の経済情勢にかんがみ、株式会社の運営の安定をはかり、株式の譲渡の手續を合理

化し、さらに株式会社の資金調達の方法を容易かつ適正にする等のため、早急に改正を要する事項について、商法の一部を改正しようとするものでありまして、そのおもなる内容は次のとおりであります。

すなわち、第一は、株式の譲渡につき、取締役会の承認を要する旨を定款で定めることができることとし、取締役会が承認しない場合には、その指定する者が株式を買い受けるものとするところとあり、第二は、額面株式と無額面株式との間の変更を認めることとあり、第三は、株式を譲渡するには株券を交付することを要し、かつ、これをもつて足りるものとするところと、株券の発行停止または寄託の制度を設けたこととあり、第四は、株式の信託の受託者その他他人のために株式を有する株主は、議決権を統一しないで行使することができるところと、会社はその他の株主による議決権の不統一行使の申し出を拒むことができるものとしたこととあり、第五は、株主以外の者に對し、特に有利な発行価額を定めて新株を発行する場合には、株主総会の特別決議を要するものとするところと、会社が新株を発行する場合に、株主に新株引き受け権を与える場合等を除き、あらかじめその旨を公告するものとしたこととあり、第六は、株主の新株引き受け権の譲渡の道を開くこととあり、第七は、転換社債の転換の請求は、株主名簿閉鎖期間内でもこれをなし得るものとするところとであります。

さて、本案は、三月二十七日当委員会に付託せられ、自來慎重審議を行ない、さらに学識経験者等参考人の意見を聞き、また、大蔵委員会との連合審査会を開き、審議の完へきを期したのであります。

かくて、四月二十二日、質疑を終了し、討論に入りまして、自由民主党を代表して私より賛成、日本社会党を代表して坂本良君より反対、民主社会党を代表して吉田賢一君より賛成の各討論がなされました。

次いで、採決の結果、本案は多数をもって政府原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 討論の通告がありません。順次これを許します。横山利秋君。

〔横山利秋君登壇〕

○横山利秋君 私は、日本社会党を代表いたします。ただいま上程されました商法の一部改正案に反対の討論を簡潔にいたしたいと存じます。(拍手)

この法案の最も私どもが問題にいたしました点は、財界の圧力に押されて大衆株主の基本的権利を無視しているのではないかと、いう点であります。現行商法二百八十八條ノ二の第二項には、株主以外の者に對し、新株の引き受け権を与えるときは、株主総会においてそれが必要な理由を明らかにすることになっております。今日、株主擁護のこの法律が守られず、取締役会でのみかつてに定められていることに對し、有力会社を相手にして訴訟を起した人があります。横濱、東京の地裁、東京、大阪の高裁、そして最高裁においてその主張がいれられたのであります。ただし、これは当然なことでありました。もうはいし経団連や商工会議等の財界が、みずからの誤りを合法化するために商法を改正しようとしたことが、この法律改正に至った最大の原因なのであります。

戦後、株式の大衆化が進展し、数百万の株主が生じました。それに輪をかけて証券会社の誇大宣伝や政府の成長政策によつて、サラリーマンや長屋のおばさんまでが株を買い、一たん暴落するや、首つり自殺などの悲劇まで生じたことは同僚諸君がよく御存じのところでありましょう。(拍手)しかしながら、この膨大な株主の権利を守ることにについては、政府はきわめて消極的でありま

昭和二十五年における商法の改正は、資本と経営を分離し、株式会社の民主化の達成という根本的な立場を打ち出し、いかなる方法をもつとしても株式の譲渡を制限することはできないことにしたのであります。しかるに、今回の改正は、定款

われわれ法務委員会は、いま御報告があつたように、大蔵委員会との連合審査をはじめ、この商法改正案については、実にまれに見る熱心な討議を行ないました。そして与党の諸君も、この法案には数々の問題点があり、また、法案以外の商法にも検討さるべき実に多くの問題があることを指摘されたところであります。与党の皆さんの質問内容は、むしろ反対があるいは批判に中心が置かれてました。したがって、私は、採決にあつては、おそらく与党の皆さんは無条件賛成というときにはなるまい、おそらく審議未了かあるいはまた継続審議か、まあ反対もあるだろうと思つて

經濟界においては、このような事情から、緊急に改正を要する事項について、商法改正の要望が高まり、昭和三十七年秋以降、法制審議会において慎重に検討の結果、商法中緊急に改正すべき事項を内容とする商法の一部を改正する法律案要綱を決定いたしました次第であります。

次に、株式の譲渡方法につきましては、株券の交付だけで譲渡を行なうこととして、株券の裏書き制度を廃止するとともに、新たに株券の発行停止、または株券の寄託制度を設け、会社は、株券の所持を欲しない株主の申し出により、株券の発行停止、または銀行、信託会社への株券の寄託を行なわなければならないこととしたしております。

株式の大衆化に伴い、証券市場に流通する株券は大量にのぼっておりますが、その迅速な流通は、株式を売買しようとする投資家にとって重大な関心事であることは言うまでもございません。株式

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

商法の一部を改正する法律案 地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出) 趣旨説明

一〇六四

の譲渡は、多くは株券にあり合わせ印を押捺することによってのみ行なわれているのが現状でございます。現行商法において、株券の裏書きに用いる印は、株主が会社に届け出た印鑑であることを必要としません。あり合わせ印で差しかねないこととされております。また、株主が株券を紛失した場合、偽造印による裏書きがなされたときも、善意取得者が株式を取得して株主はその地位を失うことに徴して、株券の裏書きは、株主の静的安全を保護する意味に乏しく、裏書きを必要とする合理的な理由に乏しいと考えられますから、株式を株券の交付によって譲渡できることとするのは、株式の流通の円滑のために、必要かつ適切な処置であつて、しかも株券の発行停止または寄託の制度の新設により、株券の紛失盗難その他の事故に基づく株主の危険防止の手段が与えられ、現在より株主の静的安全が保護されておるのでございます。

さらに、新株発行の手続につきましては、株主以外の者に対し特に有利な発行価額で新株の発行を行なう場合には、株主総会の特別決議を要することとして、新株の発行の円滑を確保し、かつ、株主以外の者に対し新株を発行する場合に、これに関する事項をあらかじめ公告することによって、新株の発行が公正に行なわれることを担保しております。

この改正によって、新株の割り当てが取締役の恣意によって行なわれるおそれがあるという意見があります。現行商法においても、新株の割り当ては取締役の権限に属し、新株引き受け権を有しない者に新株を割り当てることは取締役の自由であつて、著しく不公正な方法による新株の発行が行なわれたときは、新株発行差しと認められ、請求ができることは、現行商法においても改正法案においても同様でありますから、このような非難は当たりにません。むしろ、改正法案においては、新株発行前にその公告を要求して、株主に新株発行差しとめられる機会を与え、不当な割り当て

が行なわれないよう株主の保護を強化しているものでございます。

その他、株主が議決権を統一しないで行使できること、額面株式と無額面株式との間の変更を認めること、新株引き受け権を譲渡する道を開いたこと、転換社債の転換請求は、株主名簿閉鎖期間内でもこれをなす得ることとする等の規定を設け、株主、転換社債権者、株式により実質的な利益を受ける者の利益の保護をはかつております。このように、本改正案は七項目について必要な規定を設けておりますが、これは当面の経済、社会情勢に照らし緊急やむを得ないものについて必要な措置を規定したわけでございます。

本法案が、経済界からの要望を内容としておるところから、一部には、本法案は経営者の利益のみを重視して、株主の保護を無視しているという非難がございしますが、すでに述べたところから明らかでございます。本法案において、株主の保護のために実に多くの考慮を払っているものであります。右のような非難は誤解によるもので、何の何ものでもございせん。法務委員会におきまして、関係各方面それぞれの参考人から意見を聴取しましたが、おおむね本改正案には賛成の意見が述べられたばかりでなく、早急な改正を希望する意見も強かったでございます。

要するに、本法案は、当面さしあたって緊急やむを得ないものについて所要の手当てを定めたものであります。すべて妥当なものと思ひます。本改正案に賛成の意を表する次第でございます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よつて、本

案は委員長報告のとおり可決いたしました。

地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出)並びに地方公営企業法の一部を改正する法律案(安井吉典君外九名提出)、地方公営企業財政再建促進特別措置法案(安井吉典君外九名提出)及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(安井吉典君外九名提出)の趣旨説明

○議長(山口喜久一郎君) 内閣提出、地方公営企業法の一部を改正する法律案、並びに安井吉典君外九名提出、地方公営企業法の一部を改正する法律案、地方公営企業財政再建促進特別措置法案及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を順次求めます。自治大臣永山忠則君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔国務大臣(永山忠則君)登壇〕

○国務大臣(永山忠則君) 地方公営企業法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

近年、地方公営企業は、事業量、事業数ともに急速なる拡大発展を続けておりますが、一方、その経営状況は悪化の一途をたどつておりました。昭和三十九年度における累積赤字は六百六十億円の巨額に達するに至つておるのでございます。

地方公営企業の経営がこのような悪化した原因は、基本的には、企業の管理体制等、現行の地方公営企業法に問題があると考えられるのであります。したがひまして、今後地方公営企業が健全な発展を続けていくためには、地方公営企業法に所要の改善を加えるとともに、赤字を計画的に解消するための措置を講ずる必要があるものであります。

このため、さきになされました地方公営企業制度調査会の答申の趣旨に基づきまして、地方公営企業法に所要の改正を加えることとしたしたので

あります。次に、この法律案の改正の要旨について御説明申し上げます。

第一は、地方公営企業制度の改正についてであります。

その一は、この法律の適用範囲の拡大であります。地方公共団体の経営する水道、工業用水道、交通、電気及びガス事業には、すべてこの法律を適用することとし、病院事業につきましては、この法律の財務に関する規定のみを適用することとしたのであります。

その二は、管理者の地位の強化であります。地方公営企業には、政令で定める規程以下の企業を除き、管理者を必置制といたしまして、予算の原案を作成する等、その権限を強化いたしましたのであります。

その三は、企業会計と一般会計等との経費の負担区分の明確化であります。地方公営企業の経費の負担の原則を確立するため、地方公営企業に要する経費のうち、一般会計等において負担すべきものを明らかにいたしましたのであります。

その四は、職員給与制度の合理化であります。職員の給与につきましては、職員の発揮した能力が十分反映されるようにし、その決定にあつては、同種の国及び地方公共団体の職員並びに民間企業の従事者の給与及び経営成績を考慮しなければならぬものとしたのであります。

以上のほか、財務制度の改善、企業団制度の確立、その他所要の改正を行なうこととしたしております。

第二は、地方公営企業の財政再建についてであります。まず、再建対象事業は、昭和三十九年度において赤字を有する水道、国庫補助を受けていない工業用水道、交通、電気、ガス及び病院の事業といたしました。これらの企業を経営する地方公共団体は、議会の議決を経て財政再建計画を定め、自治大臣の承認を受けて財政再建を行なうことがで

きることとしたしました。

次に、再建企業に對しましては、財政再建債の發行を認めるとともに、その利子に對し利子補給を行なうこととするほか、企業債の償還の繰り延べ等の措置について配慮することとしたしております。

なお、企業の健全經營を担保するため、政令で定めるところにより、赤字の企業は財政再建を行なう場合でなければ企業債を起すことができないこととしたしております。

以上が地方公營企業法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○副議長(園田直君) 提出者安井吉典君。

〔安井吉典君登壇〕

○安井吉典君 私は、提案者を代表し、日本社会党提案の地方公營企業法の一部を改正する法律案外二法案に關し、提案の理由を御説明申し上げます。(拍手)

先ほど永山自治大臣から政府提出法案の御説明がありました。率直に申しまして、私は、今日の地方公營企業の危機の実態についての政府の認識や理解に關し、きわめて不満を覚えるものであります。自治大臣は、地方公營企業の財政悪化について、人件費や資本費が値上がりしたのに料金値上げがおくれたこと、経営合理化の不徹底等、もっぱら企業の内部に原因を求め、だから公營企業制度を改めなければならないとしておられるのであります。はたして問題は公營企業自体の中だけにあり、公營企業だけが責任を負わねばならないものでありましようか。

以前は地方公營企業にはさして問題はなく、法適用企業で昭和三十五年度の赤字は六十億円であったものが、自民党池田内閣の所得増進計画とともに赤字が増大し、三十六年度には百三十億、翌年二百五十億、その翌年三百七十六億、佐藤内閣が引き継いだ三十九年度は六百六十億、

四十年度は九百億に達し、一千億円の累積赤字をこえることが予想されるのであります。増増どころか、五年間で赤字が十五倍増であります。

高度経済成長政策の結果として、都市へ産業と人口が集中し、水道事業の拡張工事は、三十年程度より年百五十億に達したものが、三十五年度には五百十八億、三十九年度千二百二十一億と八倍にはね上がり、この急増する資金需要に對し、政府の資金割当てでは、低利の政府債はわずかで、あとは高い金利の資金であり、それは割当不足で短期資金の借りかえで間に合はせるといふ始末で、いわゆる不良債務が増大し、赤字が赤字を生んできたものであります。交通事業も、路面交通は渋滞し、収入は減退する上に、やむを得ない地下鉄への移行、そのためにこそろしいほどの設備投資の増大を来しているものであります。

これでもなお政府は、公營企業の内部にだけ財政悪化の問題があると主張するのでしようか。私は、地方公營企業の危機をつくった最大の原因は政府自身にあり、みずからの責任について全く反省のない政府の態度は許さるべきものでないと思ふのであります。(拍手)

このような現状に對する無理解から免した政府法案は、再建債にわずかの利子補給を行なうだけで、企業自身には制度的にも運営上にも数々のきびしい要求をしており、これでは危機打開は全く不可能であり、かつ、料金値上げと合理化を積極化すること、広く住民と企業で働く職員とに要らざる不安を与え、それどころか、地方自治の精神そのものを踏みしめる危険な内容を持つていふことを、私はここで強く指摘しなければなりません。

わが党は、政府みずからが責任を明らかにすることを要求し、公營企業に對するきまかな財政的配慮を中心にして、この危機打開をはかるべきであるとの考えから、わが党法案をここに提出するわけであります。

以下、わが党三法案の内容につき、政府案と對比しながら、その要点を申し上げます。

第一は、法適用の範囲と企業会計の原則、特に独立採算制の問題であります。政府案では、病院等を除き公營企業はすべて独立採算制によるものとしたしておりますが、わが党案では、公營企業をその性質上二つに分けていたのであります。

まず、水道、交通及びガスの各事業は、公共性が強く住民生活に直接つながる事業でありますから、独立採算制によらないものとし、その特別会計の經理は、その経営収入のほか、一定の要件の場合、一般会計からの繰り入れを認めることにいたしました。工業用水道と電気事業は、直接には営業会社への供給なのでありますから、これらの事業は独立採算制によるものとし、その経営収入のみでまかなうべきであるとしたのであります。

なお、病院、簡易水道等は、条例の定めに従い法律の一部または全部を適用することとしたしております。

この独立採算制がいつも料金値上げの口実に使われ、また、現実には、上水道には一般会計の繰り入れを禁じながら、工業用水道には財界の圧力で一般会計からの繰り入れを強要している政府の矛盾きわまりないやり方を、この際きっぱりと正さなくてはならないと思ふのであります。(拍手)

第二に、企業管理者について、政府案では、これを任期四年の特別職とし、業務執行が不適当で経営が悪化したとき等は、これをやめさせることができることとしたしております。その一方、契約の締結、資産の取得や処分等における権限を強めておりますが、われわれは、その反面首長や議会の地方公營企業に對する権能を縮小している点は誤りであると思ふのであります。

わが党案では、管理者は必置制とし、その運営において地位の強化をはかるべきであるとしたしており、首長や議会の権限は弱めることなく、地方公營企業もひとしく自治行政の重要な一環であります以上、むしろ首長や議会が、住民から直

接選ばれた立場で、企業の危機打開に全責任をもつて尽くすことができるようにすべきであると思ふのであります。管理者の権限を強め、その責任を幾らきびしく追及いたしまして、水道局長や交通局長が赤字を出したからといってそれを幾ら責任を追及いたしまして、現在の財政措置の中では、問題は何ら解決せず、管理者の首を次から次へ飛ばすだけで終わるであらましようことを、私は明言しておきたいと思ふのであります。

第三に、公營企業の料金については、政府案は、能率的な經營における適正な原価を基礎とするとしております。わが党案では、工業用水道等の料金については、相手が負担能力のある企業でございますから、それでよいとしても、水道、交通等の料金については、その基礎はもとより原価に置くこととしたとしても、住民の負担能力その他経済事情を勘案し、公共の福祉の増進についても適切に考慮した妥当なものとするにいたしました。

従来池田内閣時代は公共料金を抑制するがままでありましたものが、佐藤内閣になりましたから、最近では、国鉄料金、郵便料金など、政府御自身が模範を示して値上げを行なっており、政府案のように、財政援助なしに公營企業にかかった経費だけ料金を取ることでは、料金値上げの前に背番号を掲げたことになり、企業の財政難がごとく住民負担に転嫁されることを私はおそれるのであります。

第四は、職員の身分及び給与制度についてであります。政府案では、企業職員の身分取り扱いは、地公労法及び地公法により労働基本権を剥奪したままとしたしておきながら、給与制度は、民間並みの能率や経営業績を反映したものに改めようとしていふのであります。わが党案は、当面、現行どおりで、改正を行なわないこととしたのであります。

なぜなら、政府案のような給与制度の根本的変革を行なうのなら、職員の労働基本権も民間産業

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

地方公営企業法の一部を改正する法律案(安井吉典君外九名提出)外二案についての安井吉典君の趣旨説明 地方公営企業法の一部を改正する法律案等の趣旨説明に対する華山親義君の質疑

地 一〇六六

並みに憲法の規定どおり付与すべきであり、権利関係はそのまゝにし、給与制度だけを改悪することとは明らかに誤りであり、とりわけ、現在公務員制度審議会が地方公務員の労働問題をも含め検討を重ねている際でもあり、いま改正は行なわなければならないと考えるのであります。

最後に、わが党案の最重点といたしておきます。国の財政援助についてであります。政府案では、ごく内容の貧弱な赤字企業に対する財政再建債と利子補給を行なうだけで、その反面、自治大臣の公営企業に対する統制権を大幅に拡大し、自治大臣は、赤字事業に再建計画の樹立を強要できることとし、計画の樹立を滞る団体には一切企業債を許可してはならない、再建計画に適合しない予算執行は停止させる等、地方にきびしい要求を行ない、それに応じなければ利子補給を停止するなど、地方自治の本質にも触れるような規定を多く置いておるのであります。四十一年度の補給金はただか一億五千万円で、赤字再建団体がこの補給金の分け前をもらつてもスズメの涙ほどにもすぎず、これと引きかえに、地方公営企業が中央政府の統制のもとに準禁治産者扱いとされることは、断じて容認できないところであります。

(拍手)
わが党案の国の財政援助措置の第一は、まず累積赤字をたな上げますが、これは特例措置なので、政府案は企業法と一結にしておりますけれども、わが党案は、企業法とは別立ての単独法案といたしております。対象赤字額を、政府案は三十九年度現在で押え、六百六十億円でありますが、わが党案は、いまはすでに四十年年度末の決算がわかる段階でございますので、四十年年度末現在の九百億円の赤字額を、利子補給も、政府案六分五厘を、党案は三分五厘以上に対し行ない、償還期間も、政府案五年を、党案は十五年とたっぷり置き、また、再建計画にからむ中央統制は極力排除し、現行の自治法や公営企業法にある通常の自治大臣の指導権限の範囲内にとどめ、あ

くまでも地方の自主性に立つた再建を進めるべきだといたしておるのであります。

次に、わが党案では、水道法では簡易水道の新設だけを補助対象としておりますのを、上水道のすべてに對しその新設、増設、改造に對し国庫補助の道を開くことの改正を行ない、また、わが党がさきに本院に提出し、現在運輸委員会に付託となつております都市鉄道整備促進法案により、地下鉄のトンネル等には全額国庫補助を行なうこととしたしております。これには諸外国の立法例もあり、都市生活を守るため、ぜひとも水道及び地下鉄に對する国庫補助の道を開くべきであると考えてるのであります。

企業資金については、住民直結の水道、交通及びガスの事業については、本質的に公共事業と何ら異ならないわけでありまして、一般会計の事業並みに、企業債の利子は六分五厘以下、償還期間は少なくとも耐用年数を下らないものとし、高利の既往債約三千億圓に對しても、六分五厘の借入れ債を発行することとしたのであります。

この企業債の改善のために、公営企業金融公庫の地方公営企業の長期及び短期の中心金融機関としての役割りを高めることが重要であると考え、公庫法にも所要の改正を行なつてるのであります。

政府案では企業債に對する対策は全くゼロであり、これでは、たとえこれまでの累積赤字がたな上げされましても、その翌日からまた新しい赤字が出始めること必至であります。要するに、わが党改正案は、地方公営企業の公共性を尊重した正しい制度を確立することと、わが党の従来からの主張のうち、当面自民党政府であつてもこれくらいは実行できるであらうと思われる国の財政援助措置を、ごく遠慮がちに提案いたしたのであります。(拍手)
何とぞ、慎重御審議の上、政府案にかわり、わが日本社会党案を御可決あらんことを切に願ひ、

説明を終わります。(拍手)

地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出)並びに地方公営企業法の一部を改正する法律案(安井吉典君外九名提出)、地方公営企業財政再建促進特別措置法案(安井吉典君外九名提出)及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(安井吉典君外九名提出)の趣旨説明に対する質疑
○副議長(岡田直君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。華山親義君。

(華山親義君登壇)

○華山親義君 ただいま趣旨説明のありました地方公営企業法の一部改正について、日本社会党を代表し、総理大臣はじめ関係諸大臣並びに社会党案説明者に質問をいたします。(拍手)

地方公営企業は、人間の生命の根源である水を供給する水道、人間の健康を保持するための病院、人間の活動を促進するための交通機関などを経営し、これによって、住民が健康にかつ快適に活動するための基本的要求に応じようとするものであります。

まず、水の問題について申し上げます。

わが国の水の使用量は、都市用水、工業用水において、近年驚くべき高率の増加を示しております。今後も、生活態様の向上と工業の発展につれて、さらに強く水久に増大し続けるのであります。加うるに、人口の都市周辺へのなだれ打つ集中、事業場、工場の増設は、水の使用を偏在化し、二重の要因をもつて今後の極地的増大を覚悟いたさねばなりません。

昭和三十三年、東京の小河内ダムは計画以来二十五年にしてでき上がり、都知事は、完工式において、東京の水は当分だいじょうぶと式辭を述べたのであります。しかし、その後も都民は慢性的な水不足に悩み、ついに昭和三十九年のあの水飢

饉におちいり、東京都の失政もさることながら、政府の利水に関する長きにわたる行政の怠慢によるものといわざるを得ません。(拍手)渇水時においていつまたこの事態が起きるのではなからうかと、専門家のいまひとしく憂いを持つてゐるところであります。今日着工せられてゐる工事は応急的なものにすぎないのであります。

ロスアンゼルスは、あの乾燥地帯に快適な近代都市として建設されました。その基礎は一に水道にあります。水源地からの導水管の延長は、東京から仙台までよりさらに北に及ぶものであります。この建設の当時、アメリカの富力はそう高いものではなく、これをなし遂げたのは、半永久的な公債による思い切つた先行投資によつてなされたのであります。(拍手)今日の日本において、これを東京その他の諸都市に求めることはできません。一年ごとの独立採算制をとることで自治体を縛つておいて、どうして大先行投資ができるのでありましようか。初めの十五年は赤字であつても、あとの十五年の黒字でこれを埋め得るならば、これも独立採算制ではないか。ここに公営企業の存在理由があり、民間企業との根本的な相違があるのであります。ロスアンゼルス水道事業は、ここに発想されたのであります。

今後の水の問題は、日本の国運、日本民生の向上に關する重要な問題であります。公営企業は、第一線において水と取り組む現業業務を担当するものであります。総理はこの認識に立たれて、国としての立場から、公営企業の水の事業に援助、助成を講ぜられる考えはないか、承りたいと存じます。(拍手)

次に、都市交通についてであります。総理は、この国会で、国鉄料金値上げについて、受益者負担ということばを言われた。私は国鉄と地下鉄とで登院いたしております。あのラッシュアワーの、自分の足がどこにあるかわからないような混雑の中で、私は、同乗してゐる人々

に、国会の議席に連なる一員としてまことに申しわけなく思い、私の無力をあわれに思います。せめて、私はこれらの人々にかわり総理に申し上げたい。われわれは受益者などという実感を頭持ちません。交通政策の貧困による受難者だと実感したのです。これらの人々は二、三時間の往復に無意味に心身をすり減らしている。これらの人々は、都心に遊びに参るのではございせん。働きに来るのです。そして、この働きの集積が、日本の経済を維持発展させているのです。日本人の本来勤勉な労働力を仕事に集中させること、これが生産性向上の基本であり、日本経済の発展の基本だと私は信じます。これが朝の通勤の第一歩においてぶちこわされている。

総理、あなたが受益者負担の観念を今後も持ち続けられることは、国の発展の上からも反省さるべきであります。ロンドンにおいては、都心の交通の中心を地下鉄とバスに置き、乗る人々の疲労を防ぐためにバスの立ち乗りを禁止して、これによる事業の損失を補助している。日本の労働力の有効な発揮が、公営企業の任務と深く連なることを思われ、都市交通に働く者の大衆優遇の交通政策を立てられる考えはないか、お答えをいただきたい。

次に、現在窮極に立つ地方財政に対し、最もどんな欲なのは通産省であります。工業用水道事業についてだけ申し上げますが、多少の建設国庫補助を行なうにあたって、あるいは起債の承認にあたって、一トン四円ないし六円の低料金を条件とし、その後原価計算上いかなる事情の変更があろうとも、料金の値上げを強力に押えております。このために、多くの県、市において、元金償還のために、一般会計は無利子、無期限の貸付けの形で負担し、経営費の欠損には一般会計から補助、繰り入れをしておるところが見受けられるのであります。また、多くの県、市においてこのことが実行されております。

このたびの法改正にあたって、自治省は、地方

公営企業制度調査会の答申をまともに受けて独立採算制の原則を立てたのに対して、通産省は財界とともにまっとうから強く反対し、この原則の強化を骨抜きにいたしました。自治省の改正案によって、地方財政からの補助が打ち切られ、正當に原価に基づく工業用水の値上りをおそれたからにはかならないのであります。(拍手)この不当に安い工業用水を使っている大工場、地域の中小企業はどうか。営業に伴う国税、地方税を納め、この税が大企業の用水を安くすることに使われ、自分の営業には何の援助もなく、工業用水の少ないとも四、五倍、ところによっては十倍をこえる高い一般上水道の水を使っております。世にもふしぎな物語ではございせんか。私はイソップ物語を思い出します。

通産大臣、大企業のために地方財政に負担をかけ、地方に大企業と中小企業との間に不均衡な財政措置をとらせることはほどほどにしたい。また、地方にこのような地方財政に余裕があるならば、地方に對し、これを中小企業に使うように頼んでいただきたい。中小企業は、その地方に芽ばえ、育ち、その土地と密着するものであって、地方行政になじむものであります。地方行政が大企業よりも中小企業に転換することを心から望み、これについての通産大臣の御所見を承りたい。

厚生大臣、このような工業用水についての通産省の傍若無人ともいふべきふるまいとは対照的に、厚生省の上水道に対する施策は全くなきにひとい。大都市については、水道用水の拡大に備えて大先行投資がなされなければならぬ。一面、いまだに水道の恩恵に浴さない人々は国民の四〇%近くもおります。人間の生まれた土地、永住する土地によって定まる一生の恵まれな運命、これを運命として放置することは、文化国家として許さるべきことではありません。厚生省は、わが党の長い間の強い要望にもかかわらず、今何ら積極的な姿勢を示しません。なぜなのか、今

後ものつもりなのか、厚生大臣の御所見を承りたい。(拍手)

次に、都市の交通に關して、さらに具体的に運輸大臣、建設大臣、国家公安委員長にお尋ねいたします。

今日、国鉄の輸送に期待することにも、路面の拡張にも、限度のあることであって、残された地下を利用する以外にはありません。しかるに、地下鉄の建設費は、一キロ当たり平均三十億円、鉄道新幹線の七倍、一般路線の二十倍の巨額にのぼるのであります。国が、地下隧道を公共事業的な道とみなして、これをみずから建設する用意がなければ、急速な伸長を望むべくもありません。運輸大臣にその構想がどうか、承りたいと存じます。(拍手)

また、建設大臣は、今後いかに自動車が増えようとも、特に都心においてこれをスムーズに運行させるだけの路面拡張の自信がおりになるのであるかどうか。

大臣が何と答えられようとも、加速度的な自動車の増加と都心における限られた路面拡張との競争には、限界があります。そして、現状はこの限界を示すものではないか。これを打開すべき道は、乗用自動車に對して、時間的にあるいは地域的に、その交通を制限する以外にないのではないか。これは、ヨーロッパ諸国においてすでに行なわれ、また行なわれようとしているのであります。

この制限によってバスによる高速運転が可能になり、バス乗客一人当たりの路面に占める面積の小さい利点を生かして、大衆優先、大量輸送の道が開かれます。かくして、公営バス企業は、その本来の任務を拡大し、その目的を達成することができま。運輸大臣、公営企業の民営移行を考えられる前に、関係各省とも協議の上、この方向への公営事業の発展を考えられる意図はございせんか、お伺いいたします。

次に、大蔵大臣、地方公営企業の水道、交通等

の料金は、その公共的性質から、他物価への心理的影響の面からも、でき得る限り低く抑えらるべきことに御異存はないと思ひます。しかるに、これらの公営企業の建設投資は、全部借金による仕組みになっております。したがって、資本費は原価に重い要素を持つことになり、料金を低く抑えるためには、資金ができるだけ低利長期のものでなければなりません。このような資金は、政府資金を以て他になのであります。政府資金の公営企業債全額に占める割合は、昭和三十三年の八五%から次第に低下して、昭和四十一年度計画では五八%に落ちました。なぜなのか。その中で、国民の生活に密着し、多額の投資を要する水道、交通においては、五〇%を割っております。政府資金の原資となる郵便貯金、簡保掛け金は、国民大衆の生活の中から、ささやかな大衆の家計簿の中から生まれるものであります。これら資金を、まず国民の生活に、家計簿を軽くすることに返してあげることが、当然のことだと私は思ひます。(拍手)これを国民が知ることによって、この原資の増加と見ることにまいしょう。この措置について大蔵大臣の前向きのお答えを期待して、御所見を伺いたいと存じます。

次に、労働大臣、このたびの法改正は、職員の給料を従来の生活給的なものから能率給的なものに変えようとするものであります。現在の諸法において、給料に關し、能率というものは、五現業、電電等について見ることができま。しかし、これらの場合も、職員の発掘した能率が考慮されるものと規定しておるのであって、決定の裁量に入れる程度の軽いものであります。しかるに、この法の改正においては、職員の能率が十分に反映されるものと規定し、能率が、給料決定に必要な要件とする、数段強い、あるいは質的に異なる方針が打ち出されたものであります。私は能率給を頭から否定しようとするものではない。しかし、これを許容し得る社会的条件、一生の

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一) 地方公営企業法の一部を改正する法律案等の趣旨説明に対する華山親義君の質疑

間、子供を養育し、その能力に応じて教育を受けさせながら、憲法に定むる健康で文化的な生活を営み得ることが前提にならなければなりません。この前提にほど遠い今日、能率給を打ち出すことは、労働者の一生の生活にかかわる重大な不利益をもたらすものでございます。(拍手)

この法の改正に、何ら地公労働員の労働基本権の回復に触れることなく、一方的に不利益を与えざる立法は、これを見のけがすわけにはまいりません。この法の改悪に示されたとおり、公務員、地方公務員に能率給の觀念を決定的なものとして導入されるお考えが、ありなかつたら、労働大臣にお尋ねいたします。(拍手)

この法の財政再建に関する規定は、自治大臣は、再建団体の財政運営があらかじめ承認された計画に合致しないと認めた場合は、その団体に計画的な再建債の利子補給を定めることができるとなっております。財政運営が計画を越えることは、人件費についても起り得ることであり、このことは、企業管理者の当事者能力が予算によって制限される上に、さらに国家権力をもって制限されるものであります。総理は、公務員制度審議会に対し、そのあいつの中で、当事者能力は特に重要な問題として検討を求め、過日の本会議における横路議員の質問に対し、強い関心を示してそのことを確言されました。いまこの問題について審議会が検討に入ろうとするやさきに、このような当事者能力の制限を強化する法律案が提出されることは、意外とするほかはございせん。総理、あなたのことばが真実であるならば、本法律案を撤回して誠意を示されるべきであります。(拍手)御意思のほどをお示し願います。

自治大臣には、今後委員会において詳しくお聞きいたしますので、この際はただ一点だけ伺います。昨年十月、調査会の答申を得て、あなたの責任のもとに、自治省は本改正の当初案を作成された。しかし、その当初案の独立採算に徴するところ、打倒された一本の柱は、通産省と財界の反対によって倒壊され、実質を失ったのであります。魂のない手足だけが残ったのであります。(拍手)調査会の答申が、このようなむづかしい形において立法されることも全く珍しい。大臣、あなたは、今日の結果を、政治家として、まことに遺憾だと思われているのか、それとも、調査会の答申を採用したことが間違ひであったと考えておられるのか、われわれの今後の審議進行上重要なことでございまして、お聞かせを願いたいと思ひます。最後に、社会党案を説明されました安井議員に対し、政府案と社会党案との主要な相違点をもつと明確にお示し願いたいと思ひます。(拍手)

○安井吉典君 華山議員に答えて申し上げます。政府案と社会党案との相違点を簡潔に説明せよとのことでありますが、政府案は、先ほども申し上げましたように、今日の危機的実態に対し、独立採算の強化と、企業責任の強化という面で行き、わすれがかりの財政再建債を準備した、こういうふうな内容であります。

この企業の制度や運営の強化についての規定によつて、私も心が配るものは、それがとりもなおさず料金値上げにいき、あるいは企業労働者へのしわ寄せの合理化、こういう形にいつてしまひはしないかというところを、おそれるのであります。しかも、それに対して財政措置は、この対策を練るために、自治省は実に三年間の日子を要し、地方公営企業制度調査会の審議を得てつくり出したのであります。それによつて財政支出がわずかに一億五千万円であり、一千億円の赤字に対して一億五千万円の財政支出が行なわれたにすぎません。これはだれが考えましてもお粗末なものです。この財政局、財政に対する措置がゼロであるということが、政府案

の最大の欠陥だと私は考えます。(拍手)これに對しては、わが社会党案は、料金値上げや合理化というふうな悪い結果を生じないよう、国の財政措置を強力なものとするわけであり、つまり、手厚い再建債の準備、水道や交通に対する国庫補助の設置、企業債の内容の改善を内容とするものであります。

つまり、政府案のものは財政的な措置不在の対策であり、われわれはきめこまやかな対策で地方公営企業をあたため、地方公営企業を激励し、その発展を心から期せうと、これがわが党の考え方であり、(拍手)

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 答えていたします。たいへん多岐にわたつてのお尋ねであります。私が、私に対する質問は、冒頭におきまして、都市の交通並びに水道の問題、水の確保のために長期的な計画を持つべきでないか、同時にまた、それが大衆の利便、これを十分果たす、こういうものであるべきだ、かような御意見であり、同時にそのお尋ねであつたかと思ひます。

もちろん、最近の経済活動、また近代文明、その最も著しい特徴は過大都市でございます。その意味におきまして都市の再開発が今日の政治上の課題であります。都市の再開発、そういう場合に問題になりますのは、ただいまの交通の整備、水の確保の問題だ、かように思ひます。政府におきまして、地方団体におきまして、この観点に立つてこの重大な問題と取り組んでおる、しかもそれは長期にわたる計画のもとに進められておるというところを御了承いただきたいと思ひます。

また、この案を政府は撤回する考えはないかと、いう話でございましたが、これは撤回する考えはもちろんでございせん。ただいま提案いたしました御審議を願ひ、先ほど来のいろいろの御意見もその審議を通じて明らかにしていただきたい、か

ようにお願いをしておきます。(拍手)

○国務大臣(永山忠則君) 地方公営企業制度調査会の答申は、その公益性と能率化と受益者負担の三者を総合調整いたしました。健全なる企業形態に移行いたしました。今日の赤字累積等を再建するという答申でございまして、この答申を尊重いたしまして本法案を提出いたしておる次第でございます。お説のように、委員会でも十分御意見を伺ひたいと思ひます。御意見の点をもよくお聞きをいたして御審議を十分願ひたいと存する次第でございます。(拍手)

なお、公安委員長の関係の問題でございますが、これは路線バスを優先的地位に置くというおことばでございまして、きわめてごもつともな点と考へておるのでございます。現段階におきましては、トラックの時間制限あるいは一般自動車の右折禁止等がございまして、路線バスはこれを優先しておるのであります。停留所等においても優先的に認めておるのでございますが、なお十分ひとつ御意見の点は考慮いたしたいと存する次第でございます。(拍手)

○国務大臣(福田赳夫君) 答えて申し上げます。私に對するお尋ねは、公共料金は上げべきではないと思ひますが、どうも意見がいろいろのことのようであり、もちろん、公共料金はさうみだりに上げべきものとは思ひません。しかしながら、それにはやはり地方団体も国も公営企業の運営につきまして協力をしなければならぬ。しかし、前提といたしましては、公営企業自体の自主的体制、これが一番かなめである、かように考えます。そういう自主的な体制を整へ、つまり再建整備の形を整へるというにおきましては、さらに国におきましてもあるいは地方の一般会計におきまして、これが援助をいたすべきである。私は、そういう自主的体制に對しましては、さらに国の体

制を積極化し、この際再建整備を実現していきたい、かように考えておるのでございまして、どうか御協力のほどをお願い申し上げます。(拍手)

(國務大臣三木武夫君登壇)

○國務大臣(三木武夫君) 華山君の私に対する御質問は、工業用水道事業は国費で全部やればいい、地方の負担にすることは通産省と欲でないかという御質問でございます。そうではないのでありまして、工業用水道事業は、やはり一方においては道路、港湾などに準ずる公共性を持った事業であることは、これは申すまでもない。けれども、一方においては地方開発という目的も持つておるわけでありまして、そのことが地域社会に対して相当な利便を与えますから、国が負担すると同時に、地方の公共団体も一部負担をするというたてまえが、政治のたてまえとしては妥当であるという見解に基づくものであつて、通産省のどんな欲に基づくものではないということでございます。

第二の点は、工業用水道はおもに大企業が利用して、中小企業は利用しないではないか、そのために、そんな金があれば中小企業に回せというふうな御非難でございますが、これは華山さん、事実を御認識になっていない点が私はあると思う。たとえば大阪市における工業用水道の例をとってみても、企業者数においては、中小企業のはりが七〇%、大企業が三〇%、用水量においては、大企業が六〇%、中小企業が四〇%、この数字の中に、工業用水道の利用というものは、相当に中小企業も利用して、中小企業にも寄与しておるといふことがあらわれておると思ひますので、大企業ばかりのための工業用水道であるという非難は、私は、事実と相違いたしておると思ひるのでございます。(拍手)

(國務大臣鈴木善幸君登壇)

○國務大臣(鈴木善幸君) お答えいたします。

わが国の水道事業は、近年、新設または拡張、改良工事が順調に進んでおりまして、給水人口が

相当ふえておりますことは御承知のとおりであります。この水道事業の進展によりまして、国民生活に相当寄与しておるものと存するのであります。

ただ、経営の面におきましては、改良、拡張工事がふえて、起債の償還費がふえております。また、人件費あるいは管理費が増大いたしております。関係から、経営が相当圧迫されておりますことは、事実であるわけでありまして、そこで政府としては、事案では、これに對しまして、起債の償還年限を昭和四十年から五十年間延長いたしてあります。また、昭和四十一年度におきましては、公営企業金融公庫からの貸し出しの金利を、七分三厘から七分に引き下げるような措置を講じまして、経営の改善に資するように努力をいたしてあるのであります。

また、小規模の水道の建設、運営は困難な面が多いので、簡易水道につきましては、従来四分の一の補助を三分の一補助に引き上げるような措置を講じまして、今後水道事業に對しまして、政府としてできるだけの対策を講じてまいりたいと考えております。(拍手)

(國務大臣瀬戸山三男君登壇)

○國務大臣(瀬戸山三男君) 自動車の激増と都市交通の問題をお尋ねであります。

これは、根本的には地域開発と都市交通の問題、両面立てて解決すべきものであらうと思ひます。私もまあおおむね昭和五十五年を目途として、全国計画を進めておるわけでありまして、東京、大阪あるいは名古屋等の大都市については、それとあわせて計画を進めております。

ここで一番問題になるのは、率直に申し上げますが、これは資金の問題でもない、あるいは計画の問題でもなくて、やはり地域社会をお互いによくするんだという、このお互い国民の協力が大前提になるものであると思ひます。よろしく御協力を願ひたいと思ひます。(拍手)

(國務大臣中村寅太郎君登壇)

○國務大臣(中村寅太郎君) 私に對する質問は、地下鉄工事に非常な経費がかかるので、国で援助を強化してはどうかということであつたと思ひます。

従来、政府といたしましては、財政投融資によつて助成をしてきたのでございまして、昭和十七年度からは、建設費の一部を補助するという態度をとつてきたのでございまして。特に四十一年度からは補助率を高める等の助成措置の強化策を講じておるのでございまして。なお今後、助成の方法、内容等につきましては検討を加えてまいりたいと考えておる次第でございます。(拍手)

(國務大臣小平久雄君登壇)

○國務大臣(小平久雄君) 私への質問の第一点は、今回の法改正にあたりまして能率給の考えを取り入れたことはどうか、こういうことでございしますが、御承知のとおり、賃金は、一般に労働の内容あるいはその量、さらには労働の能率あるいは生計費等を総合的に考慮してきめらるべき性格のものであります。また、わが国におきましても、一般的にこの能率給の考えが逐次広まつておる際でございますから、今回の法改正にあつては、やはり能率給の考えを取り入れたということは、私は適切なことだ、かように考えております。

また、第二に、能率給を取り入れることによつて、特に中高年者等が生活に困るのじゃないかという御趣旨の御質問と思ひますが、その点につきましても、いま申し上げますように、賃金は一般的にいろいろな要素からきめられますが、しかし一方において、わが国には、いわゆる年功序列型の賃金形態がなお根深く存在いたしております。あるいは業種間、職種に基づいた標準賃金、賃金水準というものが逐次形成されつつありますから、これらを労使間の話し合いによつて、適切に、能率給とともに調和をしてひとつやつていただきたい、かように私は考えております。

さらに、今回の法改正によつて財政再建の計画

が立てられると、かなり当事者能力が制限を受けるのじゃないかという御趣旨の第三の御質問があつたように思ひますが、この点につきましては、この地方公営企業の職員の給与が、団体交渉により、あるいは労働協約によりきめられるという公労法上のたてまえは何ら制限をされておられません。したがつて、当事者能力が制限をされるというところは全然ないものと考えております。(拍手)

○副議長(國田直君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(國田直君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十九分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣	佐藤 榮作君
法務大臣	石井光次郎君
外務大臣	椎名悦三郎君
大蔵大臣	福田 赳夫君
厚生大臣	鈴木 善幸君
通商産業大臣	三木 武夫君
運輸大臣	中村 寅太郎君
労働大臣	小平 久雄君
建設大臣	瀬戸山三男君
自治大臣	永山 忠則君
内閣法制局長官	高辻 正巳君
警察庁交通局長	内海 倫君
自治省財政局長	柴田 護君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る二十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
労働組合法の一部を改正する法律

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一) 朗読を省略した議長の報告

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律

(報告書受領)
一、去る二十三日、内閣を経由して郵政大臣郡祐一君から、放送法第三十八条第二項の規定に基づく日本放送協会昭和三十一年度業務報告書及びこれに対する同大臣の意見書を受領した。

(理事補欠選任)
一、去る二十三日、建設委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 服部 安司君(理事丹羽喬四郎君去る二十三日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)
一、去る二十三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員
吉田 賢一君 西村 榮一君

法務委員
森下 元晴君 西村 榮一君
鍛冶 良作君 吉田 賢一君

外務委員
愛知 揆一君 長谷川 峻君

大蔵委員
西岡 武夫君 大倉 三郎君

文教委員
松原喜之次君 大原 亨君

社会労働委員
大原 亨君 松原喜之次君

建設委員
大倉 三郎君 西岡 武夫君

一、去る二十三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

建設委員
(常任委員補欠選任)
一、去る二十三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員
西村 榮一君 吉田 賢一君
鍛冶 良作君 吉田 賢一君

森下 元晴君 西村 榮一君
長谷川 峻君 愛知 揆一君

大蔵委員
大倉 三郎君 西岡 武夫君

文教委員
大原 亨君 松原喜之次君

社会労働委員
松原喜之次君 大原 亨君

建設委員
西岡 武夫君 大倉 三郎君

一、去る二十三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

建設委員
(議案提出)
一、去る二十三日、議員から提出した議案は次の通りである。

地方公営企業法の一部を改正する法律案(安井吉典君外九名提出)

地方公営企業法の一部を改正する法律案(安井吉典君外九名提出)

公営企業金融庫庫法の一部を改正する法律案(安井吉典君外九名提出)

一、去る二十三日、内閣から提出した議案は次の通りである。

日本放送協会昭和三十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

一、昨二十五日、内閣から提出した議案は次の通りである。

都道府県合併特例法案

(案約受領)
一、去る二十三日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めの件

一、去る二十三日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めの件(案約第六号)(予)

入税法及び地方税法の特例等に関する法律案

一、昨二十五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

へき地教育振興法の一部を改正する法律案

(議案付託)
一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次の通りである。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二六号)(参議院送付)

雇用対策法案(内閣提出第二二六号)

一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次の通りである。

日本放送協会昭和三十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

一、去る二十三日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案

(内閣提出第一四六号)(予) 大蔵委員会 付託

一、昨二十五日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

へき地教育振興法の一部を改正する法律案(鈴木力君外一名提出、参法第一七号)(予) 文教委員会 付託

二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めの件(案約第六号)(予) 外務委員会 付託

(議案通知書受領)
一、去る二十三日、議長において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

労働組合法の一部を改正する法律案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案

衆議院會議録第四十三号中正誤

ベシ 段行 誤 正
二六 三 物苗 種苗
二七 二 現在 現行
二七 三 大量利用者を 大量利用者が
二七 四 定型 定形
二七 四 二 政策 政策
二七 三 四 五年 四、五年
二七 三 九 ことは ことは
二七 三 九 ことは ことは
二七 三 九 ことは ことは

衆議院會議録第四十四号中正誤

ベシ 段行 誤 正
二六 一 三 協力 協定
二六 一 三 協力 協定

衆議院會議録第四十四号中正誤

ベシ 段行 誤 正
二六 一 三 協力 協定
二六 一 三 協力 協定

衆議院會議録第四十四号中正誤

ベシ 段行 誤 正
二六 一 三 協力 協定
二六 一 三 協力 協定

衆議院會議録第四十四号中正誤

ベシ 段行 誤 正
二六 一 三 協力 協定
二六 一 三 協力 協定

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

昭和四十一年四月二十六日

第五十一回 衆議院會議録 第四十五号(二)

[本号(一)参照]

関税率表における物品の分類のための品目表
に關する条約及び千九百五十年十二月十五日
にブラッセルで署名された関税率表における
物品の分類のための品目表に關する条約の改
正に關する議定書の締結について承認を求め
るの件

右
国会に提出する。

昭和四十一年三月二十九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

関税率表における物品の分類のための品目
表に關する条約及び千九百五十年十二月十
五日にブラッセルで署名された関税率表に
おける物品の分類のための品目表に關する
条約の改正に關する議定書の締結について
承認を求めるの件

関税率表における物品の分類のための品目表に
關する条約及び千九百五十年十二月十五日にブ
ラッセルで署名された関税率表における物品の分
類のための品目表に關する条約の改正に關する議
定書の締結(同条約第十六条の改正の承諾を含
む。)について、日本国憲法第七十三条第三号た

し書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約及び議定書は、関税率表における物品
の分類のために共通の基準を採用することにより
関税交渉、貿易統計の比較等を容易にすることを
目的とするものであつて、わが国がこの条約等を
締結することは、関税及び貿易の分野における国
際協力の見地から望ましいのみならず、ひいて
は、わが国の貿易の発展のためにも益するものと
考えられる。よつて、この条約等を締結すること
をいたしたい。これが、この案件を提出する理由
である。

関税率表における物品の分類のための品目
表に關する条約

この条約の署名政府は、

国際貿易を容易にすることを希望し、

数量制限の漸進的撤廃により、関税率表の国際
貿易における重要性が増大してきていることを認
め、

関税に關する国際交渉を簡易にすること及び関
税率表における物品の分類による資料を基礎とし
た貿易統計の比較を容易にすることを希望し、

関税率表における物品の分類のために共通の基

準を採用することがこれらの目的を達成するため
の重要な手段であることを確信し、

欧州関税同盟研究団がこの分野においてブラッ
セルですでになしたげた作業の結果を考慮に入
れ、

この問題について成果を得るための最善の方法
が国際条約を締結することであることを考慮し
て、

次のとおり協定した。

第一条

この条約の適用上、

(a) 「品目表」とは、この条約の附屬書において定
める号の規定及びその番号、部及び類の注並び
に品目表の解釈に關する通則をいう。

(b) 「理事会を設立する条約」とは、千九百五十年
十二月十五日にブラッセルで署名のために開放
された関税協力理事会を設立する条約をいう。

(c) 「理事会」とは、(b)に規定する関税協力理事会
をいう。

(d) 「事務総局長」とは、理事会の事務総局長をい
う。

第二条

(a) 各締約政府は、この品目表を自国の国内法制
において実施するために必要な形式上の調整を
除くほか、品目表に適合させて自国の関税率表
を作成するものとし、このようにして作成した
関税率表は、この条約が当該締約政府について
効力を生ずる日から、品目表に従つて適用する
ものとする。

(b) 各締約政府は、自国の関税率表に關し、次の
ことを約束する。

(i) 品目表について、いかなる号をも除外せ
ず、いかなる号をも加えず、及びいかなる号

の番号をも変更しないこと。

(ii) 部又は類の注について、品目表に定める
部、類及び号の内容を変更するようないかな
る変更も行なわないこと。

(iii) 品目表の解釈に關する通則を関税率表に入
れておくこと。

(c) この条の規定は、締約政府が、品目表の号の
範囲内において、自国の関税率表に物品の分類
のための細分を設けることを妨げるものではな
い。

第三条

(a) 理事会は、この条約の統一的な解釈及び適用
を確保するため、その実施について監視するも
のとする。

(b) この目的のため、理事会は、品目表委員会を
設置するものとし、理事会の構成員でこの条約
の適用を受けるものは、同委員会に代表を派遣
する権利を有するものとする。

第四条

品目表委員会は、理事会の権限に基づき、か
つ、理事会の指示に従つて、次の任務を行なうも
のとする。

(a) 締約政府の関税率表における品目表の適用に
關し、情報を取りまとめ、これを配布するこ
と。

(b) 関税率表における物品の分類に關する締約政
府の規則及び実務の研究を行ない、その結果に
従い、品目表の統一的な解釈及び適用を確保す
るため理事会又は締約政府に勧告すること。

(c) 品目表の解釈及び適用のための解説書を作成
すること。

(d) 自己の発意により又は請求に応じ、締約政府
に対し、関税率表における物品の分類に關する

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された
関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約の改正に關する議定書の締結について承認を求めるの件 一〇七二

すべての事項について情報を提供し、又は助言を行なうこと。

(e) この条約に關し、必要と認める改正案を理事会に提出すること。

(f) 関税率表における物品の分類に關し、理事会が委任するところに従い、その他の権限を行使し又は任務を行なうこと。

第五条

(a) 品目表委員会は、毎年少なくとも三回会合する。

(b) 品目表委員会は、議長及び一人又は二人以上の副議長を選出する。

(c) 品目表委員会は、その構成員の三分の二以上の多数による議決でその手続規則を定める。手続規則は、理事会の承認を受けなければならない。

第六条

この条約の附屬書は、この条約の不可分の一部を構成するものとし、「条約」というときは、附屬書をもさすものとする。

第七条

締約政府は、この条約によつて、関税率に關するいかなる義務を負うものではない。

第八条

(a) 他の国際協定のいかなる規定も、この条約と矛盾する限度において、この条約の締約政府の間においては、無効となるものとする。

(b) この条約は、締約政府がこの条約の効力発生の前から他の国際協定により第三国政府に對して負つてゐる義務を軽減するものではない。ただし、締約政府は、状況が許す限りすみやかに、いかなる場合にもその国際協定の更新の際

に、その国際協定をこの条約の規定に適合させるため必要なすべての措置を執るものとする。

第九条

(a) この条約の解釈又は適用に關する二以上の締約政府の間の紛争は、できる限り当該締約政府の間の交渉により解決するものとする。

(b) 交渉により解決しなかつた紛争は、紛争の当事者が品目表委員会に付託するものとし、同委員会は、これについて検討したうえ、その解決のため勧告するものとする。

(c) 品目表委員会が紛争を解決することができなるときは、同委員会は、これを理事会に付託するものとし、理事会は、理事会を設立する条約第三条(e)の規定に従つて勧告するものとする。

(d) 紛争の当事者は、品目表委員会又は理事会の勧告に従うことを事前に約束することができ

第十条

この条約は、千九百五十一年三月三十一日まで、理事会を設立する条約に署名した政府による署名のために開放しておく。

第十一条

(a) この条約は、批准されるものとする。

(b) 批准書は、ベルギー外務省に寄託されるものとし、同外務省は、すべての署名政府及び加入政府並びに事務総局長に對し、各寄託を通告するものとする。ただし、いずれの政府も、理事会を設立する条約の批准書を寄託しない限り、この条約の批准書を寄託することができない。

第十二条

(a) この条約は、七政府が批准書をベルギー外務省に寄託した日の後三箇月で、これら七政府に

ついて効力を生ずる。

(b) この条約は、その後批准する各署名政府については、当該署名政府の批准書がベルギー外務省に寄託された日の後三箇月で効力を生ずる。

第十三条

(a) この条約の署名政府でない政府であつて、理事会を設立する条約を批准し、又はこれに加入したものは、千九百五十一年四月一日から、この条約に加入することができる。

(b) 加入書は、ベルギー外務省に寄託されるものとし、同外務省は、すべての署名政府及び加入政府並びに事務総局長に對し、各寄託を通告するものとする。

(c) この条約は、いずれの加入政府についても、その加入書が寄託された日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、第十二条(a)の規定に基づくこの条約の効力発生の前においては、効力を生ずることはない。

第十四条

(a) この条約は、無期限の有効期間を有する。ただし、いずれの締約政府も、第十二条(a)の規定に基づくこの条約の効力発生の日から五年を経過した後は、いつでも、この条約から脱退することができる。脱退は、ベルギー外務省が脱退の通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

(b) 理事会を設立する条約から脱退した締約政府は、この条約の締約政府でなくなるものとする。

第十五条

(a) いずれの締約政府も、批准若しくは加入の時に、又はその後いつでも、ベルギー外務省に對する通告により、国際關係について自國が責任を負ういずれかの領域にこの条約が適用されることを宣言することができ、この条約は、ベルギー外務省がその通告を受領した日の後三箇月で、その通告中に特定する領域に適用される。ただし、この条約が当該政府について効力を生ずる前においては、適用されることはない。

(b) 國際關係について自國が責任を負ういずれかの領域にこの条約が適用されることを(a)の規定に基づいて宣言したいずれの政府も、ベルギー外務省に對する通告により、当該領域につき、第十四条の規定に従つて脱退することができ

(c) ベルギー外務省は、すべての署名政府及び加入政府並びに事務総局長に對し、この条約の規定に基づいて受領した通告について、その旨を通知するものとする。

第十六条

(a) 理事会は、締約政府に對し、この条約の改正を勧告することができる。

(b) 改正を受諾する締約政府は、ベルギー外務省に對し、書面によつてその受諾を通告するものとし、同外務省は、すべての署名政府及び加入政府並びに事務総局長に對し、受諾の通告を受領した旨を通告するものとする。

(c) 改正は、ベルギー外務省がすべての締約政府の受諾の通告を受領した後三箇月で効力を生ずる。改正がすべての締約政府によつて受諾されたときは、ベルギー外務省は、すべての署名政

府及び加入政府並びに事務総局長に対し、その旨及び改正が効力を生ずる日を通告するものとする。

(d) いずれの政府も、改正が効力を生じた後は、その改正を受諾しない限り、この条約を批准し、又はこの条約に加入することができない。

以上の証據として、下名は、各自の政府から正当に委任を受け、この条約に署名した。

千九百五十年十二月十五日にブラッセルで、ひとしく正文である英語及びフランス語によつて原本一通を作成した。原本は、ベルギー政府に寄託されるものとし、同政府は、各署名政府及び各加入政府に対し、その認証謄本を送付するものとする。

ドイツのために

V・マルツァン

オーストリアのために

ベルギーのために

ポール・ファン・ゼーランド

デンマークのために

批准を条件として

ベント・ファルケンスティエルネ

フランスのために

J・ド・オートクロック

グレート・ブリテン及び北部アイルランドのために

J・H・ル・ルージュテル

ギリシャのために

D・カプサリス

アイルランドのために

アイスランドのために

ペートゥル・ベネディクトソン

イタリアのために

パスカーレ・ディアナ

ルクセンブルグのために

ロベール・アルス

ノールウェーのために

ヨハン・ゲオルグ・レイデル

オランダのために

G・ペーレルツ・ファン・ブロッランド

ポルトガルのために

エドゥアルド・ヴィエイラ・レイタオン

スウェーデンのために

G・デ・ロイテルショルド

スイスのために

トルコのために

千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の署名政府及び同条約に加入したトルコ共和国政府は、

千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の署名政府及び同条約に加入したトルコ共和国政府は、

千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の署名政府及び同条約に加入したトルコ共和国政府は、

千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の署名政府及び同条約に加入したトルコ共和国政府は、

千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の署名政府及び同条約に加入したトルコ共和国政府は、

千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の署名政府及び同条約に加入したトルコ共和国政府は、

千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の署名政府及び同条約に加入したトルコ共和国政府は、

千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の署名政府及び同条約に加入したトルコ共和国政府は、

千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の署名政府及び同条約に加入したトルコ共和国政府は、

千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の署名政府及び同条約に加入したトルコ共和国政府は、

千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の署名政府及び同条約に加入したトルコ共和国政府は、

千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の署名政府及び同条約に加入したトルコ共和国政府は、

千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の署名政府及び同条約に加入したトルコ共和国政府は、

千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の署名政府及び同条約に加入したトルコ共和国政府は、

千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の署名政府及び同条約に加入したトルコ共和国政府は、

千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の署名政府及び同条約に加入したトルコ共和国政府は、

千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の署名政府及び同条約に加入したトルコ共和国政府は、

第一条

千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約(以下「条約」という)第六条に規定する附属書は、この議定書の附属書により置き替えられるものとする。

第二条

この議定書は、千九百五十五年十二月三十一日まで、条約の署名政府及びトルコ共和国政府による署名のために開放しておく。

第三条

A この議定書は、批准されるものとする。
B 批准書は、ベルギー外務省に寄託されるものとし、同外務省は、すべての署名政府及び加入政府並びに事務総局長に対し、各寄託を通告するものとする。ただし、いずれの政府も、条約の批准書又は加入書を事前に又は同時に寄託しない限り、この議定書の批准書を寄託することができない。

第四条

A 条約及びこの議定書は、同時に効力を生ずるものとする。
B 条約及びこの議定書は、条約及びこの議定書の署名政府のうち七政府がこの議定書の批准書をベルギー外務省に寄託した日の後三箇月で、これらの七政府について効力を生ずる。

第五条

トルコ共和国政府により寄託されるこの議定書の批准書は、必要があるときは、このBの規定による七政府の批准書の一とみなす。

C

条約及びこの議定書は、その後批准書を寄託するこの議定書の各署名政府については、当該批准書がベルギー外務省に寄託された日の後三箇月で効力を生ずる。

三箇月で効力を生ずる。

第五条

A この議定書の署名政府でない政府であつて、条約を批准し、又はこれに加入したものは、千九百五十六年一月一日から、この議定書に加入することができる。

B

加入書は、ベルギー外務省に寄託されるものとし、同外務省は、すべての署名政府及び加入政府並びに事務総局長に対し、各寄託を通告するものとする。

C

条約及びこの議定書は、いずれの加入政府についても、この議定書へのその加入書が寄託された日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、第四条Bの規定に基づくこの議定書の効力発生の前においては、効力を生ずることはない。

第六条

条約第十二条及び第十三条(c)の規定は、その効力を失うものとする。

第七条

この議定書及び附属書は、条約の不可分の一部を構成するものとし、特に、条約第十四条及び第十五条の規定は、この議定書にも適用するものとする。

以上の証據として、下名は、各自の政府から正当に委任を受け、この議定書に署名した。

千九百五十五年七月一日にブラッセルで、ひとしく正文である英語及びフランス語によつて原本一通を作成した。原本は、ベルギー政府に寄託されるものとし、同政府は、各署名政府及び各加入政府に対し、その認証謄本を送付するものとする。

千九百五十五年七月一日にブラッセルで署名された

関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件

昭和四十一年四月二十六日 衆議院会議録第四十五号(一)

関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件

一〇七三

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

関稅率表における物品の分類のための品目表に關する條約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された
關稅率表における物品の分類のための品目表に關する條約の改正に關する議定書の締結について承認を求めた件 一〇七四

る。

ドイツのために

ドクトル フランツ・シリಂಗー

千九百五十五年十一月二十九日

ベルギーのために

P・H・スパーク

千九百五十五年七月一日

デンマークのために

L・ティリッツエ

千九百五十五年十一月十八日

フランスのために

ベルナル・デュフルニエ

千九百五十五年十二月二十四日

グレート・ブリテン及び北アイルランドのた

めに

ジョージ・P・ラブシェアー

千九百五十五年十一月二十五日

ギリシャのために

G・クリストドゥール

千九百五十五年九月十七日

アイスランドのために

G・ゲイデルティエル

千九百五十五年十二月二十一日

イタリアのために

ミケレ・スカマツカ・パロン・デル・ムル

ゴ・エ・ディ・アニーオーネ

千九百五十五年十一月三日

ルクセンブルグのために

L・シヤウス

千九百五十五年十月十七日

ノールウェーのために

オット・キルダル

千九百五十五年十二月二十三日

オランダのために

欧州における王国のために

男爵 ファン・ハリンクスマ・テオ・スローテン

千九百五十五年十二月三十日

ポルトガルのために

エドゥアルド・ヴィエイラ・レイタオン

千九百五十五年十一月二十八日

スウェーデンのために

G・デ・ロイテルショルド

千九百五十五年十二月九日

トルコのために

B・T・サマン

千九百五十五年十一月十二日

關稅率表における物品の分類のための品目表

に關する條約の附屬書

附屬書

目次

品目表の解釈に關する通則

第一部 動物(生きているものに限る。)及び動

物性生産品

第一類 動物(生きているものに限る。)

第二類 肉及び食用のくず肉

第三類 魚、甲殻類及び軟体動物

第四類 酪農品、鳥卵及び天然はちみつ

第五類 動物性生産品(他の類に該当するも

のを除く。)

第二部 植物性生産品

第六類 生きている樹木その他の植物及びり

ん茎、根その他これらに類する物品

並びに切花及び裝飾用の葉

第七類 食用の野菜、根及び塊茎

第八類 食用の果実並びにメロンの皮及びか

んきつ類の果皮

第九類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料

第一〇類 穀物

第一類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、

グルテン及びイヌリン

第二二類 採油用に適する種及び果実並びに

各種の種及び果実、工業用又は医

薬用の植物並びにわら及び飼料用

植物

第一三類 染色用又はなめし用の植物性原料

料、ラック、ガム、樹脂並びに植
物性の液汁及びエキス

第一四類 植物性の組物材料及び彫刻用又は

細工用の材料並びに他の類に該当

しない植物性生産品

第三部 動物性又は植物性の油脂及びその分解

生産物、調製食用脂並びに動物性又は

植物性のろう

第一五類 動物性又は植物性の油脂及びその

分解生産物、調製食用脂並びに動

物性又は植物性のろう

第四部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢

及びたばこ

第一六類 肉、魚、甲殻類又は軟体動物の調

製品

第一七類 糖類及び砂糖菓子

第一八類 ココア及びその調製品

第一九類 穀物、穀粉又はでん粉の調製品及

びベーカリー製品

第二〇類 野菜、果実その他植物の部分の調

製品

第二二類 各種の調製食料品

第二三類 飲料、アルコール及び食酢

第二四類 食品工業において生ずる残留物及

びくず並びに調製飼料

第二四類 たばこ

第五部 鉱物性生産品

第二五類 塩、いおう、土石類、プラスチック、

石灰及びセメント

第二六類 金属鉱、スラグ及び灰

第二七類 鉱物性燃料、鉱物油及びこれらの

蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろ

品

第六部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産

第二八類 無機化学品及び貴金属、希土類金

属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

第二九類 有機化学品

第三〇類 医療用品

第三一類 肥料

第三二類 なめしエキス、染色エキス、タン

ニン及びその誘導体、染料、えのぐ、ペイント、ワニス、パテ、充

てん料並びにインキ

第三三類 精油、レジノイド、調製香料及び

化粧品類

第三四類 せっけん、有機界面活性剤、洗

剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、みがき剤、ろうそく及びこ

れに類する物品、モデニングペー

スト並びに歯科用ワックス

第三五類 たんぱく系物質及び膠着剤

第三六類 火薬類、火工品、マッチ、発火性

合金及び調製燃料

第三七類 写真用又は映画用の材料

第三八類 各種の化学工業生産品

第七部 人造樹脂、人造プラスチック、セル

ロースエステル、セルロースエーテ

ル、天然ゴム、合成ゴム、ファクチス

第三九類 人造樹脂、人造プラスチック、セ

ルロースエステル、セルロース

エーテル及びこれらの製品

第四〇類 天然ゴム、合成ゴム、ファクチス

及びこれらの製品

第八部 皮革、毛皮及びこれらの製品、馬具及

び旅行用具、ハンドバッグその他これ

らに類する容器並びに腸の製品

第四一類 原皮（毛皮を除く。）及び革

第四二類 革製品、馬具及び旅行用具、ハン

ドバッグその他これらに類する容

器並びに腸の製品

第四三類 毛皮、人造毛皮及びこれらの製品

第九部 木材及びその製品、木炭、コルク及び

その製品並びにわら、エスパルトその

他の組物材料の製品並びにかご細工物

及び枝条細工物

第四四類 木材及びその製品並びに木炭

第四五類 コルク及びその製品

第四六類 わら、エスパルトその他の組物材

料の製品並びにかご細工物及び枝

条細工物

第一〇部 製紙用原料並びに紙、板紙及びこ

これらの製品

第四七類 製紙用原料

第四八類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、

紙又は板紙の製品

第四九類 印刷した書籍、新聞、絵画その他

の印刷物並びに手書き文書、タイ

プ文書及び図案

第一部 紡織用繊維及びその製品

第五〇類 絹及び絹織物

第五一類 人造繊維の長繊維及びその織物

第五二類 金属を交じえた糸及び織物

第五三類 羊毛その他の獣毛及び毛織物

第五四類 亜麻、ラミー及びこれらの織物

第五五類 綿及び綿織物

第五六類 人造繊維の短繊維及びその織物

第五七類 その他の植物性紡織用繊維及びそ

の織物並びに紙糸及びその織物

第五八類 じゆうたんその他の敷物、つづれ

織物、パイル織物、シェニール織

物、細幅織物、トリミング並びに

チュールその他の網地、レース及

びししゅう布

第五九類 ウォッディング、フェルト、ひ

も、網、ケーブル、特殊織物類、

第六〇類 メリヤス編物、クロセ編物及びこ

これらの製品

第六一類 衣類及びその附属品（メリヤス編

み又はクロセ編みのものを除く。）

第六二類 紡織用繊維のその他の製品

第六三類 繊維製品の中古のもの及びぼろ

第二部 はき物、帽子、かさ、むち及びこれ

らの部分品並びに調製羽毛、羽毛製

品、造花、人髪製品及び扇子

第六四類 はき物及びゲートルその他これに

類する物品並びにこれらの部分品

第六五類 帽子及びその部分品

かさ、つえ、むち及びこれらの部

第六六類 分品

第六七類 調製羽毛、羽毛製品、造花、人髪

製品及び扇子

第三部 石、プラスチック、セメント、石綿、

雲母その他これらに類する材料の製

第六八類 石、プラスチック、セメント、石

綿、雲母その他これらに類する材

第六九類 陶磁製品

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された
関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約の改正に關する議定書の締結について承認を求めるの件 一〇七六

第七〇類 ガラス及びその製品 第二四部 真珠、貴石、半貴石、貴金屬、貴金屬を張つた金屬及びこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣 第七一類 真珠、貴石、半貴石、貴金屬、貴金屬を張つた金屬及びこれらの製品並びに身辺用模造細貨類 第七二類 貨幣 第一五部 卑金屬及びその製品 第七三類 鉄鋼及びその製品 第七四類 銅及びその製品 第七五類 ニッケル及びその製品 第七六類 アルミニウム及びその製品 第七七類 マグネシウム、ベリリウム及びこれらの製品 第七八類 鉛及びその製品 第七九類 亜鉛及びその製品 第八〇類 鋅及びその製品 第八一類 その他の卑金屬及びその製品 第八二類 卑金屬製の工具、道具、刃物、スプーン、フォーク及びこれらの部分品 第八三類 各種の卑金屬製品 第一六部 機械類、電気機器及びこれらの部分品 第八四類 ボイラー、機械類及びこれらの部分品 第八五類 電気機器及びその部分品 第一七部 車両、航空機及びこれらの部分品並びに船舶及び輸送機器運用品 第八六類 鉄道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道線路用裝備品	並びに電気駆動式以外の交通管制用機器 第八七類 鉄道用以外の車両及びその部分品 第八八類 航空機及びその部分品、落下さん、カタパルトその他これに類する航空機射出機並びに航空用地上訓練機 第八九類 船舶及び浮き構造物 第一八部 光学機器、写真用機器、映画用機器、計測機器、精密機器、医療用機器、時計、楽器、録音機、音声再生機、テレビジョンの映像及び音声の磁気式の記録機及び再生機並びにこれらの部分品 第九〇類 光学機器、写真用機器、映画用機器、計測機器、精密機器、医療用機器及びこれらの部分品 第九一類 時計及びその部分品 第九二類 楽器、録音機、音声再生機、テレビジョンの映像及び音声の磁気式の記録機及び再生機並びにこれらの部分品 第一九部 武器、銃砲弾及びこれらの部分品 第九三類 武器、銃砲弾及びこれらの部分品 第二〇部 雑品 第九四類 家具及びその部分品並びに寝具、マットレス、マットレスサポーター、クッション及びこれらに類する物品	第九五類 彫刻用、細工用又は成形用の材料の製品 第九六類 ほろき、ブラシ、羽毛製ダスター、化粧用パフ及びふり 第九七類 がん具、遊戯用具、運動用具及びこれらの部分品 第九八類 雑品 第二一部 美術品、收藏品及びこつとろ 第九九類 美術品、收藏品及びこつとろ	品目表の解釈に關する通則 この品目表の解釈は、次の原則に従うものとする。 1 部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。この表の適用にあつては、物品の所屬は、号及びこれに關係する部又は類の注の規定に従うとともに、これらの号又は注において別段の定めがある場合を除くほか、2 から5 までに定めるところに従つて決定するものとする。 2 各号に記載するいずれかの材料又は物質は、当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含むものとし、また、特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品を含むものとする。二以上の材料又は物質から成る物品の所屬は、3 の原則に従つて決定するものとする。	3 なんらかの理由により物品が二以上の号に該当すると見られる場合には、次に定めるところによりその所屬を決定するものとする。 (a) 最も特殊な限定をして記載している号が、これよりも一般的な記載をしている号に優先するものとする。 (b) 異なる物質から成る混合物又は異なる構成要素で作られた物品で(a)の規定により所屬を決定することができないものは、この規定を適用することができない限り、これらの物品に重要な特性を与えている物質又は構成要素から成るものとしてその所屬を決定するものとする。 (c) (a)及び(b)の規定により所屬を決定することができない物品は、これにつき最も高い税率が定められている号に属するものとする。 4 部又は類の注において、特定の物品が当該部又は類に含まれないことが規定され、他の部若しくは類又は特定の号を参照すべきことが定められている場合には、その注は、文脈により別段に解される場合を除くほか、一部の物品のみについて記載しているときも、当該他の部若しくは類又は号に該当するすべての物品について記載しているものとする。 5 この品目表のいずれの号にも該当しない物品は、当該物品に最も類似する物品が該当する号に属するものとする。
---	---	--	---	---

第一部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品
第一類 動物(生きているものに限る。)

この類には、すべての動物(生きているものに限るものとし、魚、甲殻類、軟体動物及び培養微生物を除く。)を含む。

- 一・〇一 馬、ろ馬、ら馬及びヒニー(生きているものに限る。)
- 一・〇二 牛(生きているものに限る。)
- 一・〇三 豚(生きているものに限る。)
- 一・〇四 羊及びやぎ(生きているものに限る。)
- 一・〇五 家きん(鶏、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。)
- 一・〇六 その他の動物(生きているものに限る。)

注
この類には、次の物品を含まない。
第二類 肉及び食用のくす肉

- (a) 第〇二・〇一、第〇二・〇二、第〇二・〇三、第〇二・〇四又は第〇二・〇六号に掲げる物品のうち、食用に適しないもの
- (b) 動物の腸、ぼうこう及び胃(第〇五・〇四号参照)並びに第〇五・一五号の動物の血
- (c) 動物性脂肪(豚又は家きんの溶出してない脂肪を除く。第一五類参照)

- 二・〇一 肉及び食用のくす肉(第〇一・〇一、第〇一・〇二、第〇一・〇三又は第〇一・〇四号に該当する動物のもので、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)
- 二・〇二 家きん(鶏、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。)
- 二・〇三 家きんの肝臓(生鮮、冷蔵、冷凍、塩漬又は乾燥のものに限る。)
- 二・〇四 その他の肉及び食用のくす肉(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)
- 二・〇五 豚の溶出してない脂肪(筋肉層のないものに限る。)
- 二・〇六 肉及び食用のくす肉(塩漬、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くす肉にあつては、家きんの肝臓を除く。)

第三類 魚、甲殻類及び軟体動物

この類には、次の物品を含まない。
(a) 海棲哺乳動物(第〇一・〇六号参照)及びその肉(第〇二・〇四号及び第〇二・〇六号参照)
(b) 生きていない魚(その肝臓、卵及びしらこを含む。)、甲殻類及び軟体動物で、食用に適しない種類又は状態のもの(第五類参照)
(c) キヤビア及びその代用物(第一六・〇四号参照)

- 三・〇一 魚(生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)
- 三・〇二 魚(塩漬、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限る。)
- 三・〇三 甲殻類及び軟体動物(濃付きであるかどうかを問わないものとし、生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵、冷凍、塩漬、塩水づけ又は乾燥のものに限る。)

注
第四類 酪農品、鳥卵及び天然はちみつ

- 1 この類において「ミルク」とは、全乳、脱脂乳、バターミルク及びホエイ並びにケフィア、ヨーグルトその他これらに類する発酵乳をいう。
- 2 ミルク及びクリームで、密封したかんに入れたものは、第〇四・〇二号に規定する貯蔵に適する処理をしたものとみなし、密封したかんに入れてないものは、単に殺菌又はペプトナイズしたものであつても、同号に規定する貯蔵に適する処理をしたものとみなさない。

- 四・〇一 ミルク及びクリーム(生鮮のものに限るものとし、濃縮し、乾燥し又は甘味を付けたものを除く。)
- 四・〇二 ミルク及びクリーム(貯蔵に適する処理をし、濃縮し、乾燥し又は甘味を付けたものに限る。)
- 四・〇三 パター
- 四・〇四 チーズ及びカード
- 四・〇五 鳥卵及び卵黄(生鮮のもの及び乾燥その他貯蔵に適する処理をしたものに限るものとし、甘味を付けたものであるかどうかを問わない。)
- 四・〇六 天然はちみつ

第五類 動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)

- 1 この類には、次の物品を含まない。
(a) 食用に適するもの(動物の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片並びに動物の血で液状のもの及び乾燥のものを除く。)
- (b) 厚皮及び毛皮(第〇五・〇五号、第〇五・〇六号又は第〇五・〇七号に該当する物品を除く。第四一類及び第四三類参照)

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された
関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約の改正に關する議定書の締結について承認を求めた件 一〇七八

(c) 動物性紡織用纖維(馬毛及びそのくずを除く。第一二部参照)	
(d) はうき又はブラシの製造用に結束し又はふさ状に取りそろえた物品(第九六・〇三号参照)	
2 第五・〇一〇号において毛を長さによつて選別したもの(両端をそろえたものを除く)は、加工したものとはみなさない。	
3 この表において象、マンモス、マストドン、せいうち、いつかく又はいのししのきば、さい角及びすべての動物の齒は、アイボリーとする。	
4 この表において「馬毛」とは、馬属の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。	
〇五・〇一	人髪(加工してないものに限るものとし、洗つてあるかどうかを問わない)及び人髪のかず
〇五・〇二	豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獸毛及びこれらのくず
〇五・〇三	馬毛及びそのくず(片面又は両面に他の支持物を用いて層状にしてあるかどうかを問わない)
〇五・〇四	動物(魚を除く)の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片
〇五・〇五	魚のかず
〇五・〇六	臍、筋及び原皮くず
〇五・〇七	羽毛皮及びその他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分(縁を整えてあるかどうかを問わない)並びに鳥のわた毛(加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る)並びに羽毛又はその部分の粉及びくず
〇五・〇八	骨及びホーンコア(加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱脂したものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く)並びにこれらの粉及びくず
〇五・〇九	角、ひづめ、つめ及びくちばし(加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く)並びにこれらの粉及びくず並びにホーンボーン及びこれに類する物品(加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く)並びにこれらの毛及びくず
〇五・一〇	アイボリー(加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く)並びにアイボリーの粉及びくず
〇五・一一	かめの甲(加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く)及びつめ並びにかめの甲のかず
〇五・一二	さんご及びこれに類する物品(加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、その他の加工をしたものを除く)、軟体動物の殻(加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く)並びに軟体動物の殻の粉及びくず

〇五・一三	海綿
〇五・一四	アンバークリス、海狸香、シベット、じや香及びカンタリス、胆汁(乾燥したものであるかどうかを問わない)並びに医薬用品の調製に用いる動物性生産品で生鮮のもの又は冷蔵、冷凍その他の方法により一時的に保存したものの
〇五・一五	動物性生産品(他の号に該当するものを除く)及び第一類又は第三類の動物の生きていないもので食用に適しないもの
第二部 植物性生産品	
第六類 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び裝飾用の葉	
注	
1 この類は、生きている樹木及び通常、苗、苗木又は花きの生産業者又は販売業者により供給される物品(野菜の苗を含む)で栽培用又は裝飾用のものに限り適用するものとし、ばれいしよ、たまねぎ、シャロット及びにんにく(第七類参照)を含まない。	
2 第六・〇三号又は第六・〇四号に掲げる物品には、全部又は一部がこれらの物品で作られた花束、花かご、花輪その他これらに類する物品(附屬品のいかんを問わない)を含む。	
〇六・〇一	りん茎、塊茎、塊根、球茎及び根茎で、休眠しているもの、茎葉が生長しているもの又は花がついているもの
〇六・〇二	その他の生きている植物(樹木、灌木、根、さし穂及びつき穂を含む)
〇六・〇三	切花(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は裝飾用に適するものに限る)
〇六・〇四	樹木、灌木その他の植物の葉、枝その他の部分(切花を除く)、こけ、地衣及び草(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は裝飾用に適するものに限る)
第七類 食用の野菜、根及び塊茎	
注	
第七・〇一〇号において野菜には、食用きのこ、しょうろ、オリーブ、ケーパー、トマト、ばれいしよ、サラダビート、きゅうり、ガーキン、かぼちゃ、なす、あまとうがらし、ういきょう、パセリ、チャービル、タラゴン、クレス、スイートマージョラム、わさび大根及びにんにくを含む。第七・〇二号、第七・〇三号及び第七・〇四号において野菜は、生鮮の状態において第七・〇一〇号に属するすべての物品とする。ただし、乾燥した豆でさやのないものは第七・〇五号に、粉状にしたあまとうがらしは第七・〇九・〇四号に、第七・〇五号の乾燥した豆の粉は第七・〇三号に、ばれいしよの粉、ミール及びフレークは第七・〇五号にそれぞれ属する。	
第七・〇一一 野菜(生鮮又は冷蔵のものに限る。)	

○七・〇二
○七・〇三
○七・〇四
○七・〇五
○七・〇六

冷凍野菜(あらかじめ加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)
野菜(塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液で一時的に貯蔵したものに限るものとし、そのまま食用に供するために特に調製したものを除く。)
乾燥野菜(全形のもの、切つたもの、砕いたもの及び粉状にしたものに限るものとし、さらに調製したものを除く。)
乾燥した豆(さやのないもので、皮を除いてあるか、又は割つてあるかどうかを問わない。)
カッサバ、アロートル、サレップ、きくいも、かんしよその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎(全形のもの又は切つたもので、生鮮又は乾燥のものに限る。並びにサゴヤしの髄

第八類 食用の果実並びにメロンの皮及びかんきつ類の果皮

注

- 1 この類には、食用でない果実を含まない。
- 2 この類において生鮮のものには、冷蔵のものを含む。

○八・〇一
○八・〇二
○八・〇三
○八・〇四
○八・〇五
○八・〇六
○八・〇七
○八・〇八
○八・〇九
○八・一〇
○八・一一

なつめやしの実、バナナ、ココヤシの実、ブラジルナット、カシューナット、パイナップル、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン(生鮮又は乾燥のものに限るものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。)
かんきつ類の果実(生鮮又は乾燥のものに限る。)
いちじく(生鮮又は乾燥のものに限る。)
ぶどう(生鮮又は乾燥のものに限る。)
ナット(生鮮又は乾燥のものに限るとともに、第○八・〇一号に該当するものを除くものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。)
りんご、なし及びマルメロ(生鮮のものに限る。)
核果(生鮮のものに限る。)
ベリー(生鮮のものに限る。)
その他の果実(生鮮のものに限る。)
冷凍果実(あらかじめ加熱による調理をしてあるかどうかを問わないものとし、糖類を加えていないものに限る。)
一時的に貯蔵した果実(たとえば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その

○八・一二
○八・一三

他の貯蔵用の溶液によるもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。)
乾燥果実(第○八・〇一、第○八・〇二、第○八・〇三、第○八・〇四又は第○八・〇五号に該当するものを除く。)
メロンの皮及びかんきつ類の果皮(生鮮、冷凍又は乾燥のもの及び塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液で一時的に貯蔵したものに限る。)

第九類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料

注

- 1 第○九・〇四号から第○九・一〇号までの物品の混合物については、次に定めるところによる。
 - (a) 同一の号に該当する物品の二以上の混合物は、その号に属する。
 - (b) 異なる号に該当する物品の二以上の混合物は、第○九・一〇号に属する。
- (a) 又は(b)に規定する混合物に他の物品を加えたものについては、これを加えたことにより当該混合物の重要な特性が変化しない場合には、その属する号は、変わらないものとし、その他の場合には、この類には含まれず、混合調味料となるものは、第二一・〇四号に属する。
- 2 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 粉状にしてないあまとうがらし(第七類参照)
 - (b) クベバ(第二一・〇七号参照)

○九・〇一
○九・〇二
○九・〇三
○九・〇四
○九・〇五
○九・〇六
○九・〇七
○九・〇八
○九・〇九

コーヒー(いつてあるか、又はカフェインを除いてあるかどうかを問わない。)、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物
茶
マテ
こしより属のペッパー及びとうがらし属又はピメント属のピメント
パニラ豆
けい皮及びシンナモンツリーの花
丁子(果実、花及び花梗に限る。)
肉すく、肉すく花及びカルダモン類
アニス、大ういきより、ういきより、コリアンダー、クミン、カラウエイ

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

関稅率表における物品の分類のための品目表に關する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された
関稅率表における物品の分類のための品目表に關する条約の改正に關する議定書の締結について承認を求めた件

一〇八〇

〇九・一〇 又はジュニパーの種 タイム、サフラン、月けい樹の葉及びその他の香辛料	注 この類には、第一〇・〇六号を除き、外皮若しくは果皮を除去するためのとう精又はその他の加工をした穀物を含まない。第一〇・〇六号には、加工してない米のほか、玄米、つや出した米、精米及び砕米を含むものとし、その他の加工をした米を含まない。	一〇・〇一 一〇・〇二 一〇・〇三 一〇・〇四 一〇・〇五 一〇・〇六 一〇・〇七 小麦及びメスリン ライ麦 大麦及びはだか麦 オート とうもろこし 米 そば、あわ、カナリシード及びグリーンソルガム並びにその他の穀物	注 この類には、次の物品を含まない。 (a) いった麦芽で、コーヒー代用物として調製したもの(第〇九・〇一号及び第二一・〇一号参照) (b) 育児食用又は食餌療法用に熱処理その他の方法により調製した粉(第一九・〇二号参照)。ただし、単にベーキング用としての性質を改善するために熱処理した粉は、この類に属する。 (c) 第一九・〇五号に該当するコーンフレークその他の物品 (d) 医療用品(第三三・〇類参照) (e) 第三三・〇六号に該当する調製香料又は化粧品類の特性を有するでん粉	一〇・〇一 一〇・〇二 一〇・〇三 一〇・〇四 一〇・〇五 一〇・〇六 穀粉 ひき割り穀物及び穀物のミール並びにその他の加工穀物(ロールにかけたもの、フレーク状にしたもの、研摩したもの、真珠形にとう精したもの、その他これらに類する加工穀物に限るものとし、玄米、つや出した米、精米及び砕米を除く)並びに穀物の胚芽で全形のもの、ロールにかけたもの、フレーク状にしたもの及びひいたもの 豆(第〇七・〇五号に該当するものに限る)の粉 果実(第八類に該当するものに限る)の粉 ばれいしよの粉、ミール及びフレーク サゴやしの髓又はカッサバいも、アロールート、サレップその他第〇七・
---	---	---	---	---

二一・〇七 二一・〇八 二一・〇九 〇六号に該当する根若しくは塊茎の粉及びミール 麦芽(いつてあるかどうかを問わない。) でん粉及びイヌリン グルテン及びその粉(いつてあるかどうかを問わない。)	注 第二類 採油用に適する種及び果実並びに各種の種及び果実、工業用又は医療用の植物並びにわら及び飼料用植物 1 第二二・〇一号には、落花生、大豆、からし菜の種、けしの種及びコブラを含むものとし、ココヤシの実(第〇八・〇一号参照)及びオリブ(第七類及び第二〇類参照)を含まない。 2 (i) 第二二・〇三号には、(ii)に定めるものを除き、てん菜の種、草の種、觀賞用の花の種、野菜の種、森林樹の種、果樹の種、ベッチの種及びルービンの種を含む。 (ii) 第二二・〇三号には、第〇七・〇五号に該当する乾燥した豆、第九類に該当する香辛料その他の物品、第一〇類に該当する穀物及び第一二・〇一号又は第一二・〇七号に該当する物品を含まない。 3 第二二・〇七号には、バジル、ポレージ、ヒソップ、ミント類、ローズマリー、ヘンルーダ、セージ及びにがよもぎ並びにこれらの部分を含む。 もつとも、第二二・〇七号には、次の物品を含まない。 (a) 採油用に適する種及び果実(第二二・〇一号参照) (b) 第三〇類に該当する医薬品 (c) 第三三類に該当する調製香料及び化粧品類 (d) 第三八・一一号に該当する消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、除草剤その他これらに類する物品	二二・〇一 二二・〇二 二二・〇三 二二・〇四 二二・〇五 二二・〇六 二二・〇七 二二・〇八 採油用に適する種及び果実(割つてあるかどうかを問わない。) 採油用に適する種又は果実の粉及びミール(脱脂してないものに限るものとし、マスタード粉を除く) 繁殖用の種、果実及び胞子 てん菜(切つてあるかどうかを問わないものとし、生鮮又は乾燥のもの及び粉状にしたものに限る)及びさとうきび チコリーの根(切つてあるかどうかを問わないものとし、生鮮又は乾燥のもので、いつてないものに限る。) ホップ及びルブリン 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含むものとし、全形のもの又は切り、砕き、ひき若しくは粉状にしたもので、生鮮又は乾燥のものに限る。) ローカストビーン(生鮮又は乾燥のもので、砕いてあるか、又はひいてあるかどうかを問わないものとし、さらに調製したものを除く)及び主とし
--	--	--

二二・〇九
て食用に供する果実の核その他の植物性生産品で他の号に該当しないもの
穀物のわら及び殻(調製してないもの及び切つたものに限るものとし、そ
の他の調製をしたものを除く。)

二二・一〇
飼料用ビート、ルタバガその他の飼料用の根菜類及び飼料用乾草、ルーサ
ン、クローバー、セインホイン、飼料用ケール、ルーピン、ベッチその他
これらに類する飼料用植物

第三類 染色用又はなめし用の植物性原材料、ラック、ガム、
樹脂並びに植物性の液汁及びエキス

注

- 第一三・〇三号には、甘草エキス、除虫菊エキス、ホップエキス、アロエエキス及び
生あへんを含むものとし、次の物品を含まない。
- (a) 甘草エキスで、砂糖の含有量が全重量の一〇%をこえるもの及び菓子として作られ
ているもの(第一七・〇四号参照)
- (b) 麦芽エキス(第一九・〇一参照)
- (c) コーヒー、茶又はマテのエキス(第二一・〇二参照)
- (d) アルコールを含有する植物性の液汁及びエキスでそのまゝ飲料となるもの並びに飲
料製造用の調製品(いわゆる濃縮エキス)でアルコールを含有するもの(第二二類参照)
- (e) しょう油(第二九・一三参照)及びグリシリン(第二九・四一参照)
- (f) 第三〇・〇三号に該当する医薬品
- (g) なめしエキス及び染色エキス(第三二・〇一及び第三二・〇四参照)
- (h) 精油及びレジン(第三三・〇一参照)並びに精油のアキアスディスチレート
及びアキアスリニション(第三三・〇五参照)
- (i) ゴム、バラタ、グタペルカその他これらに類する天然ガム(第四〇・〇一参照)

一三・〇一
主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料

一三・〇二
セラック、シードラック、スチックラックその他のラック並びに天然のガム、
樹脂、ガムレジン及びバルサム

一三・〇三
植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並
びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー

第一四類 植物性の組物材料及び彫刻用又は細工用の材料並びに
他の類に該当しない植物性生産品

注

- 1 この類には、主として紡織用繊維の製造に用いる植物性材料及び植物性繊維(調製
したものを含む)並びに紡織用繊維の製造のみに適する状態に加工したその他の植物
性材料(第一二部参照)を含まない。
- 2 第一四・〇一には、オーゾア、あし、竹その他これらに類する植物を割つたもの
並びにとうりのしん及びとうりを引き抜き又は割つたものを含むものとし、チップウッド

(第四四・〇九号参照)を含まない。

3 第一四・〇二号には、木毛(第四四・一二号参照)を含まない。

4 第一四・〇三号には、ほうき又はブラシの製造用に結束し又はふさ状に取りそろえ
た物品(第九六・〇三号参照)を含まない。

一四・〇一
穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、オーゾア、あし、いぐさ、
とう、竹、ラファイア、ライム樹皮その他主として組物に用いる植物性材料

一四・〇二
カボック、ベジタブルヘア、イールグラスその他主として詰物として用い
る植物性材料(片面又は両面に他の支持物を用いて層状にしてあるかどう
かを問わない。)

一四・〇三
ソルゴ、ピアッサバ、カウチグラス、メキシカンファイバーその他主と
してブラシ又はほうきの製造に用いる植物性材料(束ねてあるかどうかを
問わない。)

一四・〇四
コロソ、ドームナットその他彫刻用又は細工用の種、殻及びナット

一四・〇五
植物性生産品(他の号に該当するものを除く。)

第三部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂

並びに動物性又は植物性のろう

第一五類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食
用脂並びに動物性又は植物性のろう

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
- (a) 豚又は家きんの溶出してない脂肪(第二二・〇五号参照)
- (b) カカオ脂(第一八・〇四号参照)
- (c) 獣脂(第三三・〇一参照)及びオイルケーキ、オリブ油かすその他の植物
性の油かす(第三三・〇四号参照)
- (d) 第六部に該当する単一の脂肪酸、調製ろう、医薬品、ペイント、ワニス、せつけ
ん、調製香料、化粧品類、硫酸化油その他の物品
- (e) 油から製造したフアクチス(第四〇・〇二参照)
- 2 ソープストック、油さい、ステアリンピッチ及びウールグリース又はグリセリンの
蒸留の際に生ずる残留物は、第一五・一七号に該当する。

一五・〇一
ラードその他の豚脂及び家きん脂で溶出によつて得たもの

一五・〇二
牛、羊又はやぎの溶出してない脂肪並びにこれから製造した牛脂、羊脂及
びやぎ脂(ブルミエジュスを含む。)

一五・〇三
ラードステアリン、オレオステアリン及びタローステアリン並びにラー
ド油、オレオ油及びタロー油で乳化、混合その他の調製をしてないもの

一五・〇四
魚又は海棲哺乳動物の油脂(精製してあるかどうかを問わない。)

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された
関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約の改正に關する議定書の締結について承認を求めた件

一〇八二

一五・〇五 一五・〇六 一五・〇七 一五・〇八 ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質(ラノリンを含む。) その他の動物性油脂(牛脚油及び骨又は動物のくすから得た脂を含む。) 植物性油脂(精製してあるかどうかを問わない。) 動物性又は植物性の油(ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の変性加工をしたものに限る。) デグラス 脂肪性の酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び脂肪性のアルコール グリセリン、グリセリン水及びせつけん廃液 動物性又は植物性の油脂(完全に又は部分的に水素添加をしたもの及びその他の処理により固形にし又は硬化したものに限るとともに、精製してあるかどうかを問わないものとし、さらに調製したものを除く。) マーガリン、イミテーションラードその他の調製食用脂 鯨ろう(粗のもの、圧搾したもの又は精製したもので、着色してあるかどうかを問わない。) みつろうその他のこん虫ろう(着色してあるかどうかを問わない。) 植物性ろう(着色してあるかどうかを問わない。) 脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	一五・〇九 一五・一〇 一五・一一 一五・一二 一五・一三 一五・一四 一五・一五 一五・一六 一五・一七 第四部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢及びたばこ 第一六類 肉、魚、甲殻類又は軟体動物の調製品 注 この類には、第二類又は第三類に該当する肉、魚、甲殻類及び軟体動物を含まない。 一六・〇一 一六・〇二 一六・〇三 一六・〇四 一六・〇五 ソーセージ及びこれに類する物品(肉、くず肉又は動物の血で製造したものに限る。) 肉又はくず肉のその他の調製品 肉エキス及びミートジュース 魚の調製品(キャビア及びその代用物を含む。) 甲殻類又は軟体動物の調製品
注 第一七類 糖類及び砂糖菓子 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) ココアを含有する砂糖菓子(第一八・〇六号参照) (b) 化学的に純粋な糖類(しよ糖、グルコース及び乳糖を除く。第二九・四三号参照) (c) 医療用品(第三〇類参照) 2 化学的に純粋なしよ糖は、その原料のいかんを問わず、第一七・〇一号に属する。 一七・〇一 一七・〇二 一七・〇三 一七・〇四 一七・〇五 てん菜糖及び甘しや糖(固体のものに限る。) その他の糖類並びに糖水、人造はちみつ(天然はちみつを混合してあるかどうかを問わない。及びカラメル) 糖みつ(脱色してあるかどうかを問わない。) 砂糖菓子(ココアを含有するものを除く。) 糖類、糖水及び糖みつ(香味料を加えたもの及び着色したものに限るものとし、砂糖を加えた果汁を除く。)	注 第一八類 ココア及びその調製品 1 この類には、第一九・〇二号、第一九・〇八号、第三二・〇二号、第三二・〇九号又は第三三・〇三号に掲げる物品を含まない。 2 第一八・〇六号には、ココアを含有する砂糖菓子と、1に掲げる物品を除き、ココアを含有するその他の調製食料品を含む。 一八・〇一 一八・〇二 一八・〇三 一八・〇四 一八・〇五 一八・〇六 カカオ豆(全形のもの又は割つたもので、生のものであるか、又はいつたものであるかどうかを問わない。) カカオ豆の殻、皮及びくず ココアペースト(塊状のもので、脱脂してあるかどうかを問わない。) カカオ脂 ココア粉(甘味を付けたものを除く。) チョコレートその他ココアを含有する調製食料品 第一九類 穀物、穀粉又はでん粉の調製品及びベーカリー製品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
- (a) 穀粉、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品でコリアの含有量が全重量の五〇%以上のもの(第一八・〇六号参照)
- (b) 飼料用ビスケットその他の穀粉又はでん粉の調製飼料(第三三・〇七号参照)
- (c) 医療用品(第三〇類参照)
- 2 この類において穀粉の調製品には、果実又は野菜の粉の調製品を含む。

一九・〇一

一九・〇二

一九・〇三

一九・〇四

一九・〇五

一九・〇六

一九・〇七

一九・〇八

麦芽エキス

穀粉、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品(コリアを含有するものにあつては、その含有量が全重量の五〇%に満たないものに限り。)

マカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品

タピオカ及びサゴ並びにばれいしよでん粉その他のでん粉から製造したタピオカ又はサゴの代用物

パフドライス、コーンフレークその他これらに類する調製食料品(穀物又は穀物産品を膨張させ又はいつて得たものに限り。)

聖さん用ウェハー、医療用に適するオブラート、シーリングウェハー、ライスペーパーその他これらに類する物品

食パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品(砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。)

パイ、ビスケット、スポンジケーキ、クッキーその他これらに類するベーカリー製品(コリアを含有しているかどうかを問わない。)

第二〇類 野菜、果実その他植物の部分の調製品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
- (a) 第七類又は第八類に該当する野菜及び果実
- (b) フルーツゼリー、フルーツペーストその他これらに類するもので、砂糖菓子又はチョコレート菓子の形状のもの(第一七・〇四号及び第一八・〇六号参照)
- 2 第二〇・〇一号及び第二〇・〇二号において野菜は、生鮮の状態において第七・〇一号に属する物品に限る。
- 3 しよらが、アンジェリカその他食用に適する植物又はその部分を糖水づけにしたもの及びいつた落花生は、第二〇・〇六号に属する。
- 4 トマトジュースで含有物の乾燥重量が全重量の七%以上のものは、第二〇・〇二号に属する。

二〇・〇一

食酢又は酢酸で調製した野菜及び果実(砂糖、塩、香辛料又はマスタードを加えてあるかどうかを問わない。)

二〇・〇二

二〇・〇三

二〇・〇四

二〇・〇五

二〇・〇六

二〇・〇七

調製した野菜(食酢又は酢酸で調製したものを除く。)

冷凍果実(砂糖を加えたものに限り。)

砂糖で調製した果実、果皮その他植物の部分(ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限り。)

ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、フルーツピューレー及びフルーツペースト(加熱して調製したものに限り。砂糖を加えてあるかどうかを問わない。)

その他の調製した果実(砂糖を加えてあるか、又はアルコールを含有しているかどうかを問わない。)

果汁(ぶどう搾汁を含む。及び野菜ジュース(砂糖を加えてあるかどうかを問わないものとし、発酵したもの及びアルコールを含有するものを除く。)

二〇・〇六

二〇・〇七

第二二類 各種の調製食料品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
- (a) 第七・〇四号の野菜の混合物
- (b) コーヒーを含有するいつたコーヒー代用物(第九・〇一号参照)
- (c) 第九・〇四号から第九・〇一〇号までの物品
- (d) 医薬品として作られている酵母(第三〇・〇三号参照)
- 2 1(b)に掲げるコーヒー代用物のエキ스는、第二一・〇二号に属する。
- 二一・〇一
- 二一・〇二
- 二一・〇三
- 二一・〇四
- 二一・〇五
- 二一・〇六
- 二一・〇七
- チコリーその他のコーヒー代用物(いつたものに限り。並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物)
- コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品
- マスタード粉及び調製したマスタード
- ソースその他の混合調味料
- スープ及びブロス(固形又は粉状のものを含む。)
- 酵母(活性のものであるかどうかを問わない。及び調製したベーキングパウダー)
- 調製食料品(他の号に該当するものを除く。)

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
- (a) 海水(第二五・〇一号参照)
- (b) 蒸留水及び伝導度水(第二八・五八号参照)
- (c) 酢酸の水溶液(酢酸の重量が全重量の一〇%をこえるものに限り。第二九・一四号参照)

第二二類

飲料、アルコール及び食酢

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議第四十五号(一)

關稅率表における物品の分類のための品目表に關する條約の改正に關する議定書の締結について承認を求めた 一〇八四

(d) 第三〇・〇三号の医薬品
(e) 調製香料及び化粧品類(第三三類参照)
2 第二二・〇八号及び第二二・〇九号においてアルコール分は、温度一五度においてゲリユサク式比重計により測定した場合の値による。

二二・〇一	水(鉱水及び炭酸水を含む)、氷及び雪
二二・〇二	レモネード、香味料を加えた鉱水及び炭酸水並びにその他のアルコールを含有しない飲料(第二二・〇七号に該当する果汁及び野菜ジュースを除く。)
二二・〇三	ビール
二二・〇四	ぶどう搾汁(発酵中のもの及びアルコール添加以外の方法により発酵を止めたものに限り。)
二二・〇五	ぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したものに限り。及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの)
二二・〇六	ベルモットその他のぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したもので、芳香性エキスをより香味を付けたものに限り。)
二二・〇七	その他の発酵酒(たとえば、りんご酒、なし酒及びミード)
二二・〇八	エチルアルコール(変性してないものでアルコール分が八〇度以上のものに限り。及び変性アルコール(アルコール分のいかんを問わない。)
二二・〇九	エチルアルコール(変性してないものでアルコール分が八〇度に満たないものに限り。及び蒸留酒、リキエールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品(いわゆる濃縮エキス)でアルコールを含有するもの)
二二・一〇	食酢及びその代用物
二三・〇一	第三三類 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料
二三・〇二	肉、くず肉、魚、甲殻類又は軟体動物の粉及びミール(食用に適しないものに限り。並びに獣脂かす)
二三・〇三	ふすま、ぬかその他のかす(穀物又は豆のふり分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限り。)
二三・〇四	ビートパルプ、ペガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす、酒類製造の際に生ずるかす及びでん粉かすその他これに類するかす
二三・〇五	オイルケーキその他の植物性の油かす(油さいを除く。)
二三・〇六	ぶどう酒かす及びアーゴ
二三・〇七	飼料用の植物性生産品(他の号に該当するものを除く。)
二四・〇一	第二四類 たばこ たばこ(製造たばこを除く。及びくずたばこ)

二四・〇二 製造たばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス

第五部 鉱物性生産品

第二五類 塩、いおう、土石類、プラスチック、石灰及びセメント

注

1 この類の物品は、文脈により別段に解される場合を除くほか、粗のもの、洗ったもの(構造の変化なしに化学物質により不純物を除去したものを含む)、割り、砕き、粉状にし又はふるい分けしたもの及び浮遊選鉱、磁気選鉱その他の機械的又は物理的方法により選鉱したもの(結晶法により選鉱したものを除く。)に限るものとし、焼いたもの及び各号において特定の物品について特に規定した処理方法以外の方法でさらに加工したものを含まない。

2 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 昇華いおう、沈降いおう及びコロイドいおう(第二八・〇二号参照)
- (b) アースカラーで、酸化第二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇%以上のもの(第二八・二三号参照)
- (c) 第三〇類に該当する医療用品
- (d) 調製香料及び化粧品類(第三三・〇六号参照)
- (e) 第六八・〇一、第六八・〇二又は第六八・〇三に該当する道路その他の舗装に用いる石、礫石、敷石及びモザイク並びに屋根用、上張り用又は防湿層用のスレート
- (f) 貴石及び半貴石(第七一・〇二号参照)
- (g) 塩化ナトリウムで製造した光学用品(第九〇・〇一、第九〇・〇二、第九〇・〇三、第九〇・〇四、第九〇・〇五、第九〇・〇六、第九〇・〇七、第九〇・〇八、第九〇・〇九、第九〇・一〇、第九〇・一一、第九〇・一二、第九〇・一三、第九〇・一四、第九〇・一五、第九〇・一六、第九〇・一七、第九〇・一八、第九〇・一九、第九〇・二〇、第九〇・二一、第九〇・二二、第九〇・二三、第九〇・二四、第九〇・二五、第九〇・二六、第九〇・二七、第九〇・二八、第九〇・二九、第九〇・三〇、第九〇・三一、第九〇・三二、第九〇・三三、第九〇・三四、第九〇・三五、第九〇・三六、第九〇・三七、第九〇・三八、第九〇・三九、第九〇・四〇、第九〇・四一、第九〇・四二、第九〇・四三、第九〇・四四、第九〇・四五、第九〇・四六、第九〇・四七、第九〇・四八、第九〇・四九、第九〇・五〇、第九〇・五一、第九〇・五二、第九〇・五三、第九〇・五四、第九〇・五五、第九〇・五六、第九〇・五七、第九〇・五八、第九〇・五九、第九〇・六〇、第九〇・六一、第九〇・六二、第九〇・六三、第九〇・六四、第九〇・六五、第九〇・六六、第九〇・六七、第九〇・六八、第九〇・六九、第九〇・七〇、第九〇・七一、第九〇・七二、第九〇・七三、第九〇・七四、第九〇・七五、第九〇・七六、第九〇・七七、第九〇・七八、第九〇・七九、第九〇・八〇、第九〇・八一、第九〇・八二、第九〇・八三、第九〇・八四、第九〇・八五、第九〇・八六、第九〇・八七、第九〇・八八、第九〇・八九、第九〇・九〇、第九〇・九一、第九〇・九二、第九〇・九三、第九〇・九四、第九〇・九五、第九〇・九六、第九〇・九七、第九〇・九八、第九〇・九九、第九〇・一〇〇)
- (h) 筆記用又は図画用のチョーク並びにテラースチーク及びビリヤードチョーク(第九八・〇五号参照)

二五・〇一	塩(岩塩、海塩及び食卓塩を含む)、純塩化ナトリウム、かん水及び海水
二五・〇二	硫酸鉄(焼いてないものに限り。)
二五・〇三	いおう(昇華いおう、沈降いおう及びコロイドいおうを除く。)
二五・〇四	天然黒鉛
二五・〇五	天然の砂(着色してあるかどうかを問わないものとし、第二六・〇一、二六・〇二、二六・〇三、二六・〇四、二六・〇五、二六・〇六、二六・〇七、二六・〇八、二六・〇九、二六・一〇、二六・一一、二六・一二、二六・一三、二六・一四、二六・一五、二六・一六、二六・一七、二六・一八、二六・一九、二六・二〇、二六・二一、二六・二二、二六・二三、二六・二四、二六・二五、二六・二六、二六・二七、二六・二八、二六・二九、二六・三〇、二六・三一、二六・三二、二六・三三、二六・三四、二六・三五、二六・三六、二六・三七、二六・三八、二六・三九、二六・四〇、二六・四一、二六・四二、二六・四三、二六・四四、二六・四五、二六・四六、二六・四七、二六・四八、二六・四九、二六・五〇、二六・五一、二六・五二、二六・五三、二六・五四、二六・五五、二六・五六、二六・五七、二六・五八、二六・五九、二六・六〇、二六・六一、二六・六二、二六・六三、二六・六四、二六・六五、二六・六六、二六・六七、二六・六八、二六・六九、二六・七〇、二六・七一、二六・七二、二六・七三、二六・七四、二六・七五、二六・七六、二六・七七、二六・七八、二六・七九、二六・八〇、二六・八一、二六・八二、二六・八三、二六・八四、二六・八五、二六・八六、二六・八七、二六・八八、二六・八九、二六・九〇、二六・九一、二六・九二、二六・九三、二六・九四、二六・九五、二六・九六、二六・九七、二六・九八、二六・九九、二六・一〇〇)
二五・〇六	石炭(天然の砂を除く。及びけい岩(荒く割り若しくは角材にし、又は角材にひいたけい岩を含む。)
二五・〇七	カオリン、ベントナイトその他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト(焼いてあるかどうかを問わないものとし、第六八・〇七号に該当するエキスパンドドクレールを除く。並びにムライト、シャ

モット及びダイナスアース

白亜

二五・〇八

二五・〇九

二五・一〇

二五・一一

二五・一二

二五・一三

二五・一四

二五・一五

二五・一六

二五・一七

二五・一八

二五・一九

二五・二〇

白亜

アースカラー(焼いてあるか、又は相互に混合してあるかどうかを問わない)及び天然の雲母状酸化鉄

天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム、りん灰石並びにりん酸塩を含有する白亜

天然の硫酸バリウム(重晶石)及び炭酸バリウム(毒重石。焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化バリウムを除く。)

けいそう土その他これに類するけい酸質の土(焼いてあるかどうかを問わないものとし、見掛け比重が一以下のものに限る。)

コランダム、ガーネットその他の研摩用鉱物性材料(天然のものに限るものとし、熱処理してあるかどうかを問わない)並びにパミストーン及びエメリー

スレート(荒く割り若しくは角材にし、又は角材にひいたものを含む。)

大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石(見掛け比重が二・五以上のものに限る。及びアラバスター(荒く割り若しくは角材にし、又は角材にひいたものを含む。))

花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石(荒く割り若しくは角材にし、又は角材にひいたものを含む。)

コンクリート用、道路舗装用又は鉄道その他のバラスト用に通常供する砕石(熱処理してあるかどうかを問わない)、砂利、マカダム及びタールマカダム並びにフリント及び小石(熱処理してあるかどうかを問わない)並びに第二五・一五号又は第二五・一六号に該当する岩石を粒状にし又は破片にしたもの(熱処理してあるかどうかを問わない)及び粉状にしたもの

ドロマイト(焼いてあるかどうかを問わないものとし、荒く割り若しくは角材にし、又は角材にひいたものを含む)及び凝結ドロマイト(タールドロマイトを含む。)

天然の炭酸マグネシウム(マグネサイト。焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化マグネシウムを除く。)

天然石膏、天然無水石膏及び天然石膏を焼いたもの並びに硫酸カルシウムをもととしたプラスター(天然石膏を焼いたもの及びプラスターにあつては、着色してあるかどうかを問わないものとし、歯科用に特に調製したプラスターを除く。)

二五・二二

二五・二三

二五・二四

二五・二五

二五・二六

二五・二七

二五・二八

二五・二九

二五・三〇

二五・三一

二五・三二

二五・三三

二五・三四

二五・三五

二五・三六

二五・三七

二五・三八

石灰石その他の石灰質の岩石(通常石灰又はセメントの製造に供するものに限る。)

生石灰、消石灰及び水硬性石灰(酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。)

ポルトランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント(着色してあるか、又はクリンカー状であるかどうかを問わない。)

石綿

海泡石(みがいてあるかどうかを問わない。こはく並びに板状、棒状その他これらに類する形状に凝結した海泡石及びこはく(凝結したものにあつては、成形後に加工したものを除く)並びに黒玉

雲母(はく離雲母を含む)及びそのくず

ステアタイト(荒く割り若しくは角材にし、又は角材にひいたものを含むものとし、天然のものに限る。)

天然のクリオライト及びチオライト

天然の硫化素

粗の天然ほう酸塩及びその精鉱(焼いてあるかどうかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く)並びに粗の天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五%以下のもの

長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びはたる石

ストロンチアナイト(焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除く)及び鉱物(他の号に該当する鉱物を除く)並びに陶磁製品の破片

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 天然の炭酸マグネシウム(マグネサイト。焼いてあるかどうかを問わない。第二五・一九号参照)

(b) 第三一類の塩基性スラグ

(c) スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール(第六八・〇七号参照)

第二六類 金属鉱、スラグ及び灰

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

関稅率表における物品の分類のための品目表に關する條約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された
關稅率表における物品の分類のための品目表に關する條約の改正に關する議定書の締結について承認を求めた
一〇八六

(d) 第七一・一一号に該當する貴金屬の溶解せずその他の物品 (e) 製鍊工程で製造される銅、ニッケル又はコバルトのマット(第一五部参照) 2 第二六・〇一号において「金屬」又は「水銀、第二八・五〇号の金屬又は第一四部若しくは第一五部の金屬を採取するために冶金工業において通常使用している種類の金属(金屬採取の用途に供しないものを含む)」をいう。ただし、第二六・〇一号には、冶金工業において通常行なわれない工程を経た金属を含む。 3 第二六・〇三号は、工業的に金屬の採取又は金屬化合物の製造原料に用いる灰及び残留物に限り適用する。	二六・〇一 金屬(精製を含む)及び焼いた硫化鉄 二六・〇二 スラグ、ドロス、スケールその他これらに類するくず(鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。) 二六・〇三 灰及び残留物(金屬又はその化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。) 二六・〇四 その他のスラグ及び灰(ケルプを含む。)	注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) 化学的に單一有機化合物(第二七・一一号に属する化学的に純粋なメタンを除く。) (b) 医薬品(第三〇・〇三号参照) 2 第二七・〇七号には、低温コールタールその他の鉱物性タールの蒸留又は石油精製その他の処理により得られる物品のうち、高温コールタールの蒸留物に類するもので、芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量をこえるものを含む。 3 第二七・一〇号において石油及び歴青油には、その製法のいかんを問わず、石油又は歴青油に類する物品で、非芳香族成分の重量が芳香族成分の重量をこえるものを含む。 4 第二七・一三号には、パラフィンろうその他同号に掲げる物品に類するもので、合成その他の方法によつて得られる物品を含む。 二七・〇一 石炭及びれん炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの 二七・〇二 亜炭(凝結してあるかどうかを問わない。) 二七・〇三 泥炭(ピトリッターを含むものとし、凝結してあるかどうかを問わない。) 二七・〇四 コークス及び半成コークス(石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限る。)
---	---	---

二七・〇五 レトルトカーボン 二七・〇六 石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス(任意号) 二七・〇七 石炭、亜炭又は泥炭を蒸留して得たタールその他の鉱物性タール(これを蒸留して成分の一部を除去したもの及びピッチにクレオソート油その他のコールタール蒸留物を混じらしたものを含む。) 二七・〇八 高温コールタールの蒸留物及びこの類の注2に規定する物品 二七・〇九 ビッチ及びピッチコークス(コールタールその他の鉱物性タールから製造したものに限る。) 二七・一〇 石油及び歴青油(原油に限る。) 二七・一一 石油及び歴青油(原油を除く)並びに石油又は歴青油の調製品(調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該當するものを除く。) 二七・一二 石油ガスその他のガス状炭化水素 二七・一三 ペトロラタム 二七・一四 パラフィンろう、ミクロクリスタリンワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう(着色してあるかどうかを問わない。) 二七・一五 石油アスファルト、石油コークスその他の石油又は歴青油の残留物 二七・一六 天然アスファルト、油母頁岩、アスファルトチックロック及びタールサン 二七・一七 マスチック、カットバックその他の歴青質混合物(天然アスファルト、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもとしたものに限る。) 電力(任意号)	注 1 (a) 第二八・五〇号又は第二八・五一号の記載に該當する物品は、放射性金属を除き、すべて当該各号に属するものとし、この表の他の号には含まれない。 (b) 第二八・四九号又は第二八・五二号の記載に該當する物品は、(a)に規定する物品を除き、すべて当該各号に属するものとし、この部の他の号には含まれない。 2 投与量にして又は小売用に包装したことにより第三〇・〇三号、第三〇・〇四号、第三〇・〇五号、第三二・〇九号、第三三・〇六号、第三五・〇六号、第三七・〇八号又は第三八・一一号に該當することとなる物品は、1の物品を除き、当該各号に属するものとし、この表の他の号には含まれない。 第六部 化学工業(類似の工業を含む)の生産品
---	--

注

第二八類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

- 1 この類は、文脈により別段に解される場合を除くほか、次の物品に限り適用する。
 - (a) 化学的に単一の元素及び化合物（不純物を含有するかどうかを問わない。）
 - (b) (a)に掲げる物品の水溶液
 - (c) (a)に掲げる物品を水以外の溶媒に溶かしたものの（保全又は輸送のために溶かしたものに限るものとし、特定の用途に適するものを除く。）
 - (d) (a)、(b)又は(c)に掲げる物品で、保存又は輸送のために安定剤を加えたもの
- 2 この類には、亜二チオン酸塩で有機安定剤を加えたもの及びスルホキシル酸塩（第二八・三六号）、無機塩基の炭酸塩及び過炭酸塩（第二八・四二号）、無機塩基のシアノ化物及びシアノ錯塩（第二八・四三号）、無機塩基の雷酸塩、シアノ酸塩及びチオシアノ酸塩（第二八・四四号）、第二八・四九号から第二八・五二号までに含まれる有機物並びに金属又は非金属の炭化物（第二八・五六号）を含むものとし、その他の炭素化合物にあつては、次のもののみを含む。
 - (a) 炭素の酸化物並びにシアニ化水素酸、雷酸、イソシアノ酸、チオシアノ酸その他の単一シアノ酸及び錯シアノ酸（第二八・一三三号）
 - (b) 炭素のオキシハロゲン化合物（第二八・一四四号）
 - (c) 二硫化炭素（第二八・一五五号）
 - (d) 無機塩基のチオ炭酸塩、セレンノ炭酸塩及びテルロ炭酸塩並びに無機塩基のセレンノシアノ酸塩、テルロシアノ酸塩、テトラチオシアナトジアミノクロム酸塩（ライネケ塩）その他の錯シアノ酸塩（第二八・四八号）
 - (e) 固形過酸化水素（第二八・五四号）並びにオキシ硫化炭素、ハロゲン化チオカルボニル、ジシアン、ハロゲン化ジシアン、シアナミド及びその金属置換体（窒素の含有量が乾燥状態における無水物として計算した全重量の二五％以下のカルシウムシアナミド（第三二類参照）を除く。第二八・五八号）
- 3 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第五部に該当する塩化ナトリウムその他の鉱物性生産品
 - (b) オルガノインオルガニック化合物（2）に掲げるものを除く。）
 - (c) 第三二類の注1、2、3又は4に掲げる物品
 - (d) 無機のルミノホア（第三二・〇七号参照）
 - (e) 人造黒鉛（第三八・〇一七号参照）、第三八・一七号の消火器用の装てん物にし、又は消火器に装した消火剤、第三八・一九号の小売容器入りのインキ消し及び第三八・一九号の酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくはアルカリ土類金属のハロゲン化合物の培養単結晶（一個の重量が二・五グラム以上の培養単結晶に限るものとし、光学用品を除く。）

- (f) 天然、合成又は再生の貴石及び半貴石並びにこれらのダスト及び粉（第七一・〇二号から第七一・〇四号まで参照）並びに第七一類に該当する貴金属
- (g) 第五部に該当する単金属（化学的に純粋であるかどうかを問わない。）
- (h) 酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくはアルカリ土類金属のハロゲン化合物その他の物品で製造した光学用品（第九〇・〇一七号参照）
- 4 第二節に該当する非金属酸と第四節に該当する金属酸とから成る化学的に単一の酸は、第二八・一三三号に属する。
- 5 第二八・二九号から第二八・四八号までの各号は、金属又はアンモニウムの塩及びペルオキシ塩に限り適用する。
- 6 第二八・五〇号は、次の物品に限り適用する。
 - (a) 核分裂性の元素及び同位元素（天然ウラン、ウラン同位元素二三三及びウラン同位元素二三五並びにプルトニウム及びその同位元素に限る。）
 - (b) 放射性元素（テクネチウム、プロメチウム、ポロニウム、アスタチン、ラドン、フランシウム、ラジウム、アクチニウム、プロトアクチニウム、ネプツニウム、アメリシウムその他さらに高位の原子番号のものに限る。）
 - (c) その他の天然又は人工の放射性同位元素（第一四部又は第一五部の貴金属又は単金属のものを含む。）
 - (d) (a)から(c)までに掲げる元素又は同位元素の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるか、又はこれらを相互に混合してあるかどうかを問わない。）
 - (e) 合金（フェロウランを除く）、ディスプレイン及びサーメット（a)から(d)までに掲げる元素、同位元素又は無機若しくは有機の化合物を含有するものに限る。）
 - (f) 使用済みの原子炉用カートリッジ
- 7 第二八・五五号には、りん含有量が全重量の一五％以上のりん鉄及びりん含有量が全重量の八％をこえるりん銅を含む。

第一節 元素

- | | |
|-------|--|
| 二八・〇一 | ハロゲン（ふつ素、塩素、臭素及びヨウ素に限る。） |
| 二八・〇二 | 昇華いおう、沈降いおう及びコロイドいおう |
| 二八・〇三 | 炭素（カーボンブラック、アントラセンブラック、アセチレンブラック及びランブブラックを含む。） |
| 二八・〇四 | 水素、希ガスその他の非金属元素 |
| 二八・〇五 | アルカリ金属、アルカリ土類金属、希土類金属、イットリウム、スカンジウム |

昭和四十二年四月二十六日 衆議院會議第四十五号(一)

関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された 一〇八八
関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約の改正に關する議定書の締結について承認を求めるの件

二八・〇六	ウム及び水銀
二八・〇七	第二節 無機酸及び非金属酸化物
二八・〇八	塩酸及びクロルスルホン酸
二八・〇九	二酸化いおう
二八・一〇	硫酸及び発煙硫酸
二八・一一	硝酸及び硫硝酸
二八・一二	五酸化りん、メタりん酸、オルトリン酸及びピロりん酸
二八・一三	三酸化ひ素、五酸化ひ素及びひ酸
二八・一四	酸化ほう素及びほう酸
二八・一五	その他の無機酸及び非金属酸化物
二八・一六	第三節 非金属のハロゲン化合物及びいおう化合物
二八・一七	非金属のハロゲン化合物、オキシハロゲン化合物その他のハロゲン化合物
二八・一八	非金属硫化物及び三硫化りん
二八・一九	第四節 無機塩基並びに金属の酸化物、水酸化物及び過酸化物
二八・二〇	無水アンモニア及びアンモニア水
二八・二一	かせいソーダ、かせいカリ、過酸化ナトリウム及び過酸化カリウム
二八・二二	ストロンチウム、バリウム又はマグネシウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物
二八・二三	酸化亜鉛及び過酸化亜鉛
二八・二四	酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び人造コランダム
二八・二五	酸化クロム及び水酸化クロム
二八・二六	酸化マンガン
二八・二七	酸化鉄及び水酸化鉄並びに酸化第二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇%以上のアースカラー
二八・二八	酸化コバルト及び水酸化コバルト
二八・二九	酸化チタン
二八・三〇	酸化すず(酸化第一すず及び酸化第二すずに限る。)
二八・三一	酸化鉛、鉛丹及びオレンジ鉛
二八・三二	ヒドラジン、ヒドロキシルアミン及びこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物
二八・三三	第五節 無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩
二八・三四	ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロほう酸塩その他のふつ素錯塩
二八・三五	塩化物及びオキシ塩化物
二八・三六	亜塩素酸塩及び次亜塩素酸塩
二八・三七	塩素酸塩及び過塩素酸塩
二八・三八	臭化物、オキシ臭化物、臭素酸塩、過臭素酸塩及び次亜臭素酸塩
二八・三九	より化物、オキシより化物、より素酸塩及び過より素酸塩

二八・三五	硫化物及び多硫化物
二八・三六	亜二チオン酸塩(有機安定剤を加えたものを含む。)
二八・三七	亜硫酸塩及びチオ硫酸塩
二八・三八	硫酸塩(みよりばんを含む。)
二八・三九	亜硝酸塩及び硝酸塩
二八・四〇	亜りん酸塩、次亜りん酸塩及びりん酸塩
二八・四一	亜ひ酸塩及びひ酸塩
二八・四二	炭酸塩及び過炭酸塩並びに商慣行上炭酸アンモニウムとして取引される物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの
二八・四三	シアン化物及びシアン錯塩
二八・四四	雷酸塩、シアニド酸塩及びチオシアニド酸塩
二八・四五	けい酸塩及び商慣行上けい酸ナトリウム又はけい酸カリウムとして取引される物品
二八・四六	ほう酸塩及び過ほう酸塩
二八・四七	クロム酸塩、過マンガン酸塩、すず酸塩その他の金属酸塩
二八・四八	その他の無機酸塩及び無機酸ペルオキシ塩(アジ化物を除く。)
二八・四九	第六節 その他のもの
二八・五〇	コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム並びに貴金属の無機又は有機の塩その他の化合物(アルブミナート、プロテイナー、タンナートその他これらに類する化合物を含むものとし、化学的に単一の化合物であるかどうかを問わない。)
二八・五一	核分裂性の元素及び同位元素並びにその他の放射性の元素及び同位元素並びにこれらの無機又は有機の化合物(化学的に単一の化合物であるかどうかを問わない。)
二八・五二	若しくは放射性の元素若しくは同位元素又はこれらの無機若しくは有機の化合物を含有するものに限る。)
二八・五三	同位元素及びその無機又は有機の化合物(化学的に単一の化合物であるかどうかを問わないものとし、第二八・五〇号に該当する同位元素及び化合物を除く。)
二八・五四	トリウム、ウラン二三五を減少させたウラン(劣化ウラン)、希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物(これらを相互に混合してあるかどうかを問わない。)
二八・五五	液体空気(希ガスを除去してあるかどうかを問わない。)
二八・五六	過酸化水素(固形過酸化水素を含む。)
	りん化合物
	炭化けい素、炭化ほう素、金属炭化物その他の炭化物

二八・五七
二八・五八

水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物
その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）

第二九類 有機化学品

注

- 1 この類は、文脈により別段に解される場合を除くほか、次の物品に限り適用する。
 - (a) 化学的に単一の有機化合物（不純物を含有するかどうかを問わない。）
 - (b) 同じ有機化合物の二以上の異性体の混合物（不純物を含有するかどうかを問わないものとし、飽和又は不飽和の非環式炭化水素にあつては、立体異性体以外の異性体の混合物（第二七類参照）を除く。）
 - (c) 第二九・三八号から第二九・四二号までの物品、第二九・四三号の糖エーテル、糖エステル及びこれらの塩並びに第二九・四四号の物品（化学的に単一であるかどうかを問わない。）
 - (d) (a)、(b)又は(c)に掲げる物品の水溶液
 - (e) (a)、(b)又は(c)に掲げる物品を水以外の溶媒に溶かしたものを（保全又は輸送のために溶かしたものに限るものとし、特定の用途に適するものを除く。）
 - (f) (a)、(b)、(c)、(d)又は(e)に掲げる物品で、保存又は輸送のために安定剤を加えたもの
 - (g) ジアゾニウム塩、そのカブリング成分として使用するアリライド又はアゾイック染料用のファストベースで、標準的な濃度にしたもの
- 2 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第一五・〇四号に該当する物品及びグリセリン（第一五・一一号参照）
 - (b) エチルアルコール（第二二・〇八号及び第二二・〇九号参照）
 - (c) メタン（第二七・一一号参照）
 - (d) 第二八類の注2に掲げる炭素化合物
 - (e) 尿素（窒素の含有量が乾燥状態において全重量の四五％以下のものに限る。第三一類参照）
 - (f) 植物性又は動物性の着色料（第三二・〇四号参照）、有機合成染料（顔料色素を含む）、有機合成ルミノホア、けい光白色染料及び天然あい（第三三・〇五号参照）並びに小売用の形状又は包装にした染料（第三三・〇九号参照）
 - (g) メタアルデヒド、ヘキサメチレンテトラミンその他これらに類する物質をタブレット状、棒状その他これらに類する形状にした燃料及び容量が三〇〇立方センチメートル以下の容器に入れたメカニカルライター用の液体燃料（第三六・〇八号参照）
 - (h) 第三八・一七号の消火器用の装てん物にし、又は消火弾にした消火剤及び第三八・一九号の小売容器入りのインキ消し
 - (i) 酒石酸エチレンジアミンその他の物品で製造した光学用品（第九〇・〇一号参照）

照

- 3 この類の二以上の号に該当する物品は、その該当する号のうち最後の号に属する。
- 4 第二九・〇三号から第二九・〇五号まで、第二九・〇七号から第二九・一一号まで及び第二九・一二号から第二九・二二号までの各号において、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体には、これらの複合誘導体（たとえば、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホン化誘導体及びニトロスルホハロゲン化誘導体）を含む。
- 5 ニトロ基及びニトロソ基は、第二九・三〇号においては窒素官能基でないものとみなす。
- 5 (a) 第一節から第七節までの酸官能有機化合物とこれらの節の有機化合物とのエステルは、これを構成する酸官能有機化合物又は有機化合物の属する号のうち最後の号に属する。
 - (b) エチルアルコール又はグリセリンと第一節から第七節までの酸官能有機化合物とのエステルは、これを構成する酸官能有機化合物の属する号に属する。
 - (c) (a)又は(b)に規定するエステルと無機塩基との塩は、これを構成するエステルの属する号に属する。
 - (d) 第一節から第七節までの酸官能有機化合物（a）又は(b)に規定するエステルを除く。）又はフェノール官能有機化合物と無機塩基との塩は、これを構成する酸官能有機化合物又はフェノール官能有機化合物の属する号に属する。
 - (e) カルボン酸の酸ハロゲン化物は、これを構成するカルボン酸の属する号に属する。
- 6 第二九・三一号から第二九・三四号までの化合物は、その分子中において水素、酸素又は窒素の原子のほかに、ひ素、水銀、鉛その他の非金属又は金属の原子が炭素原子と直接に結合している有機化合物に限る。
 - 第二九・三一号（有機いおう化合物）又は第二九・三四号（その他のオルガノインオルガニック化合物）には、炭素原子と直接に結合している原子が水素、酸素又は窒素のほかスルホン化誘導体又はハロゲン化誘導体（これらの複合誘導体を含む。）の特性を与えるいおう又はハロゲンのみであるものを含まない。
- 7 第二九・三五号（複素環式化合物）には、分子内エーテル、分子内ヘミアセタール、オルト二価フェノールのメチレンエーテル、エポキシドで三員環又は四員環のもの、環式アセタール並びにアルデヒド、チオアルデヒド又はアルドイミンの環式重合体、多塩基酸の酸無水物、多価アルコールと多塩基酸との環式エステル、環式ウレイド、多塩基酸のイミド並びにヘキサメチレンテトラミン及びトリメチレントリニトロアミンを含まない。

第一節 炭化水素並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

關稅率表における物品の分類のための品目表に關する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された關稅率表における物品の分類のための品目表に關する条約の改正に關する議定書の締結について承認を求めた件

一〇九〇

二九・〇一	炭化水素
二九・〇二	炭化水素のハロゲン化誘導体
二九・〇三	炭化水素のハロゲン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・〇四	炭化水素のハロゲン化誘導体、ニトロ化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・〇五	炭化水素のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・〇六	炭化水素のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・〇七	炭化水素のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・〇八	炭化水素のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・〇九	炭化水素のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・一〇	炭化水素のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・一一	炭化水素のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・一二	炭化水素のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・一三	炭化水素のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

二九・一四	炭化水素のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・一五	炭化水素のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・一六	炭化水素のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・一七	炭化水素のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・一八	炭化水素のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・一九	炭化水素のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・二〇	炭化水素のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・二一	炭化水素のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・二二	炭化水素のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・二三	炭化水素のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・二四	炭化水素のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・二五	炭化水素のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

ルデヒド、キノンアルコール、キノンフェノール、キノンアルデヒドその他の単一又は混成の酸素官能のケトン及びキノン並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

第七節 酸、酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

一塩基酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

多塩基酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール酸その他の単一又は混成の酸素官能の酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

第八節 無機酸のエステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

硫酸エステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

亜硝酸エステル及び硝酸エステル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

りん酸エステル及びその塩(ラクトホスフェイトを含む)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

炭酸エステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

その他の酸素官能のエステル(ハロゲン化水素酸エステルを除く)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

第九節 窒素官能化合物

アミン官能化合物

単一又は混成の酸素官能のアミノ化合物

第四アンモニウム塩、水酸化第四アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピン

アミド官能化合物

二九・二六	イミド官能化合物及びイミン官能化合物
二九・二七	ニトリル官能化合物
二九・二八	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアジキシル化合物
二九・二九	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体
二九・三〇	その他の窒素官能基を有する化合物
二九・三一	第一〇節 オルガノインオルガニック化合物及び複素環式化合物
二九・三二	有機いおり化合物
二九・三三	有機ヒ素化合物
二九・三四	有機水銀化合物
二九・三五	その他のオルガノインオルガニック化合物
二九・三六	複素環式化合物及びスクレイン酸
二九・三七	スルホンアミド
二九・三八	スルトン及びスルタム

第一節 プロビタミン、ビタミン、ホルモン及び酵素（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。）

プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限るものとし、天然のプロビタミンコンセントレート及びビタミンコンセントレートを含み）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（溶媒に溶かしてあるかどうかを問わない。）

ホルモン（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。）及びその誘導体で主としてホルモンとして使用するもの

酵素

第二節 グリコシド及び植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの塩、エーテル、エステルその他の誘導体

グリコシド（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体

植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体

第三節 その他の有機化合物

糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、グルコース及び乳糖を除く。）並びに糖エーテル、糖エステル及びこれらの塩（第二九・三九号、第二九・四一又は第二九・四二に該当するものを除く。）

抗生物質

その他の有機化合物

二九・四三

二九・四四

二九・四五

注

第三〇類 医療用品

1 第三〇・〇三号において「医薬品」とは、次の物品（食餌療法用の食料、強化食料、強壯飲料、鉱水その他の飲食物を除く。）で、第三〇・〇二号又は第三〇・〇四号に該当しないものをいう。

- (a) 二以上の成分から成るものうち、治療用又は予防用に混合し又は複合したもの
- (b) 混合してないもので治療用又は予防用に適するものうち、治療又は予防を目的として投与量にし、又は小売用の形状若しくは包装にしたもの
- (a), (b) 及び (d) においては、次に定めるところによる。

- (A) 混合してないものには、次の物品を含む。
- (1) 混合してないものの水溶液
- (2) 第二八類又は第二九類に該当するすべての物品
- (3) 第三一・〇三号に該当する単一の植物性エキスで、単に標準化したもの及び溶媒に溶かしたもの

- (B) 混合したものには、次の物品を含む。
- (1) コロイド状の溶液及び懸濁液（コロイドいおうを除く。）
- (2) 植物性材料の混合物を処理して得た植物性エキス
- (3) 天然の鉱水を蒸発して得た塩及び濃縮物

2 この類には、次の物品を含まない。

(a) 精油のアキアスディステレート及びアキアスソリューションで医薬用に適するもの（第三三・〇五号参照）

- (b) 歯みがき（治療用又は予防用のものを含む。第三三・〇六号参照）
- (c) 薬用せつけん（第三四・〇一参照）

3 第三〇・〇五号は、次の物品に限り適用する。

- (a) 外科用のカッターガットその他これに類する縫合材（殺菌したものに限る。）
- (b) ラミナリア及びラミナリア栓（殺菌したものに限る。）
- (c) 吸収性外科用止血材（殺菌したものに限る。）
- (d) エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬（混合してないものうち投与量にしたもの及び二以上の成分から成るものうち検査用又は診断用に混合し又は複合したものに限るものとし、第三〇・〇二号の物品を除く。）
- (e) 歯科用セメントその他の歯科用充てん料
- (f) 救急箱及び救急袋

三〇・〇一

臓器療法用の臓器その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかどうかを問わない。）及び臓器その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のものと並びに治療用又は予防用に調製したその他の動物性物質

三〇・〇二

で他の号に該当しないもの

免疫血清並びに微生物性ワクチン、毒素、培養微生物（発酵微生物を含む）

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

關稅率表における物品の分類のための品目表に關する條約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された關稅率表における物品の分類のための品目表に關する條約の改正に關する議定書の締結について承認を求めたる件 一〇九二

三〇・〇三
三〇・〇四
三〇・〇五

ものとし、酵母を除く。及びこれらに類する物品
医薬品(動物用のものを含む。)
脱脂綿、ガーゼ、包帯、被覆材、ばんそうこう、パップ剤その他これらに類する製品(医療を目的として、医薬を塗布し若しくはしみ込ませ、又は小売用に包装したものに限るものとし、この類の注3に掲げる物品を除く。)
その他の医療用品

第三二類 肥料

注

1 第三一・〇二号は、第三一・〇五号に掲げる形状又は包装にしたものを除き、次の物品に限り適用する。

(A) 次のいずれかに該当する物品

- (1) 硝酸ナトリウム(窒素の含有量が全重量の二六・三%以下のものに限る。)
- (2) 硝酸アンモニウム(純粋であるかどうかを問わない。)
- (3) 硫酸アンモニウム(純粋であるかどうかを問わない。)
- (4) 硫酸アンモニウム(純粋であるかどうかを問わない。)
- (5) 硝酸カルシウム(窒素の含有量が全重量の二六%以下のものに限る。)
- (6) 硝酸カルシウムマグネシウム(純粋であるかどうかを問わない。)
- (7) カルシウムシアナミド(窒素の含有量が全重量の二五%以下のものに限るものとし、油で処理してあるかどうかを問わない。)
- (8) 尿素(窒素の含有量が全重量の四五%以下のものに限る。)

(B) (A)に掲げる物品(含有量に關する限定はないものとする。)の二以上を相互に混合した肥料

(C) 塩化アンモニウム又は(A)若しくは(B)に掲げる物品(含有量に關する限定はないものとする。)と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料

(D) (A)若しくは(B)の物品又はこれらの混合物を水溶液又はアンモニア溶液にした液状肥料

2 第三一・〇三号は、第三一・〇五号に掲げる形状又は包装にしたものを除き、次の物品に限り適用する。

(A) 次のいずれかに該当する物品

- (1) 塩基性スラグ
- (2) 焼成りん酸カルシウム、溶成りん酸カルシウム又は焼いた天然のりん酸アルミニウムカルシウム
- (3) 過りん酸石灰又は重過りん酸石灰
- (4) りん酸水素カルシウム(ふつ素の含有量が全重量の〇・二%以上のものに限る。)

(B) (A)に掲げる物品(含有量に關する限定はないものとする。)の二以上を相互に混合した肥料

(C) (A)又は(B)に掲げる物品(含有量に關する限定はないものとする。)と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料

3 第三一・〇四号は、第三一・〇五号に掲げる形状又は包装にしたものを除き、次の物品に限り適用する。

(A) 次のいずれかに該当する物品

- (1) カイナリット、カイナイト、シルビナイトその他の粗の天然カリウム塩類
- (2) てん菜糖みつのかすから得た粗製カリウム塩
- (3) 塩化カリウム(純粋であるかどうかを問わないものとし、6(c)に掲げる物品を除く。)
- (4) 硫酸カリウム(酸化カリウムとして計算したカリウム分が全重量の五二%以下のものに限る。)
- (5) 硫酸マグネシウムカリウム(酸化カリウムとして計算したカリウム分が全重量の三〇%以下のものに限る。)

(B) (A)に掲げる物品(含有量に關する限定はないものとする。)の二以上を相互に混合した肥料

4 りん酸アンモニウムでひ素の含有量が一キログラムにつき六ミリグラム以上のものは、第三一・〇五号に属する。

5 1(A)、2(A)、3(A)及び4において含有量に關する限定は、乾燥状態における無水物について計算したところによる。

6 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第五・一五号の動物の血

(b) 化学的に単一の化合物(1(A)、2(A)、3(A)又は4の記載に該当するものを除く。)

(c) 塩化カリウムで製造した光学用品(第九〇・〇一(一)号参照)及び第三八・一九号の塩化カリウム培養基結晶(一個の重量が二・五グラム以上の培養基結晶に限るものとし、光学用品を除く。)

三一・〇一
三一・〇二
三一・〇三
三一・〇四
三一・〇五

グアノその他の動物性又は植物性の天然肥料(相互に混合してあるかどうかを問わないものとし、化学的に処理したものを除く。)
窒素肥料(動物性肥料及び化学肥料に限る。)
りん酸肥料(動物性肥料及び化学肥料に限る。)
カリ肥料(動物性肥料及び化学肥料に限る。)
その他の肥料及びこの類の物品をタブレット状、ひし形その他これらに類する形状に調製し、又は容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下に包

装したものの

第三二類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、えのぐ、ペイント、ワニス、パテ、充てん料並びにインキ

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
(a) 化学的に単一の元素及び化合物（第三二・〇四号又は第三二・〇五号に該当するもの、無機のルミノホア（第三二・〇七号）及び第三二・〇九号に該当する小売用の形状又は包装にした染料を除く。）
(b) 第二九・三八号から第二九・四二号まで、第二九・四四号又は第三五・〇一号から第三五・〇四号までのいずれかに該当する物品のタンナートその他のタンニン誘導体
- 2 第三二・〇五号には、繊維上に不溶性アゾイック染料を生成させるために安定化ジアゾニウム塩とカップリング成分とを混合した物品を含む。
- 3 第三二・〇五号、第三二・〇六号及び第三二・〇七号には、それぞれ有機合成染料（顔料色素を含む。）の調製品、レーキ顔料の調製品及びその他の着色料の調製品で、人造プラスチック、ゴムその他これらに類する物品の練込み着色に使用し、又は紡織用繊維のなつ染用調製品の構成成分として使用するものを含むものとし、第三二・〇九号に該当する調製染料を含まない。
- 4 第三二・〇九号には、第三九・〇一号から第三九・〇六号までに掲げる物品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液（コロジオンを除くものとし、溶剤の含有量が全重量の五〇%をこえるものに限り）を含む。
- 5 この類において着色料には、油ペイントの体質顔料（水性塗料の着色に適するかどうかを問わない。）を含まない。
- 6 第三二・〇九号においてスタンプ用のはくは、書籍の表紙、帽子のすべり革その他の物品への印捺に用いる次の物品に限る。
(a) 金属の粉（貴金属の粉を含む。）又は顔料をにかわ、ゼラチンその他の結合剤を用いて薄いシート状にしたもの
(b) 金属（貴金属を含む。）又は顔料を紙、人造プラスチックその他の支持物の上に付着させたもの

- 三三・〇一 植物性のなめしエキス
三三・〇二 タンニン（水で抽出した浸食子タンニン及び五倍子タンニンを含む。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体
三三・〇三 合成なめし剤（天然なめし剤と混合してあるかどうかを問わない。）及びなめし前処理用の人工ペーティング剤（たとえば、酵素系のもの、すい臓系

三三・〇四

三三・〇五

三三・〇六

三三・〇七

三三・〇八

三三・〇九

三三・一〇

三三・一一

三三・一二

三三・一三

のもの及びバクテリア系のもの）
植物性着色料（ダイウツドエキスその他の植物性染色エキスを含むものとし、天然あいを除く。）及び動物性着色料
有機合成染料（顔料色素を含む。）、有機合成ルミノホア、けい光白色染料及び天然あい
レーキ顔料
その他の着色料及び無機のルミノホア
調製顔料、調製乳白剤、調製えのぐ、ほうろう、うわぐすり、液状ラスターその他これらに類する物品（塗薬用のものに限り。）及びうわぐすり用のスリッパ並びにガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの
ワニス、水性塗料、革の仕上げ用の調製水性顔料並びにペイント並びにあまに油、ホワイトスピリット、テレピン油、ワニスその他のペイント用の媒質に練り込んだ顔料、スタンプ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料
画家用えのぐ、習用えのぐ、ボスターカラー、整色用えのぐ、遊戯用えのぐその他これらに類するえのぐ類（タブレット状、チューブ入り、びん入り、さら入りその他これらに類する形状又は包装のものに限るものとし、ブラシ、パレットその他の附属品とともにセットにしたものを含む。）
調製ドライヤー
ガラス用のパテ、つぎ木用のパテ、塗装用の充てん料及び閉そく用又はシーリング用のマスチックその他これに類するマスチック（レジンマスチック及びレジンセメントを含む。）
筆記用インキ、印刷用インキその他のインキ

第三三類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
(a) 飲料製造用の調製品（いわゆる濃縮エキス）でアルコールを含有するもの（第二二・〇九号参照）
(b) 第三四・〇一号に該当するせつけん
(c) 第三八・〇七号に該当するテレピン油その他の物品
- 2 第三三・〇六号には、調製香料又は化粧品類として使用するのに適する物品で、調製香料又は化粧品類として小売用の包装にしたもの（混合してあるかどうかを問わないものとし、第三三・〇五号の物品を除く。）を含む。

三三・〇一 精油（コンクリートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかどうか

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

關稅率表における物品の分類のための品目表に關する條約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された關稅率表における物品の分類のための品目表に關する條約の改正に關する議定書の締結について承認を求めた件

一〇九四

三三・〇二	精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物
三三・〇三	精油のコンセントレート(冷収収法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質として用いるものに限る。)
三三・〇四	天然又は人造の香気性物質の二以上の混合物及び当該香気性物質の一以上をもととした混合物(アルコール溶液を含むものとし、香料工業、食品工業その他の工業において原料として用いるものに限る。)
三三・〇五	精油のアキユアスディステレート及びアキユアスソリューション(医薬用に適するものを含む。)
三三・〇六	調製香料及び化粧品類
三四・〇一	第三四類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、みがき剤、ろうそく及びこれに類する物品、モデリングペースト並びに齒科用ワックス
三四・〇二	注 この類には、次の物品を含まない。
三四・〇三	(a) 化学的に単一の化合物
三四・〇四	(b) せっけん又は有機界面活性剤を含有する歯みがき、ひげそり用クリーム及びシャンプー(第三三・〇六号参照)
三四・〇五	2 第三四・〇一は、水溶性のせっけん(消毒剤、みがき粉、充てん料、医薬品その他の物品を加えたものを含む)に限り適用する。
三四・〇六	3 第三四・〇三号において石油及び歴青油には、第二七類の注3においてこれらを含むこととされる物品を含む。
三四・〇七	4 第三四・〇四号において「調製ろう(乳化しているもの及び溶剤を含有するものを除く。)」は、次の物品に限る。
三四・〇八	(A) 動物性ろうのみの混合物、植物性ろうのみの混合物及び人造ろうのみの混合物
三四・〇九	(B) 動物性ろう、植物性ろう、鉱物性ろう及び人造ろうのうち異種のものの混合物
三四・一〇	(C) ろう状の混合物(一以上のろうをもとし、脂、樹脂、鉱物質その他の材料を含有するものに限るものとし、乳化しているもの及び溶剤を含有するものを除く。)
三四・一一	つとも、第三四・〇四号には、次の物品を含まない。
三四・一二	(a) 第二七・一三号に該当するろう
三四・一三	(b) 単に着色した単一の動物性又は植物性のろう
三四・一四	せっけん(薬用せっけんを含む。)
三四・一五	有機界面活性剤並びに調製界面活性剤及び調製洗剤(調製したものにあっては、せっけんを含有するかどうかを問わない。)
三四・一六	調製潤滑剤及び紡織用繊維、革その他の材料のオイリング又は加脂処理に

三四・〇四	用いる調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のものを除く。)
三四・〇五	調製ろう(乳化しているもの及び溶剤を含有するものを除く。)
三四・〇六	はき物、家具用又は床用のみがき料及びクリーム、メタルポリッシュ、調製みがき粉その他これらに類する調製品(第三四・〇四号に該当する調製ろうを除く。)
三四・〇七	ろうそく及びこれに類する物品
三四・〇八	モデリングペースト(児童用のもの及び取りそえたものを含む。)
三四・〇九	及び板状、馬てい状、棒状その他これらに類する形状の齒科用ワックス
三五・〇一	第三五類 たんぱく系物質及び膠着剤
三五・〇二	注 この類には、次の物品を含まない。
三五・〇三	(a) 医薬品にしたたんぱく系物質(第三〇・〇三号参照)
三五・〇四	(b) ゼラチンポストカードその他の印刷物(第四九類参照)
三五・〇五	カゼイン、カゼイナート及びその他のカゼイン誘導体並びにカゼイング
三五・〇六	アルブミン、アルブミナート及びその他のアルブミン誘導体
三五・〇七	ゼラチン(正方形又は長方形のものを含むものとし、着色してあるか、又は表面加工してあるかどうかを問わない。)
三五・〇八	ゼラチン誘導体並びににかわ、魚膠及びアイシンググラス
三五・〇九	ペプトン及びその他のたんぱく系物質並びにこれらの誘導体並びに皮粉(クロムみょうばんを加えた皮粉を含む。)
三五・一〇	デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉及びスターチグルー
三五・一一	調製膠着剤(他の号に該当するものを除く。)
三五・一二	及び膠着剤に適する物品のうち膠着剤として小売用に包装したもので正味の重量が一キログラム以下のもの
三六・〇一	第三六類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料
三六・〇二	注 この類には、2(a)又は(b)に掲げる物品を除き、化学的に単一の化合物を含まない。
三六・〇三	2 第三六・〇一八号は、次の物品に限り適用する。
三六・〇四	(a) メタルデヒド、ヘキサメチレンテトラミンその他これらに類する物質をタブレット状、棒状その他これらに類する形状にした燃料並びにアルコールをもととした燃料及びこれに類する調製燃料で固体又は半固体のもの
三六・〇五	(b) 容量が三〇〇立方センチメートル以下の容器に入れたメカニカルライター用の

(c) 液体燃料
レジントーチ、つけ木その他これらに類する物品

- 三六・〇一 火薬
- 三六・〇二 爆薬
- 三六・〇三 導火線及び導爆線
- 三六・〇四 火管、イグナイター及び雷管
- 三六・〇五 花火、鉄道用の霧中信号用品、のろし、レインロケットその他これらに類する火工品
- 三六・〇六 マッチ(ベンガルマッチを除く。)
- 三六・〇七 フェロセリウムその他の発火性合金(形状を問わない。)
- 三六・〇八 調製燃料

第三七類 写真用又は映画用の材料

注

- 1 この類には、くずの材料を含まない。
- 2 第三七・〇八号は、次の物品に限り適用するものとし、写真用のり、ワニスその他これらに類する物品を含まない。
- (a) 感光乳剤、現像剤、定着剤その他の化学品で、写真用に混合し又は複合したもの
- (b) 写真用に適する混合してない物質を使用量に小分けし、又は写真用の目的に小売用に包装したもの

- 三七・〇一 感光性の写真プレート及び平面状写真フィルム(露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は布製のものを除く。)
- 三七・〇二 感光性のロール状フィルム(露光してないものに限るものとし、パーフォレーションを有するかどうかを問わない。)
- 三七・〇三 感光性の紙、板紙及び布(露光してあるかどうかを問わないものとし、現像してないものに限る。)
- 三七・〇四 感光性のプレート及びフィルム(露光したもので、現像してないものに限る。)
- 三七・〇五 プレート及びフィルム(映画用フィルムを除くものとし、露光し、かつ、現像したものに限るとともに、パーフォレーションを有するかどうかを問わない。)
- 三七・〇六 映画用サウンドトラックフィルム(露光し、かつ、現像したものに限る。)
- 三七・〇七 その他の映画用フィルム(露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するかどうかを問わない。)
- 三七・〇八 写真用の化学品及びせん光材料

第三八類 各種の化学工業生産品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
- (a) 化学的に単一の元素及び化合物。ただし、次の物品を除く。
- (1) 人造黒鉛(第三八・〇一七号)
- (2) 第三八・一二号に掲げる形状又は包装にした消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、殺鼠剤その他これらに類する物品
- (3) 消火器用の装てん物にし、又は消火弾にした消火剤(第三八・一七号)
- (4) 2(a)、(c)、(d)又は(f)に掲げる物品
- (b) 医薬品(第三三・〇三三号参照)
- 2 第三八・一九号には、次の物品を含むものとし、当該物品は、この表の他の号には含まれない。
- (a) 酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくはアルカリ土類金属のハロゲン化合物の培養単結晶(一個の重量が二・五グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。)
- (b) フーゼル油
- (c) 小売容器入りのインキ消し
- (d) 小売容器入りの騰写版原紙修正剤
- (e) ゼーゲルコーンその他の炉用溶融温度計
- (f) 歯科用に特に調製したプラスチック
- (g) 低重合度の混合アルキレン

- 三八・〇一 人造黒鉛及びコロイド黒鉛(油に懸濁しているコロイド黒鉛を除く。)
- 三八・〇二 骨炭、アイボリーブラックその他の獸炭(廢獸炭を含む。)
- 三八・〇三 活性けいそう土、活性粘土、活性ボーキサイトその他活性化した天然の鉱物性生産品及び脱色用、減極用又は吸着用の活性炭
- 三八・〇四 アンモニア性ガス液及び石炭ガス精製の際に産出する廢酸化鉄
- 三八・〇五 トール油
- 三八・〇六 亜硫酸パルプ廢液の濃縮物
- 三八・〇七 ガムテレピン油、ウッドテレピン油及び硫酸テレピン油、その他のテルペン系溶剤(蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。)、ジペンテン(粗のものに限る。)、亜硫酸テレピン並びにパイン油(テルピネオール含有量が少ないパイン油を除く。)
- 三八・〇八 ロジン、樹脂酸及びこれらの誘導体(第三九・〇五のエステルガムを除く。)
- 三八・〇九 並びにロジンスピリット及びロジン油
- 三八・一〇 木タール、木タール油(第三八・一八号に該当する配合溶剤及び配合シン

昭和四十二年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

關稅率表における物品の分類のための品目表に關する條約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された關稅率表における物品の分類のための品目表に關する條約の改正に關する議定書の締結について承認を求めた件

一〇九六

三八・一〇	ナールを除く。、木クレオソート、木ナフサ及びアセトン油
三八・一一	植物性ビッチ並びにブルーワーズビッチその他これに類する調製品でロジン又は植物性ビッチをもととしたもの及び天然樹脂質の物品をもととした鋳物用の中子粘結剤
三八・一二	消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、殺菌剤その他これらに類する物品(小売用の形状又は包装にしたもの、製剤にしたもの並びにこれらを含むませた帯、しん及びろうそく、はえ取り紙その他の製品にしたものに限る。)
三八・一三	つや出し剤、仕上剤及び媒染剤(調製したもの、繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において用いるものに限る。)
三八・一四	金属表面処理用の調製浸せき剤、ろう付け用、はんだ付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、ろう付け用、はんだ付け用又は溶接用の粉末及びペーストで金属とその他の材料とから成るもの並びに溶接棒又は電極のしん又は被覆に用いる調製品
三八・一五	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他これらに類する調製した鉱物油添加剤
三八・一六	微生物用の調製培養剤
三八・一七	消火器用の調製品及び装てん物にした薬剤並びに装てんした消火器
三八・一八	配合溶剤及び配合シンナー(ワニスその他これに類する物品に用いるものに限る。)
三八・一九	化学用品及び化学工業(類似の工業を含む。による調製品(天然物のみの混合物を含む。))並びに当該工業において生ずる残留物(他の号に該当するものを除く。)
第七部 人造樹脂、人造プラスチック、セルロースエステル、セルロースエーテル、天然ゴム、合成ゴム、フアクチス及びこれらの製品 第三九類 人造樹脂、人造プラスチック、セルロースエステル、セルロースエーテル及びこれらの製品	
注	
1 この類には、次の物品を含まない。	(a) 第三二・〇九号のスタンブ用のはく
(b) 人造ろう(第三四・〇四号参照)	(c) 第四〇類に定める合成ゴム及びその製品
(d) 馬具(第四二・〇一参照)及び第四二・〇二号に該当する旅行用具、ハンドバッグその他の容器	(e) 第四六類に該当するさなだ、枝条細工物その他の製品
(f) 人造纖維及びその製品(第二一部参照) (g) 第二一部に該当するはき物、帽子、かさ、つえ、むち、扇子及びこれらの部分品その他の物品 (h) 第七一・一六号に該当する身辺用模造細貨類 (i) 第一六部に該当する機械類、電気機器その他の物品 (j) 車両又は航空機の部分品(第一七部参照) (k) 第九〇類に該当する人造プラスチック製の光学用品、めがねのわく、製図器その他の物品 (l) 第九一類に該当する時計及びその部分品その他の物品 (m) 第九二類に該当する楽器及びその部分品その他の物品 (n) 家具及びその部分品(第九四類参照) (o) 第九六類に該当するブラシその他の物品 (p) 第九八類に該当するボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸口及び柄、シガレットホルダー類、魔法びんその他これに類する容器の部分品、ペン、シャープペンシルその他の物品 (q) 第九九類に該当するボラン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸口及び柄、シガレットホルダー類、魔法びんその他これに類する容器の部分品、ペン、シャープペンシルその他の物品	
2	
第三九・〇一及び第三九・〇二号は、化学合成によつて製造された物品で次に掲げるものに限り適用する。	
(a) 人造プラスチック(人造樹脂を含む。)	(b) シリコン
(c) レゾール、液状ポリイソブチレン並びにこれらに類する人造の重縮合物及び重合物	第三九・〇一から第三九・〇六号までの各号は、次の形状の物品に限り適用する。
(a) 液状又はペースト状のもの(乳化し、分散し又は溶解しているものを含む。)	(b) 塊、粉(モルディングパウダーを含む。)、粒、フレイクその他これらに類する形状のもの
(c) 織目なし管、棒及び型材(表面加工をしてあるかどうかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。)	(d) 板、シート、ストリップ、フィルム及びはく(プリントその他の表面加工をしてあるかどうかを問わないものとし、特定の形状に切つたもの及びその他の加工をしたものを除く。)
(e) 並びにこれらを正方形又は長方形に切つた製品でさらに加工をしていないもの	(f) 板、シート、ストリップ、フィルム及びはく(プリントその他の表面加工をしてあるかどうかを問わないものとし、特定の形状に切つたもの及びその他の加工をしたものを除く。)
(g) 繊維	(h) 繊維
(i) 繊維	(j) 繊維
(k) 繊維	(l) 繊維
(m) 繊維	(n) 繊維
(o) 繊維	(p) 繊維
(q) 繊維	(r) 繊維
(s) 繊維	(t) 繊維
(u) 繊維	(v) 繊維
第三九・〇一 フェノール樹脂、アミノ樹脂、アルキド樹脂、ポリアリアルエステルその他の不飽和ポリエステル、シリコンその他の縮合物、重縮合物及び重合物(これらを変性し又は重合したもの及び線状分子構造のものを含む。)	

三九・〇二	ポリエチレン、ポリテトラハロエチレン、ポリイソブチレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、ポリ酢酸ビニル、ポリクロル酢酸ビニルその他のポリビニル誘導体、ポリアクリル酸誘導体、ポリメタクリル酸誘導体、クマロンインデン樹脂その他の重合物及び共重合物
三九・〇三	ニトロセルロース、アセチルセルロースその他のセルロースエステル、セルロースエーテルその他のセルロースの化学的誘導体（コロジオン及びセルロイドその他可塑化したものを含む）、再生セルロース及びバルカナイズドファイバー
三九・〇四	硬化カゼイン、硬化ゼラチンその他の硬化たんぱく質
三九・〇五	溶融により変性した天然樹脂（ランガム）及び天然樹脂又は樹脂酸をエステル化して得た人造樹脂（エステルガム）並びに塩化ゴム、塩酸ゴム、酸化ゴム、環化ゴムその他の天然ゴムの化学的誘導体
三九・〇六	その他の高重合体、人造樹脂及び人造プラスチック（アルギン酸並びにその塩及びエステルを含む）並びにリノキシン
三九・〇七	第三九・〇一から第三九・〇六号までに掲げる物品の製品

第四〇類 天然ゴム、合成ゴム、ファクチス及びこれらの製品

注

- この表において「ゴム」とは、文脈により別段に解される場合を除くはか、天然ゴム、パラタ、グタペルカその他これらに類する天然ガム、合成ゴム及び油から製造したファクチス並びにこれらの再生品（加硫してあるか、又は硬化してあるかどうかを問わない。）をいう。
- この類には、ゴム及び紡織用繊維で製造した物品で、通常第一一部に該当する次に掲げるものを含まない。
 - メリヤス編物及びクロセ編物で、ゴム糸を用いたもの又はゴム加工したものと並びにこれらの製品（第四〇・一〇号の伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベルチングで、ゴム加工したメリヤス編物又はクロセ編物のものを除く。）並びにその他のゴム糸を用いた織物類及びその製品
 - 内面にゴムを塗布し又は張った紡織用繊維製の管（第五九・一五号参照）
 - ゴムを塗布し、しみ込ませ、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物（第四〇・一〇号の物品を除く。）で次に掲げるもの及びその製品
 - 一平方メートルの重量が一、五〇〇グラム以下のもの
 - 一平方メートルの重量が一、五〇〇グラムをこえ、かつ、紡織用繊維の含有量が全重量の五〇％をこえるもの

- ゴムを塗布し又はしみ込ませたフェルトで紡織用繊維の含有量が全重量の五〇％をこえるもの及びその製品
- ゴムを塗布し若しくはしみ込ませ、又はゴムを結合剤として用いた不織布（一平方メートル当たりの重量を問わない。）及びその製品
- 平行した紡織用繊維の糸をゴムで凝着した織物類似のもの（一平方メートル当たりの重量を問わない。）及びその製品
- もつとも、エキスパンデッドラバー、フォームラバー又はスポンジラバーの板、シート又はストリップと紡織用繊維の織物類とを結合したもの及びその製品は、当該紡織用繊維の織物類が単に補強の目的に用いられている場合に限る、この類に属する。

3 この類には、次の物品を含まない。

- 第六四類に該当するはき物及びその部分品
- 第六五類に該当する帽子（水泳帽を含む。）及びその部分品
- 第一六部に該当する機械類、電気機器及びこれらの部分品（電気用品を含む。）でエポナイト製のもの
- 第九〇類、第九二類、第九四類又は第九六類に該当する物品
- がん具、遊戯用具及び運動用具（運動用手袋及び第四〇・一一号に該当する物品を除く。第九七類参照）

- 第九八類に該当するボタン、くし、喫煙用パイプの柄、ペンその他の物品
- 1、第四〇・〇二号、第四〇・〇五号及び第四〇・〇六号において「合成ゴム」とは、次の物品をいう。

- 不飽和の合成物質のうち、いおう、セレン又はテルルによる加硫により不可逆的に非熱可塑性物質とすることができ、かつ、可塑性、充てん料、補強剤その他架橋反応に必要でない物質を加えることなく最適条件で同様の加硫をした後に温度一五度から二〇度までにおいて、もとの長さの三倍に伸ばしても切斷せず、もとの長さの二倍に伸ばした後二時間以内にもとの長さの一・五倍以下にもどる非熱可塑性物質とすることができるもの

この要件が適用される物質には、シスポリイソブレン、ポリブタジエン、ポリクロルブタジエン（GRM）、ポリブタジエンステレン（GRS）、ポリクロルブタジエンアクリロニトリル（GRN）、ポリブタジエンアクリロニトリル（GRA）及びブチルゴム（GRI）を含む。

(b) チオプラスト（GRP）

- 天然ゴムを人造プラスチックとグラフト重合させ又は混合することにより変性したもので、(a)に定める加硫、弾性及び復元性に係る要件に該当するもの

5 第四〇・〇一及び第四〇・〇二号には、次の物品を含まない。

- 天然ゴム又は合成ゴムのラテックス（プリバルカナイズドラバーラテックスを含む。）で、加硫剤、加硫促進剤、充てん料、補強剤、可塑性、着色料（単に識別を容易

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

關稅率表における物品の分類のための品目表に關する條約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された 一〇九八 關稅率表における物品の分類のための品目表に關する條約の改正に關する議定書の締結について承認を求めめるの件

にするためのものを除く。その他の物品を配合したもの。ただし、単に安定化し又は濃縮したラテックス、感熱ラテックス及び酸性ラテックスは、第四〇・〇一号又は第四〇・〇二号に属する。

(b) 凝固する前にカーボンブラック又はシリカを配合したゴム(鉱物油を加えてあるかどうかを問わない)及び凝固後に他の物品を配合したゴム

(c) 1に掲げる物品の混合物(他の物品を配合してあるかどうかを問わない。)

6 加硫したゴムのみから成る糸で横断面の最大寸法が五ミリメートルをこえるものは、第四〇・〇八号に該当するストリップ、棒又は型材に含まれる。

7 第四〇・〇一号には、伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベルチングで、ゴムを塗布し、しみ込ませ、被覆し若しくは積層した紡織用繊維の織物類又はゴムを塗布し若しくはしみ込ませた紡織用繊維の糸若しくはコードで製造したものを含む。

8 第四〇・〇六号においてプリバルカナイズドラバーラテックスは、未加硫ゴムラテックスとみなす。

第四〇・〇七号から第四〇・一四号までにおいてバラタ、グタペルカその他これらに類する天然ゴム、油から製造したファクチス及びこれらの再生品(加硫してあるかどうかを問わない)は、加硫したゴムとみなす。

9 第四〇・〇五号、第四〇・〇八号及び第四〇・一五号において板、シート及びストリップは、板、シート又はストリップ(プリントその他の表面加工をしてあるかどうかを問わない)で特定の形状に切つてないものと及びその他の加工をしてないものと並びにこれらを単に正方形又は長方形に切つた製品でさらに加工してないものに限る。

第四〇・〇八号及び第四〇・一五号において棒、型材及び管は、一定の長さ切つてあるか、又は表面加工をしてあるかどうかを問わないものとし、その他の加工をしてないものに限る。

第一節 生ゴム

四〇・〇一

四〇・〇二

四〇・〇三

四〇・〇四

四〇・〇五

天然ゴムのラテックス(合成ゴムのラテックスを加えてあるかどうかを問わない)及びプリバルカナイズドラテックス並びに天然ゴム、バラタ、グタペルカその他これらに類する天然ゴム

合成ゴムのラテックス及びプリバルカナイズドラテックス、合成ゴム並びに油から製造したファクチス

再生ゴム

くずゴム(エポナイトのものを除くものとし、ゴム製品のくずにあつては、再生用のみに適するものに限る)及びその粉

第二節 加硫してないゴム

天然ゴム又は合成ゴムの板、シート及びストリップ(第四〇・〇一号又は第四〇・〇二号のスモークドシート及びクレープシートを除く)、加硫用

四〇・〇六

四〇・〇七

四〇・〇八

四〇・〇九

四〇・一〇

四〇・一一

四〇・一二

四〇・一三

四〇・一四

四〇・一五

四〇・一六

配合をした天然ゴム又は合成ゴムの粒並びに凝固の前又は後にカーボンブラック又はシリカを配合した天然ゴム又は合成ゴムのマスターバッチ(加硫してないものに限るものとし、マスターバッチにあつては、鉱物油を加えたものを含む、形状を問わない。)

天然ゴム又は合成ゴム(ゴムラテックスを含む)のその他の形状又は状態のもの(たとえば、棒、管、型材、溶液及び分散液。加硫してないものに限る)及び天然ゴム又は合成ゴムの製品(たとえば、紡織用繊維の糸でゴムを塗布し又はしみ込ませたもの、リング及び円盤。加硫してないものに限る)。

第三節 加硫したゴムの製品(エポナイトのものを除く。)

ゴム糸及びゴムひも(紡織用繊維で被覆してあるかどうかを問わない)並びにゴムを被覆し又はしみ込ませた紡織用繊維の糸(加硫したものに限る)。

ゴムの板、シート、ストリップ、棒及び型材(加硫したものに限るものとし、エポナイトのものを除く)。

ゴム管(加硫したものに限るものとし、エポナイトのものを除く)。

ゴム製の伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベルチング(加硫したものに限る)。

ゴム製のタイヤ、タイヤケース、交換性タイヤトレッド、インナーチーユ及びタイヤフラップ(車輪用のものに限る)。

ゴム製の衛生用品及び医療用品(乳首を含む、加硫したものに限るものとし、エポナイト製のもの(附属品として取り付けたものを除く)を除く)。

ゴム製の衣類及び衣類附属品(手袋を含む、加硫したものに限るとともに、エポナイト製のものを除くものとし、用途を問わない)。

その他のゴム製品(加硫したものに限るものとし、エポナイト製のものを除く)。

第四節 エポナイト及びその製品

エポナイトの塊、片、粒、板、シート、ストリップ、棒、型材、管、くず及び粉

エポナイト製品

第八部

皮革、毛皮及びこれらの製品、馬具及び旅行用具、ハンド

バッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

第四一類 原皮(毛皮を除く)及び革

注

1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 原皮くず(第〇五・〇五号及び第〇五・〇六号参照)
 (b) 第〇五・〇七号又は第六七・〇一七号に該当する羽毛の付いた鳥皮及びその部分
 (c) 脱毛してない獣皮及びこれをなめし又は仕上げしたもの(第四三類参照)。ただし、牛(水牛を含む)、馬属の動物、羊(ペルシア羊、アストラカン羊、カラクル羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊を除く)、やぎ(イエーメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く)、豚(ペカリを含む)、となかい、シャモア、ガゼル、しか又は大の脱毛してない原皮は、第四一・〇一七号に属する。
- 2 この表において「コンボジションレザー」とは、第四一・一〇号に規定する物品のみをいう。

- 四一・〇一 原皮(羊の毛皮を含み、生鮮、塩蔵、乾燥、酸づけ又は石灰づけのものに限るものとし、スプリットしてあるかどうかを問わない。)
- 四一・〇二 牛革(水牛革を含む)及び馬属の動物の革(第四一・〇六号、第四一・〇七号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。)
- 四一・〇三 羊革(第四一・〇六号、第四一・〇七号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。)
- 四一・〇四 やぎ革(第四一・〇六号、第四一・〇七号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。)
- 四一・〇五 その他の革(第四一・〇六号、第四一・〇七号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。)
- 四一・〇六 シャモア仕上げをした革
- 四一・〇七 パーチメント仕上げをした革
- 四一・〇八 パーチメントレザー、イミテーションレザー及びメタライズドレザー
- 四一・〇九 革、コンボジションレザー又はパーチメント仕上げをした革のくず(革製品の製造に適するものを除く)及び革の粉
- 四一・一〇 コンボジションレザー(革又は革繊維をもととして製造したもので、スラブ状、シート状又はロール状のものに限る。)

第四二類 革製品、馬具及び旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 (a) カットガットその他これに類する外科用縫合材(殺菌したものに限る。第三〇・〇五号参照)
 (b) 毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類付属品(毛皮又は人

- 造毛皮を単にトリミングとして用いたもの及び手袋を除く。第四三・〇三号及び第四三・〇四号参照)
- (c) 第一一部の網袋
- (d) 第六四類に該当する物品
- (e) 第六五類に該当する帽子及びその部分品
- (f) 第六六・〇二号のむちその他の物品
- (g) 弦並びにドラムその他これに類する楽器の革及びその他の楽器部分品(第九二・〇九号及び第九二・一〇号参照)
- (h) 家具及びその部分品(第九四類参照)
- (i) 第九七類のがん具、遊戯用具及び運動用具
- (j) 第七一類又は第九八・〇一七号に該当するボタン、飾りボタン、カフスボタン及びプレスファスナー(スナップファスナー及びプレススタッドを含む)並びにこれらのブランク及び部分品
- 2 この類の物品の未完成のもので、完成した当該物品の重要な特性を有するものは、完成しているものとみなす。
- 3 第四二・〇三号において衣類及びその付属品には、手袋(運動用のものを含む)、エプロンその他の保護衣類、ズボンつり、衣服用ベルト、負い革及び腕輪(時計用のものを含む)を含む。

- 四二・〇一 くら、ばん具、首輪、ひき革、ひざ当て、くつその他の装具(材料を問わないものとして、動物用のものに限る。)
- 四二・〇二 トランク、スリッパ、帽子箱、旅行かばん、リュックサックその他の旅行用具、買物袋、ハンドバッグ、手さげかばん、書類かばん、さいふ、化粧入れ、工具ケース、たばこ入れ並びに武器、楽器、双眼鏡、宝石、びん、カラー、はき物、ブラシその他の物品用のさや、ケース及び箱並びにこれらに類する容器(革、コンボジションレザー、バルカナイズドファイバー、人造プラスチックのシート、板紙又は紡織用繊維の織物類で製造したものに限る。)
- 四二・〇三 衣類及びその付属品(革製又はコンボジションレザー製のものに限る。)
- 四二・〇四 機械用又は工業用の革製品及びコンボジションレザー製品
- 四二・〇五 その他の革製品及びコンボジションレザー製品
- 四二・〇六 腸、ゴールドビーター、ススキ、ぼうし又は靴の製品

第四三類 毛皮、人造毛皮及びこれらの製品

注

- 1 この表(第四三・〇一七号を除く)において「毛皮」とは、脱毛してない獣皮をなめし又は仕上げしたものをいう。
- 2 この類には、次の物品を含まない。

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

關稅率表における物品の分類のための品目表に關する條約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された關稅率表における物品の分類のための品目表に關する條約の改正に關する議定書の締結について承認を求めるの件 一一〇〇

四三・〇一 四三・〇二 四三・〇三 四三・〇四	(a) 第五・〇七号又は第六七・〇一号に該当する羽毛の付いた鳥皮及びその部分 (b) 第四一類の注1(c)のただし書に該当する脱毛していない原皮 (c) 毛皮又は人造毛皮を用いた革製の手袋(第四二・〇三号参照) (d) 第六四類に該当する物品 (e) 第六五類に該当する帽子及びその部分品 (f) 第九七類のがん具、遊戯用具及び運動用具
	3 第四三・〇二号において「板状、十字形その他これらに類する形状のもの」とは、毛皮又はその部分を他の材料を加えることなしに縫合させにより四辺形又は十字形に組み合わせたもの(ドロップスキンを除く)をいう。その他の組み合わせた毛皮であつてそのまゝ又は単に切断することにより使用に供するもの並びに衣類、その部分品若しくは附屬品又はその他の製品の形状に縫い合わされた毛皮及びその部分は、第四三・〇三号に該当する。
	4 毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附屬品(2に掲げるもの及び毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして用いたものを除く)は、第四三・〇三号又は第四三・〇四号に属する。
	5 この表において「人造毛皮」とは、獸毛その他の纖維を革、織物その他の材料に接着し又は縫い付けた模造の毛皮をいい、織物のみで作つた模造毛皮(たとえば、第五八・〇四号参照)を含まない。
第九部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び杖条細工物	
第四四類 木材及びその製品並びに木炭	
注	
1 この類には、次の物品を含まない。	
(a) 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する木材(第二二・〇七号参照)	
(b) 主として染色用又はなめし用に供する木材(第三三・〇一号参照)	
(c) 活性炭(第三八・〇三三号参照)	
(d) 第六四類に該当する物品	
(e) 第六四類に該当するはき物及びその部分品	

四四・〇一 四四・〇二 四四・〇三 四四・〇四 四四・〇五 四四・〇六 四四・〇七 四四・〇八	(f) 第六六類に該当するかさ、つえ及びこれらの部分品その他の物品 (g) 第六八・〇九号に該当する物品 (h) 第七一・一六号に該当する身辺用模造細貨類 (i) 第七二部に該当する車両その他の物品 (j) 第九一類に該当する時計、時計のケースその他の物品 (k) 楽器及びその部分品(第九二類参照) (l) 火器の部分品(第九三・〇六号参照) (m) 家具及びその部分品(第九四類参照) (n) 第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品 (o) 第九八類に該当する喫煙用パイプ類及びその部分品、ボタン、鉛筆その他の物品 (p) 木製品(ガラス、大理石その他の材料で製造した附屬品又は部分品を有するかどうかを問わない)の組み立ててないもの又は分解してあるものは、ともに輸入するとき、組み立ててあるものとみなす。
	3 この類において「改良木材」とは、化学的又は物理的の処理(木材を相互に接着したものにあつては、接着に必要とする処理をこえたものに限る)により密度又は硬度を増すとともに、機械的強度又は化学的若しくは電気的の抵抗性を改善した木材をいう。
	4 第四四・一九号から第四四・二八号までの各号には、合板、セラウウッド、改良木材又は再生木材の製品を含む。
	5 類四四・二五号には、刃、作用端、作用面その他の作用する部分が金属製である工具を含まない。
薪材及び木くず(のこくずを含む)。	
木炭(植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結してあるかどうかを問わない)。	
木材(粗のものに限るものとし、皮をはいであるか、又は単に荒削りしてあるかどうかを問わない)。	
木材(荒く角にし、又は太鼓落としたものに限るものとし、さらに加工したものを除く)。	
木材(長さの方向にひいたもの又は平削りし若しくは丸はぎしたもので、さらに加工してないもののうち、厚さが五ミリメートルをこえるものに限る)。	
舗装用の木れんが	
木製の軌条用まくら木	
木製のおけ材及びたる材(割り又はひいたもので、割つたものにあつては主要な一面のみをひいたものに限る、ひいたものにあつては主要な面のうち少なくとも一面を曲面にひいたものに限るものとし、のこびき以	

四四・〇九	木製のくい(割り又は端をとがらしたものに限るものとし、縦にひいたものを除く)及びたが材並びにチップウッド及び食酢製造用又は液体清澄用に適するウッドシェービング
四四・一〇	木製の棒(つえ、むち、ゴルフクラブのシャフト、かきの柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので、荒削りしたものに限るものとし、ろくろがけ、曲げその他の加工をしたものを除く)
四四・一一	引抜材、マツチの軸木及びはき物用の木くぎ
四四・一二	木毛及び木粉
四四・一三	かんながけ、さねはぎ加工、みぞ付けその他これらに類する加工をした木材(寄せ木用又は床板用のブロック、ストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、さらに加工したものを含むもの)
四四・一四	木材(長さの方向にひいたもの及び平削りし又は丸はぎしたものに限るものとし、さらに加工したものを含む)、薄板及び合板用単板(厚さが五ミリメートル以下のものに限る)
四四・一五	合板、ブロックボード、ラミンボード、バツテンボードその他これらに類する積層木材(ベニヤドパネル及びベニヤドシートを含む)及び象眼し又は寄せ木した木材
四四・一六	セルラーウッドパネル(単金属を表面に張つてあるかどうかを問わない)
四四・一七	改良木材(板状、ブロック状その他これらに類する形状のものに限る)
四四・一八	再生木材(かんなくず、ウッドチップ、のこくず、木粉その他の木質のくずを天然又は人造の樹脂その他の有機結合剤で凝結した物品で、板状、ブロック状その他これらに類する形状のものに限る)
四四・一九	木製の玉縁及び縁形(縁加工をした腰羽目板その他の板を含む)
四四・二〇	木製の額縁、鏡わくその他これらに類する縁
四四・二一	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器(組み立ててないものを含む)
四四・二二	おけ、たるその他これらに類する容器及びこれらの部分品(木製のものに限るものとし、第四四・〇八号に該当するおけ材及びたる材を除く)
四四・二三	建築用木工品及び木製建具(プレハブ住宅、部分建築物及び組み合わせた床用寄せ木パネルを含む)
四四・二四	木製の家事用具
四四・二五	木製工具並びに工具、ほりき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びにくつの木型
四四・二六	木製のスプール、コップ、ボビンその他これらに類する糸巻類(ろくろがけをしたものに限る)
四四・二七	しよく台その他の照明具、第九四類に該当しない家具並びに手箱、たばこ

外の加工をしたものを除く。

木製のくい(割り又は端をとがらしたものに限るものとし、縦にひいたものを除く)及びたが材並びにチップウッド及び食酢製造用又は液体清澄用に適するウッドシェービング

木製の棒(つえ、むち、ゴルフクラブのシャフト、かきの柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので、荒削りしたものに限るものとし、ろくろがけ、曲げその他の加工をしたものを除く)

引抜材、マツチの軸木及びはき物用の木くぎ

木毛及び木粉

かんながけ、さねはぎ加工、みぞ付けその他これらに類する加工をした木材(寄せ木用又は床板用のブロック、ストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、さらに加工したものを含むもの)

木材(長さの方向にひいたもの及び平削りし又は丸はぎしたものに限るものとし、さらに加工したものを含む)、薄板及び合板用単板(厚さが五ミリメートル以下のものに限る)

合板、ブロックボード、ラミンボード、バツテンボードその他これらに類する積層木材(ベニヤドパネル及びベニヤドシートを含む)及び象眼し又は寄せ木した木材

セルラーウッドパネル(単金属を表面に張つてあるかどうかを問わない)

改良木材(板状、ブロック状その他これらに類する形状のものに限る)

再生木材(かんなくず、ウッドチップ、のこくず、木粉その他の木質のくずを天然又は人造の樹脂その他の有機結合剤で凝結した物品で、板状、ブロック状その他これらに類する形状のものに限る)

木製の玉縁及び縁形(縁加工をした腰羽目板その他の板を含む)

木製の額縁、鏡わくその他これらに類する縁

木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器(組み立ててないものを含む)

おけ、たるその他これらに類する容器及びこれらの部分品(木製のものに限るものとし、第四四・〇八号に該当するおけ材及びたる材を除く)

建築用木工品及び木製建具(プレハブ住宅、部分建築物及び組み合わせた床用寄せ木パネルを含む)

木製の家事用具

木製工具並びに工具、ほりき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びにくつの木型

木製のスプール、コップ、ボビンその他これらに類する糸巻類(ろくろがけをしたものに限る)

しよく台その他の照明具、第九四類に該当しない家具並びに手箱、たばこ

入れ、盆、果物鉢、置物その他の装飾的細工品、刃物箱、製図用具の箱、パイオリンのケースその他これらに類する容器、通常ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し、又は身辺に付けて用いる身辺用品及び身辺用装飾品並びにこれらの部分品(木製のものに限る)

その他の木製品

第四五類 コルク及びその製品

注

1 この類には、次の物品を含む。

(a) 第六四類に該当するはき物及びその部分品

(b) 第六五類に該当する帽子及びその部分品

(c) がん具、遊戯用具及び運動用具(第九七類参照)

2 天然コルクで荒く角にし、又は鬼皮を除去したものは、第四五・〇二号に該当するものとし、第四五・〇一号には該当しない。

第四五・〇一 天然コルク(砕き、粒にし又は粉にしたものを含む)及びコルクくず

第四五・〇二 天然コルク(栓の製造用に角に切つたものを含むものとし、ブロック状、板状、シート状又はストリップ状のものに限る)

第四五・〇三 天然コルクの製品

第四五・〇四 凝集コルク(凝集剤を用いてあるかどうかを問わない)及びその製品

注

1 この類において組物材料には、わら、オーゾア、やなぎ、竹、いぐさ、あし、経

木並びに植物性繊維又は樹皮のストリップ、紡績してない紡績用繊維、人造プラスチックの単繊維及びストリップ並びに紙のストリップを含むものとし、革、コンボ

ジションレザー又はフェルトのストリップ、人髪、馬毛並びに紡績用繊維のローピ

ング及び糸並びに第五一類の単繊維及びストリップを含むもの。

2 この類には、次の物品を含む。

(a) ひも、綱及びケーブル(組んであるかどうかを問わない。第五九・〇四号参照)

(b) 第六四類又は第六五類に該当するはき物、帽子及びこれらの部分品

3 第四六・〇二号において「組物材料を平行につないだ物品」とは、組物材料を並列にしたものをつなぎ合わせてシート状にしたものをいい、つなぎ合わせるために使

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された
関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約の改正に關する議定書の締結について承認を求めるの件

一一〇二

用した材料が紡績した紡織用纖維であるかどうかを問わない。

- 四六・〇一 さなだその他これに類する組物材料の物品(用途を問わないものとし、これらをストリップ状にしたものを含む)
- 四六・〇二 組物材料を平行につないだ物品及び組物材料を織つた物品(シート状のものに限るものとし、敷物及びすだれを含む)並びにびん用のわらづとかご細工物、枝条細工物その他の組物材料の製品(直接造形したものに限る)及び第四六・〇一又は第四六・〇二に該当する物品の製品並びにへちま製品
- 四六・〇三

第一〇部 製紙用原料並びに紙、板紙及びこれらの製品

第四七類 製紙用原料

- 四七・〇一 パルプ(植物性纖維原料から機械的又は化学的の処理により製造したものに限り)
- 四七・〇二 紙又は板紙のくず(紙又は板紙の製品のくずにあつては、製紙用のみに適するものに限り)

第四八類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

- 注
- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第三二・〇九号のスタンプ用のはく
 - (b) 香料又は化粧料として用いる紙(第三三・〇六号参照)
 - (c) 紙せつけん(第三四・〇一参照)、洗淨剤を塗布し又はしみ込ませた紙(第三四・〇二参照)及びみがき料、クリームその他これらに類する調製品をしみ込ませたセルロースウォッディング(第三四・〇五号参照)
 - (d) 感光性の紙及び板紙(第三七・〇三号参照)
 - (e) 紙又は板紙で補強した積層人造プラスチックのシート(第三九・〇一から第三九・〇六号まで参照)、バルカナイズドファイバー(第三九・〇三号参照)及びこれらの製品(第三九・〇七号参照)
 - (f) 第四二・〇二号に該当する旅行用具その他の物品
 - (g) 第四六類に該当する組物材料の製品その他の物品
 - (h) 紙糸及びその織物製品(第一一部参照)
 - (i) 研摩紙(第六八・〇六号参照)及び紙又は板紙を裏張りしたはく離雲母(第六八・一五号参照)。なお、雲母粉を塗布した紙及び板紙は、第四八・〇七号に属する。

- (k) 紙又は板紙を裏張りした金属のはく(第一五部参照)
- (l) 楽器用のせん孔した紙及び板紙(第九二・一〇号参照)
- (m) 第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品及び第九八類に該当するボタンその他の物品
- 2 3に定める場合を除き、第四八・〇一及び第四八・〇二号には、カレンダー仕上げ、スーパーカレンダー仕上げ、グレージング仕上げその他これらに類する仕上げをした紙及び板紙(撥透き入れのものを含む)並びに着色し又は大理石模様を入れた紙及び板紙(パルプに色付けして紙又は板紙にしたものに限り)を含むものとし、さらに加工したもの(たとへば、塗布し又はしみ込ませたもの)を含まない。
- 3 第四八・〇一から第四八・〇七号までにおいて二以上の号の記載に該当する紙又は板紙は、その該当する号のうち最後の号に属する。
- 4 第四八・〇一から第四八・〇七号までの物品には、紙、板紙又はセルロースウォッディングのうち次のものを含まない。
 - (a) 幅が一五センチメートル以下のストリップ状又はロール状のもの
 - (b) 折りたたんでない状態において、各辺の長さが三六センチメートル以下の正方形又は長方形のシート状のもの
 - (c) 正方形及び長方形以外の形状に切つたもの
- 5 第四八・〇一から第四八・〇七号までの物品は、次の物品に限る。
 - (a) 壁又は天井の装飾に適するロール状の紙で次に掲げるもの
 - (i) 一端又は両端に余白のあるもの(ガイドマークがあるかどうかを問わない)。
 - (ii) 余白のないもので、表面に着色し、図案を印刷し、塗布し又は型押しをしたもの(幅が六〇センチメートル以下のものに限り)。
 - (b) 縁、フリーズ又はかどに使用する紙で壁又は天井の装飾に用いるもの
- 6 第四八・一五号には、ペーパーウール、組細工に用いるペーパーストリップ(ひだを付けたものであるか、又は塗布したものであるかどうかを問わない)及びロール状又は束状のトイレットペーパーを含むものとし、7に規定する物品を含まない。
- 7 第四八・二一号には、統計機械用のカード、ジャカード機その他これに類する機械に用いるせん孔した紙及び板紙、紙製のレース、シェルフエッジング、テーブルクロス、ナプキン、ハンカチ及びガスケット、成型し又は圧搾した木材パルプの製品並びに裁縫用の型紙を含む。
- 8 紙、板紙、セルロースウォッディング及びこれらの製品で字又は絵を印刷したもの(のうち、当該字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し附随的でないものは、第四九類に該当する印刷物とする)。

四八・〇一	四八・〇二	四八・〇三	四八・〇四	四八・〇五	四八・〇六	四八・〇七	四八・〇八	四八・〇九	四八・一〇	四八・一一	四八・一二	四八・一三	四八・一四	四八・一五	四八・一六	四八・一七
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

第一節 紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限る。)

機械すきの紙及び板紙(セルロースウオッディングを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。)

手すきの紙及び板紙
硫酸紙、耐脂紙及びこれらの模造紙並びに透明の光沢紙(板紙のものを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。)

張り合わせた紙及び板紙(塗布し又はしみ込ませたものを除くとともに、内面を補強したものであるかどうかを問わないものとし、ロール状又はシート状のものに限る。)

段ボール、波形紙、ちりめん紙並びにしわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限る。)

紙及び板紙(ロール状又はシート状のもので、けい線、線又は方眼線を引いたものに限るものとし、その他の印刷をしたものを除く。)

紙及び板紙(ロール状又はシート状のもので、塗布し、しみ込ませ、表面に着色し若しくは模様付けし、又は印刷したもの(単にけい線、線又は方眼線を引いたもの及び第四九類に該当する印刷物を除く)に限る。)

製紙用パルプ製のフィルターブロック、フィルタースラブ及びフィルタープレート

建築用ボード(木材パルプその他の植物性繊維から製造したものに限るものとし、天然樹脂、人造樹脂その他これらに類する結合剤を用いてあるかどうかを問わない。)

第二節 紙及び板紙(特定の形状に切つたものに限る。並びに紙又は板紙の製品)

製造たばこ用巻紙(小冊子状のものであるか、又は円筒状のものであるかどうかを問わないものとし、たばこの製造に適する幅に切つたものに限る。)

壁紙及びリンクラスタ並びにグラスペーパー

紙又は板紙をもととして製造した床敷き(特定の形状に切つたものであるか、又はリノリウムコンパウンドを塗布したものであるかどうかを問わない。)

カーボンペーパーその他の複写紙(謄写版原紙を含む。及びトランスファーパー(特定の形状に切つたものに限るものとし、箱入りのものであるかどうかを問わない。)

便せん、封筒及び通信用カード並びにこれらを紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの

その他の紙及び板紙(特定の形状に切つたものに限る。)

紙製又は板紙製の箱、袋その他の包装容器

紙製又は板紙製の書類箱、格納箱その他これらに類する物品で事務用のもの

四八・一八	四八・一九	四八・二〇	四八・二一
帳簿、練習帳、雑記帳、メモ帳、注文帳、領収帳、日記帳、プロッチングパッド、書類はさみ、ファイルカバーその他の紙製又は板紙製の文房具及び事務用品並びに紙製又は板紙製のアルバム及びブックカバー	紙製又は板紙製のラベル(印刷してあるか、又はのりを付けてあるかどうかを問わない。)	製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類(あなあけしてあるか、又は硬化してあるかどうかを問わない。)	製紙用パルプ、紙、板紙又はセルロースウオッディングのその他の製品

第四九類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書及び図案

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 紙、板紙、セルロースウオッディング及びこれらの製品で字又は絵を本来の用途に對し単に附随的に印刷したもの(第四八類参照)

(b) 第九七類に該当するトランプその他の物品

(c) 銅版画、木版画、石版画その他の版画(第九九・〇二号参照)、第九九・〇四号に該当する郵便切手、収入印紙及びこれらに類する物品並びに製作後百年をこえることとする第九九類に該当する物品

2 新聞、雑誌その他の定期刊行物を紙以外の物品で製本したもの及び新聞、雑誌その他の定期刊行物の二号以上を単一のカバーでセットにしたものは、第四九・〇一号に該当するものとし、第四九・〇二号には該当しない。

3 第四九・〇一号には、次の物品を含む。

(a) 絵その他の作品を複製した印刷物(内容に関する説明文を有するもので、書籍の作成に適するようにし、ページを入れたものに限る。)

(b) 書籍に附属する補足説明用の絵画(書籍とともに輸入するものに限る。)

(c) 折り丁その他書籍の一部を構成する印刷物(仮とし又は製本に適するものに限る。)

もつとも、説明文を有しない印刷した絵及びさし絵(折り丁であるか、又は単独のシートであるかどうかを問わない)は、第四九・〇一号に該当する。

4 第四九・〇一号及び第四九・〇二号には、名前入りで広告用に作られた出版物及び主として広告に用いられる出版物(観光案内のものを含む)を含まない。これらの物品は、第四九・〇一号に該当する。

5 第四九・〇三号において「幼児用の絵本」とは、絵を主体とした幼児用の本をいう。

6 第四九・〇六号において手書き文書及びタイプ文書には、カーボンペーパー又は感光紙を用いて得たこれらの写しを含む。この類において印刷したものには、謄写機又は複写機により複写したものを含む。

7 第四九・〇九号において「絵葉書」とは、絵を主体としたカードで葉書用の表示

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された
関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約の改正に關する議定書の締結について承認を求めるの件 一一〇四

を印刷したものをいう。

- 四九・〇一 印刷した書籍(仮とじのもの、パンフレット及びリーフレットを含む)。
- 四九・〇二 新聞、雑誌その他の定期刊行物(さし絵があるかどうかを問わない)。
- 四九・〇三 幼児用の絵本及び習字本。
- 四九・〇四 楽譜(手書きのものを含むものとし、製本したものであるか、又はさし絵があるかどうかを問わない)。
- 四九・〇五 地図、海図その他これらに類する図(製本したもの、壁掛け用のもの及び地形図を含む)、地球儀及び天球儀(印刷したものに限る)。
- 四九・〇六 設計図及び図案(工業用、建築用、工学用、商業用その他これらに類する用途に供するもので、原図であるか、又は感光紙に複写したものであるかどうかを問わない)並びに手書き文書及びタイプ文書。
- 四九・〇七 郵便切手、収入印紙及びこれらに類する物品(輸入する国において通用し又は発行するもので使用してないものに限る)並びにこれらを紙に印刷した物品、紙幣、銀行券並びに株券、債券その他これらに類する有価証券及び小切手帳。
- 四九・〇八 デカルコマニア。
- 四九・〇九 絵葉書、クリスマスカードその他これらに類する絵入りのカード(印刷したものに限るものとし、トリミングしてあるかどうかを問わない)。
- 四九・一〇 カレンダー(カレンダーブロックを含むものとし、紙製又は板紙製のものに限る)。
- 四九・一一 写真、印刷した絵画及びその他の印刷物。

第一部 紡織用繊維及びその製品

注

1 この部には、次の物品を含まない。

- (a) ブラシ製造用の獣毛(第〇五・〇二号参照)並びに馬毛及びそのくず(第〇五・〇三号参照)。
- (b) 人髪及びその製品(通常搾油機その他これに類する機械に使用するろ過布(第五九・一七号)を除く。第〇五・〇一号、第六七・〇三号及び第六七・〇四号参照)。
- (c) 第一四類に該当する植物性材料。
- (d) 石綿(第二五・二四号参照)及びその製品(第六八・一三号及び第六八・一四号参照)。
- (e) 第三〇・〇四号又は第三〇・〇五号に該当するウォッディング、ガーゼ、包帯その他これらに類する医療用又は外科用の物品、殺菌した外科用縫合材その他の物品。
- (f) 感光性の紡織用繊維の織物類(第三七・〇三号参照)。
- (g) 人造プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルをこえるもの及び

- び人造プラスチックのストリップ(人造ストローその他これに類する物品を含む)で幅が五ミリメートルをこえるもの(第三九類参照)並びにこれらの組物及び織物(第四六類参照)。
- (h) 紡織用繊維の織物、フェルト、不織布及びこれらの製品でゴムを塗布し、しみ込ませ、被覆し又は積層したもののうち、第四〇類に該当するもの。
- (i) 脱毛してない獣皮及び毛皮(第四一類及び第四三類参照)並びに第四三・〇三号又は第四三・〇四号に該当する毛皮製品、人造毛皮及びその製品。
- (k) 第四二・〇一号又は第四二・〇二号に該当する馬具、旅行用具、雑のう、ハンドバッグその他の物品。
- (l) セルロースウォッディング(第四八類参照)。
- (m) 第六四類に該当するはき物及びその部分品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品。
- (n) 第六五類に該当する帽子及びその部分品。
- (o) ヘアネット(第六五・〇五号及び第六七・〇四号参照)。
- (p) 第六七類に該当する物品。
- (q) 研摩材料を塗布した糸、コード及び織物類(第六八・〇六号参照)。
- (r) ガラス繊維及びその製品(ガラス繊維の糸でしゅうしたもので基布を有するものを除く。第七〇類参照)。
- (s) 第九四類に該当する家具、寝具その他の物品。
- (t) 第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品。
- 2 (A) 第五〇類から第五七類までにおいて、二以上の異なる紡織用繊維から成る物品については、次に定めるところによる。
- (a) 絹、絹ノイル又は絹を含む物品で、絹、絹ノイル又は絹の重量が全重量の一〇%をこえるものは、第五〇類に属するものとし、この類の各号の適用にあたっては、これらのうち最大の重量を占めるものから成る物品とする。
- (b) その他の物品は、構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるものから成る物品とする。
- (B) (A)の適用については、次に定めるところによる。
- (a) 金属を交じえた糸は、単一の紡織用繊維とみなし、その重量は、これを構成する繊維及び金属の重量の合計による。また、織物の一部を構成する金属糸は、紡織用繊維とみなす。
- (b) 関係する一の号において異なる紡織用繊維が含まれている場合には、これらは、単一の紡織用繊維とみなす。
- (c) 紡織用繊維以外の物品は、(a)に規定する糸を除き、構成材料の重量には算入しない。
- 3 (A)及び(B)の規定は、3又は4に掲げる糸についても適用する。
- (C) この部において次に掲げる糸は、(B)に掲げる物品を除き、ひも、綱及びケーブル

とする。

- (a) 絹糸、絹紡糸、絹紡糸又は第五一類の注1(b)に掲げる人造繊維の糸（第五一類の二本以上の単繊維から製造した糸を含む。）で、一メートルの重量が二グラム（一八、〇〇〇デニール）をこえるもの
- (b) 第五一類の注1(a)に掲げる人造繊維の糸（第五一類の二本以上の単繊維から製造した糸を含む。）で、一メートルの重量が一グラム（九、〇〇〇デニール）をこえるもの
- (c) 大麻糸及び亜麻糸で次に掲げるもの
- (i) みがいたもの又はつや出したもので、その一キログラム当たりの長さにストランド数を乗じた値が七、〇〇〇メートルに満たないもの
- (ii) みがいてないもの又はつや出してないもので、一メートルの重量が二グラムのこえるもの
- (d) コイヤヤーンで三本以上の糸をよつたもの
- (e) その他の植物性繊維の糸で一メートルの重量が二グラムをこえるもの
- (f) 金属で補強した糸
- (B) (A)の規定は、次の物品については適用しない。
- (a) 羊毛その他の獣毛の糸及び紙糸（金属で補強した糸を除く。）
- (b) 人造繊維のトウ、スライバー及びロービング
- (c) 天然デグス並びに絹製又は人造繊維製のカットガット及び第五一類の単繊維金属を交じえた糸（金属で補強した糸を除く。）
- (d) シュニールヤーン及びジンプヤーン
- (e) 第五〇類、第五一類、第五三類、第五四類、第五五類及び第五六類において「小売用の糸」とは(B)に掲げる物品を除き、次の要件に該当するものをいう。
- (a) ボール巻の糸又はカード、リール、チューブその他これらに類する糸巻に巻いた糸で、一個の重量（糸巻の重量を含む。）が次の重量以下であること。
- (i) 亜麻糸及びラミー糸については、二〇〇グラム
- (ii) 絹糸、絹紡糸、絹紡糸及び人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム
- (iii) その他の糸については、一二五グラム
- (b) かせ巻の糸については、一個の重量が次の重量以下であること。
- (i) 絹糸、絹紡糸、絹紡糸及び人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム
- (ii) その他の糸については、一二五グラム
- (c) 数個の小さなかせに区分してあるものから成るかせ巻の糸については、一個の小さなかせの重量が次の重量以下であること。
- (i) 絹糸、絹紡糸、絹紡糸及び人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム
- (ii) その他の糸については、一二五グラム
- (B) (A)の規定は、次の物品については適用しない。

- (a) 紡織用繊維の単糸。ただし、次のものを除く。
- (i) 羊毛又は織獣毛の単糸で漂白してないもの
- (ii) 羊毛又は織獣毛の単糸のうち漂白し、染色し又はなつ染したもので、一キログラムの長さが二、〇〇〇メートルに満たないもの
- (b) マルチプルヤーン又はケーブルヤーンのうち漂白してないもので次に掲げるもの
- (i) 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸
- (ii) その他の紡織用繊維の糸でかせ巻のもの（羊毛又は織獣毛の糸を除く。）
- (c) 絹、絹ノイル又はくす絹のマルチプルヤーン又はケーブルヤーンのうち漂白し、染色し又はなつ染したもので、より合わせた状態で測定した長さが一キログラムにつき七五、〇〇〇メートル以上のもの
- (d) 紡織用繊維の単糸、マルチプルヤーン又はケーブルヤーンで次に掲げるもの
- (i) あやかせのもの
- (ii) コップ、ねん糸用チューブ、バーン、円すい状ボビン、スピンドルその他の糸巻（繊維工業において使用するものに限る。）に巻いたもの
- 5 (a) 第五五・〇七号において「もじり織りのもの」とは、その組織の全部又は一部において地組織及びこれにからまるもじり織糸が一本又は二本以上の横糸ごとに一又は二以上のからみ目を作っているものをいう。
- (b) 第五八・〇八号において「平編みのもの」とは、模様編みその他の変化組織を有しないもので、同一の形状及び大きさの編目のみが規則的に配列している組織のものをいう。この場合において、編目を形成する際に附随的に生ずる細なすき間は、考慮しないものとする。
- 6 この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいう。
- (a) 正方形及び長方形以外の形状に裁断した物品
- (b) ダスター、タオル、ティフルクロス、スカーフ、毛布その他の物品（単に切断することによりそのまま使用することができるものを含むものとし、縫製その他の仕上げを要しないものに限る。）
- (c) 縫縫い又は縫かがりをした物品（広幅の反物を切断したものを単にはつれ止めのために縫縫い又は縫かがりをしたものを除く。）及び縫にふさをつけた物品
- (d) 一定の形状に裁断した物品でドロンワークをしたもの
- (e) 縫製、のり付けその他の方法によりつなぎ合わせた物品（同種の織物類を二以上つなぎ合わせた反物及び二以上の織物類を重ね合わせた反物（諸物をしてあるかどうかを問わない。）を除く。）
- 7 第五〇類から第五七類まで及び、文脈により別段に解される場合を除くほか、第五八類から第六〇類までの各号には、6に規定する製品にしたものを含まない。また、第五〇類から第五七類までの各号には、第五八類又は第五九類に該当する物品を含まない。

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された 一一〇六 関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約の改正に關する議定書の締結について承認を求めめるの件

第五〇類 絹及び絹織物	五〇・〇一 繭(繭糸に適するものに限る。) 五〇・〇二 生糸(よつてないものに限る。) 五〇・〇三 絹のくず(絹糸に適しない繭、絹ノイル及び反毛したものを含む。) 五〇・〇四 絹糸(絹紡糸、絹紡糸及び小売用の糸を除く。) 五〇・〇五 絹紡糸(絹紡糸及び小売用の糸を除く。) 五〇・〇六 絹紡糸(小売用の糸を除く。) 五〇・〇七 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸(小売用の糸に限る。) 五〇・〇八 天然デグス及び絹製のカットガット 五〇・〇九 絹織物(絹ノイル織物を除く。) 五〇・一〇 絹ノイル織物
第五一類 人造繊維の長繊維及びその織物	注 1 この表において「人造繊維」とは、次のいずれかに該当する物品をいう。 (a) 有機単量体の重合物又は縮合物の繊維又は単繊維(たとえば、ポリアミド系、ポリエステル系、ポリウレタン系又はポリビニル系のもの) (b) 纖維素、カゼイン、プロテイン、アルガエその他の天然有機重合体を化学的に變化させることにより製造した繊維又は単繊維(たとえば、ビスコース法又は銅アンモニア法によるもの、アセテート繊維及びアルギネート繊維) 2 第五一・〇一号には、第五六類に該当する人造繊維の長繊維のトウを含まない。 3 この類において人造繊維の長繊維の糸には、トウをローラーその他の装置の間を通すことにより、トウを構成する繊維を切断して作つたトウ紡績の糸(第五六類参照)を含まない。 4 人造繊維の単繊維で、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のもののうち、一メートルの重量が六・六ミリグラム(六〇デニール)に満たないものは第五一・〇一号に、その他のものは第五一・〇二号にそれぞれ属するものとし、横断面の最大寸法が一ミリメートルをこえるものは、第三九類に属する。 人造繊維の材料で製造したストリップ(人造ストローその他これに類する物品を含む。ののうち、幅が一ミリメートル以下のものは第五一・〇二号に、その他のものは第三九類にそれぞれ属する。 五二・〇一 人造繊維の長繊維の糸(小売用の糸を除く。) 五二・〇二 単繊維、ストリップ(人造ストローその他これに類する物品を含む。及びカットガット(人造繊維の材料で製造したものに限る。)) 五二・〇三 人造繊維の長繊維の糸(小売用の糸に限る。)

五一・〇四 人造繊維の織物(長繊維の糸で織つたものに限るものとし、第五一・〇一号又は第五一・〇二号の単繊維又はストリップの織物を含む。)	第五二類 金属を交じえた糸及び織物 五二・〇一 金属を交じえた糸(紡織用繊維の糸に金属を交じえ、塗布し又は被覆した糸に限るものとし、製法を問わない。) 五二・〇二 金属糸又は金属を交じえた糸を用いた織物(衣類、室内用品その他これらに類する物品に用いるものに限る。)
第五三類 羊毛その他の獣毛及び毛織物	注 この類において「織獣毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、やく、らくだ、うさぎ、ビーバー、ヌートリア、ムスクラット又はアンゴラヤギ、チベットヤギ、カシミヤヤギその他これらに類するやぎの毛をいう。 五三・〇一 羊毛(カードし又はコムしたものを除く。) 五三・〇二 その他の獣毛(カードし又はコムしたものを除く。) 五三・〇三 羊毛その他の獣毛のくず(反毛したものを除く。) 五三・〇四 羊毛その他の獣毛のくず(反毛したものに限るものとし、ぼろを反毛したものを含む。) 五三・〇五 羊毛その他の獣毛(カードし又はコムしたものに限る。) 五三・〇六 紡毛糸(羊毛製の糸に限るものとし、小売用の糸を除く。) 五三・〇七 梳毛糸(羊毛製の糸に限るものとし、小売用の糸を除く。) 五三・〇八 紡毛糸及び梳毛糸(織獣毛製の糸に限るものとし、小売用の糸を除く。) 五三・〇九 馬毛の糸及びその他の獣毛の糸(小売用の糸を除く。) 五三・一〇 羊毛、馬毛その他の獣毛の糸(小売用の糸に限る。) 五三・一一 毛織物(羊毛製又は織獣毛製のものに限る。) 五三・一二 毛織物(その他の獣毛製のものに限るものとし、馬毛製のものを除く。) 五三・一三 毛織物(馬毛製のものに限る。)
第五四類 亜麻、ラミー及びこれらの織物	五四・〇一 亜麻(精紡したものを除く。並びに亜麻のトウ及びくず(ぼろを反毛したものを含む。)) 五四・〇二 ラミー(精紡したものを除く。並びにラミーのノイル及びくず(ぼろを反毛したものを含む。))

五四・〇三 亜麻糸及びラミー糸(小売用の糸を除く。)
五四・〇四 亜麻糸及びラミー糸(小売用の糸に限る。)
五四・〇五 亜麻織物及びラミー織物

第五五類 綿及び綿織物

五五・〇一 実綿及び繰綿(カードし又はコムしたものを除く。)
五五・〇二 コットンリント
五五・〇三 綿のくず(ぼろを反毛したものを含むものとし、カードし又はコムしたものを除く。)
五五・〇四 綿(カードし又はコムしたものに限る。)
五五・〇五 綿糸(小売用の糸を除く。)
五五・〇六 綿糸(小売用の糸に限る。)
五五・〇七 綿織物(もじり織りのものに限る。)
五五・〇八 テリータオル地その他のテリー織りの綿織物
五五・〇九 その他の綿織物

第五六類 人造繊維の短繊維及びその織物

注
第五六・〇二号は、平行した同一の長さの人造繊維の長繊維のトウで次の要件を備えているものに限り適用する。

- (a) 長さが二メートルをこえること。
(b) より数が一メートルにつき五に満たないこと。
(c) 構成する単繊維の重量が一メートルにつき六・六ミリグラム(六〇デニール)に満たないこと。
(d) 第五一類の注1(a)に掲げる繊維のトウについては、延伸処理をしたもので、その長さの二倍をこえて伸びないこと。
(e) トウの総重量が次の重量をこえること。
(i) 第五一類の注1(b)に掲げる繊維のものについては、一メートルにつき〇・五グラム(四・五〇〇デニール)
(ii) 第五一類の注1(a)に掲げる繊維のものについては、一メートルにつき一・六六グラム(一五・〇〇〇デニール)
長さが二メートル以下のトウは、第五六・〇一号に属する。

五六・〇一 人造繊維の短繊維(カードし、コムし又はその他の紡績準備の処理をしたものを除く。)
五六・〇二 人造繊維の長繊維のトウ(短繊維製造用のものに限る。)
五六・〇三 人造繊維の長繊維又は短繊維のくず(ぼろを反毛したもの及び糸くずを含むものとし、カードし、コムし又はその他の紡績準備の処理をしたもの)

五六・〇四 を除く。
五六・〇五 人造繊維の短繊維及びくず(カードし、コムし又はその他の紡績準備の処理をしたものに限る。)
五六・〇六 人造繊維の紡績糸(小売用の糸を除く。)
五六・〇七 人造繊維の紡績糸(小売用の糸に限る。)
人造繊維の織物(紡績糸で織つたものに限る。)

第五七類 その他の植物性紡績用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物

五七・〇一 大麻(精紡したものを除く)並びに大麻のトウ及びくず(ぼろ又は綱を反毛したものを含む。)
五七・〇二 マニラ麻(精紡したものを除く)並びにマニラ麻のトウ及びくず(ぼろ又は綱を反毛したものを含む。)
五七・〇三 黄麻(精紡したものを除く)並びに黄麻のトウ及びくず(ぼろ又は綱を反毛したものを含む。)
五七・〇四 その他の植物性紡績用繊維(精紡したものを除く)及びそのくず(ぼろ又は綱を反毛したものを含む。)
五七・〇五 大麻糸
五七・〇六 黄麻糸
五七・〇七 その他の植物性紡績用繊維の糸
五七・〇八 紙糸
五七・〇九 大麻織物
五七・一〇 黄麻織物
五七・一一 その他の植物性紡績用繊維の織物
五七・一二 紙糸の織物

第五八類 じゆうたんその他の敷物、つづれ織物、パイル織物、

シニール織物、細幅織物、トリミング並びにチュールその他の網地、レース及びじゆう布

注

- 1 この類には、第五九類に該当する塗布し又はしみ込ませた織物類、ゴム糸を用いた織物類及びトリミング、機械用のベルチングその他の物品を含まない。ただし、紡績用繊維の基布にしじゅうしたものは、第五八・一〇号に該当する。
2 第五八・〇一号及び第五八・〇二号においてじゆうたんその他の織物類の敷物には、本来床用敷物としての特性を有する物品で他の用途に供するものを含むものとして、これらの号には、第五九類に該当するフェルト製敷物を含まない。
3 第五八・〇五号において「細幅織物」とは、次の物品をいう。

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された
関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約の改正に關する議定書の締結について承認を求めた件 一一〇八

五八・〇一	幅が三〇センチメートル以下の織物(切つたものを含むものとし、両側に織込み、のり付けその他の方法により作つた耳を有するものに限り、)
五八・〇二	(b) 袋織物で平らにした幅が三〇センチメートル以下のもの
五八・〇三	(c) 縁を折つたパイアステープで縁を伸ばした幅が三〇センチメートル以下のもの織物自体の糸で縁にふさをつけた細幅織物は、第五八・〇七号に該当する。
五八・〇四	4 第五八・〇八号には、第五九・〇五号に該当するひも又は綱で作つた網及び網地を含まない。
五八・〇五	5 第五八・〇一〇号においてししゅう布には、金属糸又はガラス繊維の糸でししゅうした物品で紡織用繊維の織物類の基布を有するもの及び金属又はガラスの薄片、ビーズ、紡織用繊維その他の物品で作つた装飾品を縫い付けてアプリーケにした物品を含むものとし、手針によりつづれ織り風にした織物(第五八・〇三号参照)を含まない。
五八・〇六	6 この類に掲げる物品には、衣類、室内用品その他これらに類する物品を用いる金属糸製のものを含む。
五八・〇七	じゅうたん、じゅうたん地その他織物類の敷物(結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。)
五八・〇八	じゅうたん、じゅうたん地その他織物類の敷物(結びパイルのものを除くとともに、ケレムラグ、シニマックラグ、カラマニラグその他これらに類するものを含むものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。)
五八・〇九	ゴブラン織り、フランダーズ織り、オービュソン織り、ボーベ織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びパネルその他の物品を用いて手針によりつづれ織り風にした織物
	パイル織物及びシニール織物(第五五・〇八号に該当するテリータオル地その他のテリール織りの綿織物及び第五八・〇五号に該当する織物類を除く。)
	細幅織物及び接着剤で接着した縦糸のみから成る細幅の織物類似の物品(第五八・〇六号に該当する物品を除く。)
	織物製のラベル、バッジその他これらに類する物品(ストリップ状のもの及び特定の形状に切つたものを含むものとし、ししゅうしたものを除く。)
	シニールヤーン、ジンプヤーン(第五二・〇一〇号の金属を交じえた糸及び馬毛をしん糸に用いたジンプヤーンを除く。)
	並びに組むも及び装飾用トリミングでそのまま特定の用途に供しないもの並びにタッセル、ボンボンその他これらに類する物品
	チュールその他の網地(平編みのものに限り、織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)
	チュールその他の網地(模様編みその他の変化組織を有するものに限るものとし、織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)
	手製又は機械製のレース(レース地及びモチーフに限る。)

五八・一〇	ししゅう布(モチーフを含む。)
五九・一〇	第五九類 ウォッディング、フェルト、ひも、綱、ケーブル、特殊織物類、塗布し又はしみ込ませた織物類及び工業用の紡織用繊維製品
注	1 この類において紡織用繊維の織物類は、第五〇類から第五七類まで、第五八・〇四号又は第五八・〇五号の紡織用繊維の織物類、第五八・〇七号の組ひも及びトリミング、第五八・〇八号又は第五八・〇九号のチュールその他の網地、第五八・〇九号のレース並びに第六〇・〇一〇号のメリヤス編物及びクロセ編物に限る。
	2 第五九・〇八号及び第五九・一二号には、塗布し又はしみ込ませたことが明らかでない織物類及びこれらの処理の有無が単に色彩の変化によつてのみ判別することができない織物類を含む。また、第五九・一二号には、次の物品を含まない。
	(a) 絵模様を描いた織物類(劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に用いるものを除く。)
	(b) 繊維のフロック又はダスト、コルク粉その他これらに類する物品を付けて絵模様を表わした織物類
	(c) でん粉その他これに類する物品を用いて通常の仕上げをした織物類
	3 第五九・一一号において「ゴム加工した紡織用繊維の織物類」とは、次の物品をいう。
	(a) ゴムを塗布し、しみ込ませ、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類で次の要件に該当するもの
	(i) 一平方メートルの重量が一、五〇〇グラム以下であること。
	(ii) 一平方メートルの重量が一、五〇〇グラムをこえ、かつ、紡織用繊維の含有量が全重量の五〇%をこえること。
	(b) 平行した紡織用繊維の糸をゴムで凝着した織物類似のもの(一平方メートル当たりの重量を問わない。)
	(c) 紡織用繊維の織物類とエキスパンデッドラバー、フォームラバー又はスポンジラバーの板、シート又はストリップとを結合したもの(第四〇類の注2の第二文の規定により同類に該当するものを除く。)
	4 第五九・一六号には、次の物品を含まない。
	(a) 伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト用で厚さが三ミリメートルに満たないもの
	(b) 伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベルトチング(ゴムを塗布し、しみ込ませ、被覆し若しくは積層した紡織用繊維の織物類又はゴムを塗布し若しくはしみ込ませた紡織用繊維の糸若しくはコードで製造したものに限り。第四〇・一〇号参照)

5 第五九・一七号には、次の物品を含むものとし、当該物品は、第一一部の他のいずれの号にも含まれない。

- (a) 紡織用繊維製の物品で次に掲げるもの（第五九・一四号から第五九・一六号までに掲げる物品の特性を有するものを除く。）
- (i) 通常針布に使用する紡織用繊維の織物類、フェルト及びフェルトを張り付けた織物で、ゴム、革その他の物品を塗布し、被覆し又は積層したもの並びにこれらに類する通常機械に使用する織物類
- (ii) ふるい用の布
- (iii) 通常搾油機その他これに類する機械に使用するろ過布（紡織用繊維製又は人髪製のものに限り。）
- (iv) 通常製紙機その他の機械に使用する紡織用繊維の織りフェルト（管状又はエンドレスのもので経緯糸のいずれかに単糸又は合ねん糸を用いたもの及びシート状に織つたもので経緯糸のいずれかに合ねん糸を用いたものに限り。）塗布してあるか、又はしみ込ませてあるかどうかを問わない。）
- (v) 通常機械に使用する紡織用繊維の織物類（金属で補強したものに限る。）
- (vi) 通常製紙機その他の機械に使用する紡織用繊維の織物類（第五二・〇一号に該当する金属を交えた糸のものに限る。）
- (vii) 通常機械に使用するパッキング用又は潤滑用のコードその他これに類する物品（塗布してあるか、しみ込ませてあるか、又は金属で補強してあるかどうかを問わない。）
- (b) ガスケット、ワッシャー、ポリッシングディスク、機械部分品その他通常機械に使用する紡織用繊維製品（第五九・一四号から第五九・一六号までに該当するものを除く。）

五九・〇一
五九・〇二
五九・〇三
五九・〇四
五九・〇五
五九・〇六
五九・〇七

ウォッディング及びその製品並びに紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネップ

フェルト及びその製品（塗布してあるか、又はしみ込ませてあるかどうかを問わない。）

不織布及びその製品（塗布してあるか、又はしみ込ませてあるかどうかを問わない。）

ひも、綱及びケーブル（組んであるかどうかを問わない。）

漁網（製品にしたもので、糸、ひも又は綱で作つたものに限る。）並びに綱及び網地（ひも又は綱で作つたものに限る。）

糸、ひも、綱又はケーブルのその他の製品（紡織用繊維の織物類及びその製品を除く。）

書籍装てい用その他これに類する用途に供する紡織用繊維の織物類でゴム又はでん粉質の物品を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンパス

五九・〇八
五九・〇九
五九・一〇

及びバックラムその他これに類する織物類でハットファンデーションその他これに類する用途に供するもの

紡織用繊維の織物類（セルロース誘導体その他の人造プラスチックを塗布し又はしみ込ませたものに限る。）

紡織用繊維の織物類（乾性油の調製品又は油を塗布し又はしみ込ませたものに限る。）

リノリウム及びその製法に類する方法で製造した物品（紡織用繊維の基布を有するものに限り。）並びに紡織用繊維の基布に塗布した床用敷物（特定の形状に切つてあるかどうかを問わない。）

ゴム加工した紡織用繊維の織物類（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

その他の紡織用繊維の織物類（塗布し又はしみ込ませたものに限る。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に用いる絵模様を描いた織物類

ゴム糸を用いた紡織用繊維の織物類及びトリミング（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

ランプ用、ストロブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するしん（紡織用繊維を織り、組み又は編んだものに限る。）ガスマントル用の管状編物及び白熱ガスマントル

紡織用繊維製のホースその他これに類する物品（他の材料で内張りし又は補強したもの及び付属品（材料を問わない。）を有するものを含む。）

伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限り。）

金属その他の物品で補強してあるかどうかを問わない。）

紡織用繊維の織物類及び紡織用繊維の製品（通常機械に使用するものに限る。）

五九・一一
五九・一二
五九・一三
五九・一四
五九・一五
五九・一六
五九・一七

第六〇類 メリヤス編物、クロセ編物及びこれらの製品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
- (a) 第五八・〇九号のクロセ編みのレース
- (b) 第五九類に該当するメリヤス編み又はクロセ編みの物品
- (c) コルセット、コルセットベルト、サスペンダーベルト、ブラジャー、ブレース、サスペンダー、ガーターその他これらに類する物品（第六一・〇九号参照）
- (d) 第六三・〇一号に該当する中古の衣類その他の物品

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

關稅率表における物品の分類のための品目表に關する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された關稅率表における物品の分類のための品目表に關する条約の改正に關する議定書の締結について承認を求めたの件 一一一〇

(e) 整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帶その他これらに類する物品(第九〇・一九号参照) 2 第六〇・〇二号から第六〇・〇六号までの各号には、次の物品を含む。 (a) 各号に掲げる物品(未完成品を含む。又はその部分品で、メリヤス編み又はクロセ編みにより直接特定の形状に編み上げたもの及びメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたもの) (b) (a)に掲げる物品を製造するために特定の形状にしたメリヤス編物及びクロセ編物 3 第六〇・〇六号のメリヤス編物又はクロセ編物の製品には、サポート用バンドにのみゴム糸又はゴム糸を用いたものを使用したものを含む。 4 この類に掲げる物品には、衣類、室内用品その他これらに類する物品に用いる金属糸製のものを含む。 5 この類の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。 (a) 「ゴム糸を用いたもの」とは、紡織用繊維にゴムの糸を交えたものをいう。 (b) 「ゴム加工したもの」とは、ゴムを塗布し、しみ込ませ又は被覆したものと及びゴムを塗布し又はしみ込ませた紡織用繊維の糸を用いたものをいう。	六〇・〇一 メリヤス編物及びクロセ編物(ゴム糸を用いたものと及びゴム加工したものを除く。) 六〇・〇二 手袋(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたものと及びゴム加工したものを除く。) 六〇・〇三 くつ下類(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたものと及びゴム加工したものを除く。) 六〇・〇四 下着(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたものと及びゴム加工したものを除く。) 六〇・〇五 外衣類及びその他の編物製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたものと及びゴム加工したものを除く。) 六〇・〇六 メリヤス編物、クロセ編物及びこれらの製品(ゴム糸を用いたものと及びゴム加工したものとに限るものとし、ゴム糸を用いた保健用のひざ当て及び長くつ下を含む。)	注 1 この類に掲げる物品は、紡織用繊維の織物類(フェルト、不織布、第五八・〇七号の組ひも及びトリミング並びにチュールその他の網地及びレースを含む。又は金属糸の織物で製品にしたものに限るものとし、メリヤス編み又はクロセ編みの製品(第六 第六一類 衣類及びその附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)
一・〇九号に該当するものを除く。を含む。 2 この類には、次の物品を含む。 (a) 第六三・〇一号に該当する中古の衣類その他の物品 (b) 整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帶その他これらに類する物品(第九〇・一九号参照) 3 第六一・〇一号から第六一・〇四号までの各号においては、次に定めるところによる。 (a) 男子用であるか女子用であるかが判別し難い物品は、第六一・〇二号又は第六一・〇四号に属する。 (b) 乳幼児用の物品には、次の物品を含む。 (i) 男児用であるか女児用であるかが判別し難いもの (ii) ベビーナプキン 4 スカーフその他これに類する物品のうち各辺の長さが六〇センチメートル以下のものは、第六一・〇五号のハンカチに含まれるものとし、一辺の長さが六〇センチメートルをこえるハンカチは、第六一・〇六号に属する。 5 この類に掲げる物品には、その未完成品及び当該物品を作るために特定の形状にした紡織用繊維の織物類(第六一・〇九号にあつては、同号に掲げる物品を作るために特定の形状にしたメリヤス編み又はクロセ編みの物品を含む。)を含む。	六一・〇一 男子用の外衣類 六一・〇二 女子用又は乳幼児用の外衣類 六一・〇三 男子用の下着(カラー、シャツフロント及びカフスを含む。) 六一・〇四 女子用又は乳幼児用の下着 六一・〇五 ハンカチ 六一・〇六 ショール、スカーフ、マフラー、マンチラ、ベールその他これらに類する物品 六一・〇七 ネクタイ 六一・〇八 女子用のカラー、タックカー、ファラル、ボディスフロント、ジャボ、カフス、フラウンス、ヨークその他これらに類する衣類の附属品及びトリミング 六一・〇九 コルセット、コルセットベルト、サスペンダーベルト、ブラジャー、ブレース、サスペンダー、ガーター、その他これらに類する物品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを含むものとし、ゴム糸を用いたものであるかどうかを問わない。) 六一・一〇 手袋及びくつ下類(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。) 六一・一一 ドレスシールド、肩パッド、その他のパッド、ベルト、マフ、スリーププロテクター、ポケットその他の衣類附属品(製品にしたものに限る。)	

第六二類 紡織用繊維のその他の製品

注

1 この類に掲げる物品は、紡織用繊維の織物類（フェルト及び不織布を除く。）又は第五八・〇七号の組ひも若しくはトリミングで製品にしたものに限るものとし、メリヤス編み又はクロセ編みの製品を含まない。

2 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 第五八類、第五九類又は第六一類に該当する物品
(b) 第六三・〇一号に該当する中古の衣類その他の製品

六二・〇一

六二・〇二

六二・〇三

六二・〇四

六二・〇五

ひざ掛け及び毛布
ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン並びにカーテンその他の室内用品
包装用の袋
ターポリン、帆、日よけ、テント及びキャンプ用品
紡織用繊維のその他の製品（ドレスパターンを含む。）

第六三類 繊維製品の中古のもの及びぼろ

六三・〇一

中古の紡織用繊維製の衣類、衣類附属品、ひざ掛け、毛布、家庭用のリネン及び室内用品（第五八・〇一号、第五八・〇二号又は第五八・〇三号に該当する物品を除く。）並びに中古のはき物及び帽子（ばら積み又はベール、サックその他これらに類する包装のものに限る。）
ぼろ並びにひも、網又はケーブルのくず及びひも、網又はケーブルの製品

六三・〇二

第二部 はき物、帽子、かさ、むち及びこれらの部分品並びに調製羽毛、羽毛製品、造花、人髪製品及び扇子

第六四類 はき物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 本底の付いてないはき物で、メリヤス編み又はクロセ編みのもの（第六〇・〇三号参照）及びその他の紡織用繊維の織物類（フェルト及び不織布を除く。）で作つたもの（第六二・〇五号参照）
(b) 第六三・〇一号に該当する中古のはき物
(c) 石綿製品（第六八・一三三号参照）

(d) 整形外科用のはき物その他の機器及びその部分品（第九〇・一九号参照）

(e) がん具及びスケートを取り付けたスケートぐつ（第九七類参照）
2 第六四・〇五号及び第六四・〇六号において部分品には、くぎ、ブーツプロテクター、はと目、ブーツフック、バックル、装飾品、ひも、レース、ボンボンその他のトリミング（それぞれ該当する号に属する。）及び第九八・〇一号に該当するボタンその他の物品を含まない。

3 第六四・〇一号においてゴム又は人造プラスチックには、紡織用繊維の織物類の表面にゴム又は人造プラスチックを塗布し又は被覆したものを含む。

六四・〇一

六四・〇二

六四・〇三

六四・〇四

六四・〇五

六四・〇六

はき物（本底及び甲をゴム又は人造プラスチックで作つたものに限る。）
はき物（本底が革製、コンボジションレザー製、ゴム製又は人造プラスチック製のものに限るものとし、第六四・〇一号に該当するものを除く。）
はき物（本底が木製又はコルク製のものに限る。）
はき物（本底がその他の材料製のものに限る。）
はき物の部分品（甲、中敷き及びねじ止め式かかとを含むものとし、金属製のものを除く。）
ゲートル、スパッツ、レギンス、クリケット用サポーター、サッカー用サポーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品

第六五類 帽子及びその部分品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 第六三・〇一号に該当する中古の帽子
(b) 人髪製のヘアネット（第六七・〇四号参照）
(c) 石綿製の帽子（第六八・一三三号参照）
(d) 第九七類の人形用又はがん具用の帽子及びカーニバル用品
2 第六五・〇二号には、縫い合わせて作つた帽体（組物その他の物品のストリップを縫い合わせて作つた帽体を除く。）を含まない。

六五・〇一

六五・〇二

六五・〇三

帽体（フェルト製のもので、成型し又はつばを付けてないものに限る。）並びにフェルト製のプラトウ及びマンション（スリットマンションを含む。）
帽体（組んだもの又は組物その他の物品のストリップで作つたもので、成型し又はつばを付けてないものに限る。）
フェルト製の帽子（第六五・〇一号に該当するフェルト製の帽体又はプラトウから作つたものに限るものとし、裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。）

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された 一 二 二
関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約の改正に關する議定書の締結について承認を求める件

六五・〇四 帽子(組んだもの及び組物その他の物品のストリップで作つたものに限るものとし、裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。) 六五・〇五 帽子(ヘアネットを含み、メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他紡織用繊維の織物類(ストリップのものを除く。))で作つたものに限るものとし、裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。) 六五・〇六 その他の帽子(裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。) 六五・〇七 帽子用のすべり革、裏、カバー、ハットファンデーション、ハットフレイム(オペラハット用のスプリングフレイムを含む。)、ひさし及びあごひも	注 第六六類 かさ、つえ、むち及びこれらの部分品 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) ものさし兼用のつえその他これに類する物品(第九〇・一六号参照) (b) ステッキ、杖、仕込みづえ、鉛をつめた護身用のつえその他これらに類する物品(第九三類参照) (c) 第九七類に該当するがん具のかさその他の物品 2 第六六・〇三号には、紡織用繊維製の部分品、トリミング及び付属品並びにカバー、ふさ、革ひも、かさのケースその他これらに類する物品を含まない。これらの物品が輸入の際に第六六・〇一又は第六六・〇二に該当する物品に取り付けてないときは、当該物品を構成する部分品として取り扱わないものとし、それぞれ該当する号に属する。 六六・〇一 かさ(つえ兼用がさ、アンブレラテント、ビーチパラソルその他これらに類する物品を含む。) 六六・〇二 つえ(登山用つえ及びシートスタックを含む。)、むちその他これらに類する物品 六六・〇三 第六六・〇一又は第六六・〇二に該当する物品の部分品、トリミング及び付属品	注 第六七類 調製羽毛、羽毛製品、造花、人髪製品及び扇子 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) 人髪製のろ過布(第五九・一七号参照) (b) レース、ししゅう布その他の紡織用繊維の織物類で花模様につつたもの(第二一
部参照) (c) はき物(第六四類参照) (d) 帽子(第六五類参照) (e) 羽毛製ダスター(第九六・〇四号参照)、化粧用パフ(第九六・〇五号参照)及び人髪製のふり(第九六・〇六号参照) (f) がん具、運動用具及びカーニバル用品(第九七類参照) 2 第六七・〇一には、次の物品を含まない。 (a) 羽毛又は鳥のわた毛を詰物としてのみ使用した羽根ぶとんその他の物品 (b) 衣類及びその付属品で、羽毛又は鳥のわた毛を単にトリミング又は詰物として使用しているもの (c) 第六七・〇二号の人造の花及び葉並びにこれらの部分品及び製品 (d) 扇子(第六七・〇五号参照) 3 第六七・〇二号には、次の物品を含まない。 (a) ガラス製品(第七〇類参照) (b) 陶磁器、石、金属、木その他の材料で作つた人造の花、葉又は果実で、成型、鍛造、彫刻、打抜きその他これらに準ずる方法により一体として作つたもの及び結束、接着その他これらに類する方法以外の方法により部分品を組み立てたもの	六七・〇一 羽毛皮及びその他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分、鳥のわた毛並びにこれらの製品(第五・〇七号に該当する物品並びに加工した羽軸及び羽茎を除く。) 六七・〇二 人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品 六七・〇三 人髪(仕上げをし、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。))及びかつらその他これに類する物品の製作用に調製した羊毛その他の他の獣毛 六七・〇四 かつら、つけひげ、ヘアパッド、かもじその他これらに類する物品(人髪製、獣毛製又は紡織用繊維製のものに限る。))及び人髪製のその他の製品(ヘアネットを含む。) 六七・〇五 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品(材料を問わない。)	注 第一三類 石、プラスチック、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品 第六八類 石、プラスチック、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) 第二五類に該当する物品 (b) 第四八・〇七号に該当する雲母粉又はグラファイトを塗布した紙、アスファルト紙その他の塗布し又はしみ込ませた紙 (c) 第五九類に該当する雲母粉を塗布した織物、アスファルトをしみ込ませた織物

- その他の塗布し又はしみ込ませた紡織用繊維の織物類
- (d) 第七二類に該当する物品
- (e) 第八二類に該当する工具及びその部分品
- (f) 第八四・三四号のリソグラフィックストーン
- (g) がい子(第八五・二五号参照)及び第八五・二六号に該当する電気絶縁用物品
- (h) 齒科用バー(第九〇・一七号参照)
- (i) 第九一類に該当する時計、時計のケースその他の物品
- (k) 第九五・〇七号に該当する物品
- (l) がん具、遊戯用具及び運動用具(第九七類参照)
- (m) 第九八・〇一号に該当するボタンその他の物品、第九八・〇五号に該当する石筆その他の物品及び第九八・〇六号に該当する石盤その他の物品
- (n) 美術品、収集品及びこつとり(第九九類参照)
- 2 第六八・〇二号において石碑用又は建築用の石(加工したものに限定)には、第二五・一五号又は第二五・一六号に掲げる石を加工したもののほか、けい石、フリント、ドロマイト、ステアタイトその他の天然石を加工したものを含むものとし、スレートを加工したものを含まない。

- 六八・〇一 道路その他の舗装に用いる石、縁石及び敷石(天然石製のものに限定)のものとし、スレート製のものを除く。
- 六八・〇二 石碑用又は建築用の石(加工したものに限定)及びその製品(モザイクキューブを含むものとし、第六八・〇一又は第六九類に該当するものを除く)スレート(加工したものに限定)及びスレート製品(凝結スレート製品を含む)。
- 六八・〇三 ミルストーン、グラインドストーン、グライディングホイールその他これらに類する物品(研摩用、整形用又は切断用のホイール、ヘッド、ディスク及びポイントを含む、フレイムに取り付けたものを除くものとし、しん、柄、ソケット、軸その他これらに類する物品(材料を問わない)を有するかどうかを問わない)及びこれらのセグメントその他の完成部分品で、天然石(凝結したものではない)であるかどうかを問わない。製、凝結した天然石は人造の研摩材料製又は陶磁製のものとす。
- 六八・〇四 砥石その他これに類する物品(手とぎ用のもので、天然石製、凝結した天然石若しくは人造の研摩材料製又は陶磁製のものに限定)。
- 六八・〇五 粉状又は粒状の天然又は人造の研摩材料を織物、紙、板紙その他の材料に付着させた物品(特定の形状に切つたもの、縫い合わせたもの及びその他の加工をしたものを含む)。
- 六八・〇六 スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール及びはく離したバーミキュライト、エキスパンデッドクレイ、フォームスラグその他

- 六八・〇八 他これらに類する膨張した鉱物性材料並びに断熱用、防音用又は吸音用の鉱物性材料の混合物及び製品(第六八・一二号、第六八・一三号又は第六九類に該当するものを除く)。
- 六八・〇九 アスファルト製品、石油アスファルト製品、コaltarルビッチ製品その他これらに類する製品
- 六八・一〇 パネル、ボード、タイル、ブロックその他これらに類する物品(植物性繊維、木材繊維、わら、かんなくす、木くす又はのこくすをセメント、プラスチックその他の鉱物性結合材で凝結したものに限定)。
- 六八・一一 プラスター製品
- 六八・一二 セメント製品(スラグセメント製品を含む)、コンクリート製品及び人造石製品(粒状大理石をセメントで凝結したものの製品を含むものとし、補強してあるかどうかを問わない)。
- 六八・一三 石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品
- 六八・一四 石綿(加工したものに限定)及び石綿の板、ひも、織物、衣類、ジョイントその他の製品(補強してあるかどうかを問わないものとし、第六八・一四号に該当するものを除く)並びに石綿をもととした混合物、石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物及びこれらの製品
- 六八・一五 プレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に適する摩擦材料(セグメント、ディスク、ワッシャー、ストリップ、板、ロールその他これらに類する物品で、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限定)のものとす。織物その他の材料に結合してあるかどうかを問わない。
- 六八・一六 雲母(加工したものに限定)及び雲母製品(マイカナイト、マイカフオリウムその他紙又は織物にはく離雲母を接着したものを含む)。
- 六八・一七 石その他の鉱物性材料の製品(泥炭製品を含むものとし、他の号に該当するものを除く)。

第六九類 陶磁製品

注

- 1 この類は、成形した後焼成した物品に限り適用するものとし、第六九・〇四号から第六九・一四号までの各号には、断熱製品及び耐火製品を含まない。
- 2 この類には、次の物品を含まない。
- (a) 第七一類に該当する身辺用模造細貨類その他の物品
- (b) 第八一・〇四号に該当するサームット
- (c) がい子(第八五・二五号参照)及び第八五・二六号に該当する電気絶縁用物品
- (d) 義歯(第九〇・一九号参照)
- (e) 第九一類に該当する時計、時計のケースその他の物品

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された
関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約の改正に關する議定書の締結について承認を求めるの件 一一一四

- (f) がん具、遊戯用具及び運動用具(第九七類参照)
(g) 第九八類に該当するボタン、喫煙用パイプその他の物品
(h) 美術品、收藏品及びこつとり(第九九類参照)

第一節 断熱製品及び耐火製品

断熱れんが、断熱ブロック、断熱タイルその他の断熱製品(けいそう土その他これに類するけい酸質の土で製造したものに限る。)

耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用耐火製品(第六九・〇一に該当するものを除く。)

その他の耐火製品(たとえば、レトルト、るつぽ、マッフル、ノズル、プラグ、サポート、管、シース及び棒。第六九・〇一に該当するものを除く。)

第二節 その他の陶磁製品

建設用れんが(床用ブロック、サポートタイル、ファイアタイルその他これらに類する物品を含む。)

かわら、煙突用品その他の建設用品(建築用装飾品を含む。)

管、導管及びとい(アングル、バンドその他これらに類する継手を含む。)

舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐすりを施してないものに限る。)

舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐすりを施したものに限り、物理化学用又は工業用の物品及び農業用のかけ、かめその他これらに類する容器並びに通常輸送用又は包装用に供するつぼ、ジャーその他これらに類する製品)

台所用流し、洗面台、ビデ、便器、浴槽その他これらに類する衛生用備付品

磁器(パリアン磁器その他のうわぐすりを施してない磁器を含むものとし、食卓用品その他通常家庭用、化粧用又は衛生用に供するものに限る。)

その他の陶磁器(食卓用品その他通常家庭用、化粧用又は衛生用に供するものに限る。)

小像その他の装飾品及び装身具並びに調度品
その他の製品

第七〇類 ガラス及びその製品

- 注
1 この類には、次の物品を含まない。
(a) 窯業用のうわぐすり(第三二・〇八号参照)

- (b) 第七一類に該当する身辺用模造細貨類その他の物品
(c) がい子(第八五・二五号参照)及び第八五・二六号に該当する電気絶縁用物品
(d) 第九〇類に該当する皮下注射器、義眼、温度計、気圧計、浮きばかり、光学的に研摩した光学用品その他の物品
(e) 第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具、クリスマスツリー用装飾品その他の物品(仕掛けを有しないガラス製の眼で、第九七類の人形その他の物品に使用するものを除く。)

(f) 第九八類に該当するボタン、魔法びん、香水用噴霧器その他の物品

- 2 第七〇・〇七号において板ガラス(色きせのもの及び金属の線又は網を入れたものを含む、鋳込み法、ロール法、引上げ法又は吹上げ法により製造したもので、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、曲げたもの又は縁加工、彫刻その他の加工をしたものに限り、表面をみがいてあるかどうかを問わない。)
- 3 この表においてガラスには、石英ガラスを含む。

七〇・〇一 ガラスの塊(光学ガラスの塊を除く)及びくす

七〇・〇二 エナメルガラスの塊、棒及び管

七〇・〇三 ガラスの球、棒及び管(加工してないものに限るものとし、光学ガラスのものを除く。)

七〇・〇四 板ガラス(色きせのもの及び金属の線又は網を入れたものを含む、鋳込み法又はロール法により製造した正方形又は長方形のものを、加工してないものに限るものとし、模様付けしてあるかどうかを問わない。)

七〇・〇五 板ガラス(色きせのものを含むものとし、引上げ法又は吹上げ法により製造した正方形又は長方形のものを、加工してないものに限る。)

七〇・〇六 みがき板ガラス(色きせのもの及び金属の線又は網を入れたものを含む、鋳込み法、ロール法、引上げ法又は吹上げ法により製造した正方形又は長方形のものに限るものとし、さらに加工したものを除く。)

七〇・〇七 板ガラス(色きせのもの及び金属の線又は網を入れたものを含む、鋳込み法、ロール法、引上げ法又は吹上げ法により製造したもので、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、曲げたもの又は縁加工、彫刻その他の加工をしたものに限るものとし、表面をみがいてあるかどうかを問わない。)

七〇・〇八 並びに絶縁用複層ガラス及びステンドガラスその他これに類するガラス

七〇・〇九 安全ガラス(強化ガラス及び合わせガラスに限るものとし、特定の形状にしたものであるかどうかを問わない。)

七〇・一〇 ガラス鏡(バックミラーを含むものとし、わく付きであるかどうかを問わない。)

七〇・一〇 ガラス製のびん、ジャー、つぼ、チューブ状容器その他これらに類する容

注

1 全部又は一部が次の材料で構成される物品は、第六部の注1(a)及びこの類の他の注

- 第四部 真珠、貴石、半貴石、貴金属、貴金属を張つた金属及びこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
- 第七一類 真珠、貴石、半貴石、貴金属、貴金属を張つた金属及びこれらの製品並びに身辺用模造細貨類

七〇・二一
七〇・二二
七〇・二三

器（通常輸送用又は包装用に供するものに限る。）及びガラス製の栓その他これに類する物品

ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品（電球、電子管その他これらに類する物品に用いるものに限る。）

魔法びんその他の真空容器に用いるガラス製のびん及びそのブランク

ガラス製品（通常食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供するものに限るものとし、第七〇・一九号に該当するものを除く。）

ガラス製の照明器具、信号用品及び光学用品（光学的に研磨したものと及び光学ガラス製のものを除く。）

時計用ガラスその他これに類するガラス（サンガラス用のものを除く、曲面のもの、曲げたものその他これらに類する形状のものに限るものとし、視力矯正レンズ用のものを除く。）並びにこれらの製造に用いる球面ガラス及びそのセグメント

ガラス製のレンガ、タイル、スラブ、舗装用ブロックその他通常建築用に供するプレス製品及び成型製品並びにブロック、スラブ、板、パネルその他これらに類する形状の多泡ガラス

理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかどうかを問わない。）及びガラス製のアンブル

光学ガラス及び光学ガラス製の光学用品（光学的に研磨したものを除く。）並びに視力矯正めがね用レンズのブランク（ガラス製のものに限る。）

ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する装飾用細貨及びこれらを用いたガラス製品、ガラス製のキューブ及び小板（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない。）

ガラス製の眼（がん具用のものを除くものとし、人体用のものを除く）、ランプ加工の装飾用ガラス細工品並びにガラス製の粒（パロティニ）

ガラス繊維（ガラスウールを含む）、ガラス繊維の糸及び織物並びにこれらの製品

その他のガラス製品

- 3 この類には、次の物品を含まない。
- (a) コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム（第二八・四九号参照）
- (b) 第三〇類に該当する殺菌した外科用縫合材、歯科用充てん料その他の物品
- (c) 第三二類に該当する液状ラスタスターその他の物品
- (d) 第四二・〇二号又は第四二・〇三号に該当するハンドバッグその他の物品
- (e) 第四三・〇三号又は第四三・〇四号に該当する物品
- (f) 第一部に該当する紡織用繊維及びその製品
- (g) はき物（第六四類参照）及び帽子（第六五類参照）
- (h) 第六六類に該当するかさ、つえその他の物品
- (i) 帽子及びびりちわ（第六七・〇五号参照）
- (j) 貨幣（第七二類及び第九九類参照）
- (k) 第六八・〇四号、第六八・〇五号、第六八・〇六号又は第八二類に該当する研磨用品で天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト又は粉を用いたもの、第八二類に該当する物品で天然、合成又は再生の貴石又は半貴石の作用する部分を金属製支持物に取り付けているもの並びに第一部に該当する機械類、電気機器及びこれらの部分品で全部が天然、合成又は再生の貴石又は半貴石でないもの
- (l) 第九〇類、第九一類又は第九二類に該当する精密機器、時計、楽器その他の物品
- (m) 武器及びその部分品（第九三類参照）
- (n) 第九七類の注2の規定に該当する物品
- (o) 第九八類（第九八・〇一及び第九八・〇二号を除く。）に該当する物品
- (p) 彫刻及び鑄像（第九九・〇三号参照）、収集品（第九九・〇五号参照）及び製作後一〇〇年をこえること（第九九・〇六号参照）。ただし、真珠、貴石及び半貴石を除く。
- 4 (a) 真珠には、養殖真珠を含む。
- (b) 「貴金属」とは、銀、金、白金及び白金族のその他の金属をいう。
- (c) 「白金族のその他の金属」とは、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(二)

関稅率表における物品の分類のための品目表に關する條約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された關稅率表における物品の分類のための品目表に關する條約の改正に關する議定書の締結について承認を求めたる件 一一六

- 5 この類において、貴金屬を含有する合金（焼結したものを含む）のうち、貴金屬のいずれか一の含有量が全重量の二%以上のものは、貴金屬の合金とする。この場合において、貴金屬の合金については、次に定めるところによる。
- (a) 白金の含有量が全重量の二%以上のものは、白金の合金とする。
- (b) 金の含有量が全重量の二%以上で、白金の含有量が全重量の二%に満たないものは、金の合金とする。
- (c) その他の合金で、銀の含有量が全重量の二%以上のものは、銀の合金とする。この注において白金族の金屬は、一つの金屬とみなし、これを白金として取り扱うものとする。
- 6 この表において貴金屬には、文脈により別段に解される場合を除くほか、5の規定により貴金屬の合金とされるものを含むものとし、貴金屬を張つた金屬及び貴金屬を卑金屬又は非金屬に塗布し又はめつきした物品を含まない。
- 7 貴金屬を張るといふ表現は、金屬の一面又は二面以上にはんだ付け、ろう付け、溶接、熱固性延その他これらに類する機械的方法により貴金屬を張ることをいう。なお、当該表現には、卑金屬に貴金屬を象眼することを含む。
- 8 第七一・一二号において「身辺用細貨類」とは、次の物品をいい、真珠、貴石又は半貴石を用いたものを含む。
- (a) 指輪、胸輪、首飾り、ブローチ、イヤリング、時計用くさり、ペンダント、ネクタイピン、カフスボタン、衣服用飾りボタン、メダル、記章その他小形の身辺用裝飾品
- (b) シガレットケース、おしろい入れ、さいふ、口中入れその他これらに類する身辺用品（通常ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し、又は身辺に付けて用いるものに限る。）
- 9 第七一・一三号において細工品には、裝飾品、食卓用具、化粧用具、喫煙用具その他家庭用、事務用又は宗教用の製品を含む。
- 10 第七一・一六号において「身辺用模造細貨類」とは、8(a)に掲げる身辺用細貨類（第九八・〇一号のボタン、飾りボタン、カフスボタンその他の物品及び第九八・一二号のくし、ヘアスライドその他の物品を除く。）のうち、真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金屬若しくはこれを張つた金屬を用いてない次のもの（貴金屬又はこれを張つた金屬をさ細な部分に用いたものを含む。）をいう。
- (a) 全部又は一部が卑金屬製のもの（貴金屬をめつきしてあるかどうかを問わない。）
- (b) 木とガラス、骨とこはく、真珠母貝と人造プラスチックその他二種以上の材料（首飾り用ひもその他組立て用のみに使用する材料を除く。）で構成されるもの
- 11 この類の物品とともに輸入し、かつ、通常ともに販売するケース、箱その他これらに類する容器は、当該物品に含まれる。ただし、分離して輸入するケース、箱その他これらに類する容器は、それぞれ該當する号に属する。

注

第七二類 貨物

- | | |
|-------|---|
| 七二・〇一 | 第一節 真珠、貴石及び半貴石
真珠（加工してあるかどうかを問わないものとし、取付けし又は糸通したものを除く）とともに、格付けしてない真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。） |
| 七二・〇二 | 貴石及び半貴石（カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付けし又は糸通したものを除く）とともに、格付けしてない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。） |
| 七二・〇三 | 合成又は再生の貴石及び半貴石（カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付けし又は糸通したものを除く）とともに、格付けしてない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。） |
| 七二・〇四 | 天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉 |
| 七二・〇五 | 第二節 貴金屬及び貴金屬を張つた金屬（加工してないもの及び一次製品に限る。）
銀（金又は白金をめつきした銀を含むものとし、加工してないもの及び一次製品に限る。） |
| 七二・〇六 | 銀を張つた金屬（加工してないもの及び一次製品に限る。） |
| 七二・〇七 | 金（白金をめつきした金を含むものとし、加工してないもの及び一次製品に限る。） |
| 七二・〇八 | 金を張つた卑金屬及び銀（加工してないもの及び一次製品に限る。） |
| 七二・〇九 | 白金及び白金族のその他の金屬（加工してないもの及び一次製品に限る。） |
| 七二・一〇 | 白金又は白金族のその他の金屬を張つた卑金屬及び貴金屬（加工してないもの及び一次製品に限る。） |
| 七二・一一 | 貴金屬の加工くず、溶解くずその他のくず |
| 七二・一二 | 第三節 身辺用細貨類、貴金屬細工品その他の製品
身辺用細貨類及びその部分品（貴金屬製又は貴金屬を張つた金屬製のものに限る。） |
| 七二・一三 | 細工品及びその部分品（貴金屬製又は貴金屬を張つた金屬製のものに限るものとし、第七一・一二号に該當する物品を除く。） |
| 七二・一四 | その他の製品（貴金屬製又は貴金屬を張つた金屬製のものに限る。） |
| 七二・一五 | 真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品 |
| 七二・一六 | 身辺用模造細貨類 |

この類には、収集品（第九九・〇五号参照）を含まない。

七二・〇一

貨幣

第一五部 卑金属及びその製品

注

- 1 この部には、次の物品を含まない。
 - (a) 第三二・〇八号、第三二・〇九号、第三二・一〇号又は第三二・一一号に該当する調製着色料、インキその他の物品で金属のフレイク又は粉をもととしたもの
 - (b) フェロセリウムその他の発火性合金（第三六・〇七号参照）
 - (c) 第六五・〇六号又は第六五・〇七号に該当する帽子及びその部分品
 - (d) かさの卑金属製部分品（第六六・〇三三号参照）
 - (e) 第七一類に該当する貴金属の合金、貴金属を張つた金属、身辺用模造細貨類その他の物品
 - (f) 第一六部に該当する機械類、電気機器その他の物品
 - (g) 組み立てた鉄道用線路（第八六・一一〇号参照）、車両、航空機、船舶その他第一七部に該当する物品
 - (h) 第一八部に該当する卑金属製の機器（時計用ばねを含む。）
 - (i) 銃砲弾用に調製した鉛弾（第九三・〇七号参照）、武器、銃砲弾その他第一九部に該当する物品
 - (j) 該当する物品
 - (k) 第九四類に該当する家具、マットレスサポートその他の物品
 - (l) 手ふり（第九六・〇六号参照）
 - (m) 第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品
 - (n) 第九八類に該当するボタン、ペン、ペンシルホルダー、ペン先その他の物品
- 2 この表において「はん用性の部分品」とは、次の物品をいう。
 - (a) 第七三・二〇号、第七三・二五号、第七三・二九号、第七三・三一号又は第七三・三二号に掲げる物品及び非鉄卑金属製のこれと同種の物品
 - (b) 卑金属製のばね及びばね板（時計用ばね（第九一・一一号）を除く。）
 - (c) 第八三・〇一号、第八三・〇二号、第八三・〇七号、第八三・〇九号、第八三・一二号又は第八三・一四号に掲げる物品
- 3 第七三類から第八二類まで（第七三・二九号及び第七四・一三三号を除く。）において部分品には、(a)、(b)及び(c)に定めるはん用性の部分品を含まない。
- 4 第二文及び第八三類の注による場合を除き、第七三類から第八一類までの各号には、第八二類又は第八三類に該当する物品を含まない。
- 5 合金については、次に定めるところによる。
- 6 (a) ニッケルの含有量が全重量の一〇%をこえる卑金属合金は、ニッケル合金とす

る。ただし、鉄の含有重量が他の金属のいずれよりも多いものは、この限りではない。

- (b) 第七三類又は第七四類の注に規定するフェロアロイ及びマスターアロイは、それぞれ第七三・〇二号又は第七四・〇二号に属する。
- (c) その他の卑金属合金は、含有重量が最も多い金属の合金とする。
- (d) この部の卑金属とこの部に該当しない元素とから成る合金（フェロアロイ及びマスターアロイを除く。）で、含有する卑金属の合計重量が全重量の五〇%以上のものは、この部の卑金属の合金とする。
- (e) この部において合金には、金属粉の混合物を焼結したもの及び溶融により製造した金属の不均質な混合物を含む。
- 4 この表において卑金属には、文脈により別段に解される場合を除くほか、3の規定によりそれぞれの卑金属の合金とされるものを含む。
- 5 二以上の卑金属から構成される卑金属の物品（卑金属以外の材料を混ぜた物品で、この表の解釈に関する通則の規定により卑金属の物品とされるものを含む。）は、別段の定めがあるものを除き、含有重量が最も多い卑金属の物品とする。この場合においては、次に定めるところによる。
- (a) 鉄及び鋼は、同種の金属とみなす。
- (b) 合金は、3の規定によりその合金とされる金属ですべて構成されているものとみなす。
- 6 この部において「くす」とは、金属の回収用又は化学品の製造用のみに適する金属のくすをいう。

第七三類 鉄鋼及びその製品

注

- 1 この類の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。
 - (a) 第七三・〇一号において「鉄鉄」とは、炭素の含有量が全重量の一・九%以上の鉄合金で、次に掲げる元素の含有量が重量比でそれぞれ次に掲げる限度内のものをいう。ただし、炭素の含有量が全重量の一・九%以上で鋼の性質を有する不変形工具鋼は、鋼とする。
 - りん 一五%未満
 - けい素 八%以下
 - マンガン 六%以下
 - クロム 三〇%以下
 - タングステン 四〇%以下
 - (b) 第七三・〇一号において「スปีゲル」とは、マンガンの含有量が全重量の六%をこえ三〇%以下の鉄合金で、その他の元素の含有量については、(a)に定める規格に

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(二)

関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された
関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約の改正に關する議定書の締結について承認を求めるの件 一一一八

該当するものをいう。

(c) 第七三・〇二号において「フェロアロイ」とは、実用上圧延又は鍛造に適しない鉄合金で通常鉄鋼の製造に用いるものうち、次に掲げる元素のいずれか一の含有量が重量比でそれぞれ次に掲げる割合をこえ、鉄以外の合金元素の含有量の合計が全重量の九〇% (マンガンを含む)、かつ、けい素を含有しないものにあつては九二%とし、けい素を含有するものにあつては九六%とする。以下のものをいう。

けい素 八%

マンガン 三〇%

クロム 三〇%

タングステン 四〇%

アルミニウム、チタン、バナジウム、モリブデン、ニオブその他の合金元素 (銅を除く) 合計一〇%

(d) 第七三・一五号において「合金鋼」とは、次に掲げる元素のいずれか一の含有量が重量比でそれぞれ次に掲げる割合以上の鋼 (マンガン及びけい素を含有する鋼にあつては、その割合をこえるもの) をいう。

マンガン及びけい素 合計二%

マンガン 二%

けい素 二%

ニッケル 〇・五%

クロム 〇・五%

モリブデン 〇・一%

バナジウム 〇・一%

タングステン 〇・三%

コバルト 〇・三%

アルミニウム 〇・三%

銅 〇・四%

鉛 〇・一%

りん 〇・一二%

いおう 〇・一二%

りん及びいおう 合計〇・二%

その他の元素 〇・一%

(e) 第七三・一五号において「高炭素鋼」とは、炭素の含有量が全重量の〇・六%以上の鋼のうち、りん又はいおうの含有量がそれぞれ全重量の〇・〇四%に満たないもので、りん及びいおうの含有量の合計が全重量の〇・〇七%に満たないものをいう。

(f) 第七三・〇六号において「パドルバー」又は「パドルパイピング」とは、圧延用、鍛造用又は再溶解用のバー又はパイピングで次に掲げるものをいう。

(i) スラグを除去するためにパドル鉄の塊を鍛錬したもの

(ii) 鉄鋼くず又はパドル鉄を熱間圧延により荒く鍛錬したもの

(g) 第七三・〇六号において「インゴット」とは、鋳型により鑄造した塊で圧延用又は鍛造用のものをいう。

(h) 第七三・〇七号において「ブルーム及び「ピレット」とは、横断面が正方形又は長方形の半製品で、その断面積が一、二二五平方ミリメートルをこえ、厚さが幅の四分の一をこえるものをいう。

(i) 第七三・〇七号において「スラブ及び「シートバー(チンプレートバーを含む)」とは、横断面が長方形の半製品で、厚さが六ミリメートル以上、幅が一五〇ミリメートル以上、厚さが幅の四分の一以下のものをいう。

(k) 第七三・〇八号において「コイル(再圧延用のものに限る)」とは、横断面が長方形の巻いた熱間圧延半製品のうち、厚さが一・五ミリメートル以上で、幅が五〇〇ミリメートルをこえ、かつ、一個の重量が五〇〇キログラム以上のものをいう。

(l) 第七三・〇九号において「ユニバーサルプレート」とは、クロズドボックスミル又はユニバーサルミルにより熱間圧延した横断面が長方形の製品のうち、厚さが五ミリメートルをこえ一〇〇ミリメートル以下で、かつ、幅が一五〇ミリメートルをこえ一、二〇〇ミリメートル以下のものをいう。

(m) 第七三・一二号において「帯」とは、横断面が長方形の圧延製品で、厚さが六ミリメートル以下、幅が五〇〇ミリメートル以下、厚さが幅の一〇分の一以下のもの (巻いてあるか、又は縁を剪断してあるかどうかを問わない) をいう。

(n) 第七三・一三号において「板」とは、圧延製品で、厚さを問わないものとし、正方形又は長方形のものにあつては、幅が五〇〇ミリメートルをこえるもの (k) に定めるコイルを除く) をいう。

第七三・一三号の板には、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、あなをあけたもの、波形のもの、みぞ形のもの、リップ付きのもの、みがいたもの又は塗装したもので、他の号に該当する製品の特性を有しないものを含む。

(o) 第七三・一四号において「線」とは、横断面が中空でない冷間引抜製品で、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のもの (横断面の形状を問わない) をいう。なお、第七三・二六号又は第七三・二七号の線には、この寸法の要件に該当する圧延製品を含む。

(p) 第七三・一〇号において「棒(線材を含む)」とは、横断面が中空でない製品のうち、(h)、(i)、(k)、(l)、(m)、(n)又は(o)の規定のいずれにも該当しないもので、その横断面が円形、弓形、だ円形、二等辺三角形、正方形、長方形、六角形、八角形又は二等辺台形のものを含む。なお、同号の棒には、コンクリート補強用の棒で、圧延工程で付けられた程度の節、フランジ、みぞその他の異形部分を除いて、この規定に該当するものを含む。

(q) 第七三・一〇号において「中空マイニングドリル鋼」とは、マイニングドリル用の中空棒鋼で、横断面の外側の最大寸法が一五ミリメートルをこえ五〇ミリメートル以下で、かつ、横断面の内側の最大寸法が外側の最大寸法の三分の一以下のもの (横断面の形状を問わない) をいい、その他の中空棒鋼は、第七三・一八号に該当する。

- (r) 第七三・一一号において「形鋼」とは、横断面が中空でない製品のうち、第七三・一六号又は(h)、(i)、(j)、(k)、(l)、(m)若しくは(n)の規定のいずれにも該当しないもので、その横断面が円形、弓形、だ円形、二等辺三角形、正方形、長方形、六角形、八角形及び二等辺台形以外の形状のものをいう。
- 2 第七三・一六号から第七三・一四号までの各号には、合金鋼又は高炭素鋼の物品(第七三・一五号参照)を含まない。
- 3 第七三・一六号から第七三・一五号までの各号に掲げる物品で材質の異なる鉄鋼のクラッドのものは、重量が最も多い鉄鋼から成るものとする。
- 4 電解法により得た鉄は、その形状及び寸法に従い、他の方法により得た鉄と同様に取り扱いものとする。
- 5 第七三・一九号において「水力発電用高圧導水鋼管」とは、横断面が円形のびよう接、溶接又は継目なしの鋼管(曲管を含む。)で、内径が四〇〇ミリメートル、管板の厚さが一〇・五ミリメートルをそれぞれこえるものをいう。

- 七三・〇一 鉄鉄及びスビゲル(なまこ形のもの、ブロック、ランプその他これらに類する形状のものに限る。)
- 七三・〇二 フェアラロイ
- 七三・〇三 鉄鋼のくず
- 七三・〇四 鉄鋼のショット及びグリット(選別したものであるかどうかを問わない。)
- 七三・〇五 並びに鉄鋼のワイヤーベレット
- 七三・〇六 鉄鋼の粉及び海綿鉄鋼
- 七三・〇七 パドルバー及びパドルバイリング並びに鉄鋼のインゴット、ブロック、ランプその他これらに類する形状のもの
- 七三・〇八 鉄鋼のブルーム、ビレット、スラブ及びシートバー(チンプレートバーを含む。)
- 七三・〇九 並びに鉄鋼の荒鍛造品
- 七三・一〇 鉄鋼のコイル(再圧延用のものに限る。)
- 七三・一一 鉄鋼のユニバーサルプレート
- 七三・一二 鉄鋼の棒(線材を含むものとし、熱間圧延、鍛造、押出し、冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限る。)
- 七三・一三 及び中空マイニングドリル鋼
- 七三・一四 形鋼(熱間圧延、鍛造、押出し、冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限る。)
- 七三・一五 及び鋼矢板(鋼矢板にあつては、あなをあけてあるか、又は組み合わせてあるかどうかを問わない。)
- 七三・一六 鉄鋼の帯(熱間圧延又は冷間圧延をしたものに限る。)
- 七三・一七 鉄鋼の板(熱間圧延又は冷間圧延をしたものに限る。)
- 七三・一八 鉄鋼の線(塗装してあるかどうかを問わないものとし、電気絶縁をしたものを除く。)
- 七三・一九 合金鋼及び高炭素鋼(第七三・一六号から第七三・一四号までに掲げる物

- 七三・一六 品の形状のものに限る。)
- 七三・一七 鉄鋼製の軌条、チェックレール、尖端軌条、クロッシング、クロッシング
- 七三・一八 ピース、転轍棒、齒形軌条、まくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソー
- 七三・一九 ルプレート、レールクリップ、ベッドプレート及びタイ並びに軌条の接続
- 七三・二〇 又は取付けにもつばら用いるその他の鉄鋼製の材料(鉄道線路の建設材料
- 七三・二一 に限る。)
- 七三・二二 鑄鉄管
- 七三・二三 鉄鋼の管及び素管(鑄鉄管及び水力発電用高圧導水鋼管を除く。)
- 七三・二四 水力発電用高圧導水鋼管(補強してあるかどうかを問わない。)
- 七三・二五 鉄鋼製のジョイント、エルボー、ユニオン、フランジその他の管用継手
- 七三・二六 構造物及びその部分品(たとえば、家屋、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、
- 七三・二七 屋根組み、とびら、窓わく、よろい戸、手すり及び柱。鉄鋼製のものに限
- 七三・二八 るものとし、完成しているか、又は組み立ててあるかどうかを問わない。)
- 七三・二九 並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、材、管その他の材料
- 七三・三〇 鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器(機械装置又は加熱若しくは
- 七三・三一 冷却の装置を有しないもので、内容積が三〇〇リットルをこえるものに限
- 七三・三二 るものとし、内張りしてあるか、又は熱絶縁をしてあるかどうかを問わな
- 七三・三三 い。)
- 七三・三四 ドラム、かん、箱その他これらに類する容器(通常輸送用又は包装用に供
- 七三・三五 するもので、鉄鋼の板で製造したものに限る。)
- 七三・三六 鉄鋼製の圧縮ガス充てん用シリンダーその他これに類する耐圧容器
- 七三・三七 より線、ケーブル、ロープ、組ひも、スリングその他これらに類する物品
- 七三・三八 (鉄鋼の線を用いて製造したものに限るものとし、電気絶縁をしたものを
- 七三・三九 除く。)
- 七三・四〇 鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじつたもの(有刺のもの
- 七三・四一 であるかどうかを問わない。)
- 七三・四二 及びゆるくよつた二重線で櫛用のもの
- 七三・四三 ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他これらに類する物品(鉄鋼の線を
- 七三・四四 用いて製造したものに限る。)
- 七三・四五 鉄鋼製のエキスパンデッドメタル
- 七三・四六 鉄鋼製のくさり及びくさり部分品
- 七三・四七 鉄鋼製のいかり及びいかり部分品
- 七三・四八 鉄鋼製のくさび、びよう、またぐき、かぎくき、波形くき、かすがい、飾り
- 七三・四九 ぐき、スパイク及び画びよう(鋼以外の材料で製造した頭部を有するもの
- 七三・五〇 を含む。)
- 七三・五一 鉄鋼製のボルト及びナット(ボルトエンド及びスクリーナスタッドを含む
- 七三・五二 ものとし、ねじを切つてあるかどうかを問わない。)
- 七三・五三 並びに鉄鋼製のねじ
- 七三・五四 (スクリーナスタッド及びスクリーナリングを含む。)
- 七三・五五 リベット、コッター、

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

関稅率表における物品の分類のための品目表に關する條約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された
關稅率表における物品の分類のための品目表に關する條約の改正に關する議定書の締結について承認を求めたの件 一二二〇

七三・三三	コッターピン、座金及びばね座金
七三・三四	鉄鋼製の手縫針(ししゅう用のものを含む)、じゅうたん用手針、手縫針、ボドキン、クロセ手針その他これらに類する物品及びししゅう用あなけ手針(これらのブランドを含む。)
七三・三五	鉄鋼製のピン(ハットピンその他の裝飾用のもの及び面びようを除く。)、ヘアピン及びカールグリップ
七三・三六	鉄鋼製のばね及びばね板
七三・三七	ストーブ(セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む)、レンジ、調理用加熱器、炉、ガスこんろ、バーナーを有するさらあたたため器その他これらに類する物品(家庭用のものに限るものとし、電気式的ものを除く。及びこれらの部分品(鉄鋼製のものに限る。))
七三・三八	ボイラー(第八四・〇一の蒸気発生ボイラーを除く。及びラジエーター(セントラルヒーティング用のものに限るものとし、電気加熱式のものを除く。))並びにこれらの部分品並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器(冷風又は調節した空気を供給することができものを含むものとし、電気加熱式のものを除く。))並びにこれらの部分品(鉄鋼製のものに限る。)
七三・三九	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品(鉄鋼製のものに限る。)
七三・四〇	鉄鋼のウール及び鉄鋼製のびん洗い、ポリッシングパッドその他これらに類する物品
七三・四〇	その他の鉄鋼製品

第七四類 銅及びその製品

注

- 1 第七四・〇二号において「マスターアロイ」とは、銅と他の材料との任意の割合の合金で、実用上圧延又は鍛造に適せず、通常その他の合金の製造用又は非鉄金属の冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に供するもの(りんの含有量が全重量の八%をこえるりん銅を除く。)をいう。りんの含有量が全重量の八%をこえるりん銅は、第二八・五五号に該当するものとし、この類には該当しない。
- 2 この類の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。
 - (a) 第七四・〇三号において「線」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品又は引拔製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの(横断面の形状を問わない。)をいう。
 - (b) 第七四・〇三号において「棒」及び「型材」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品、引拔製品又は鍛造製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートルをこえるもの

七四・〇一	銅のマット、塊(精製してあるかどうかを問わない。)
七四・〇二	マスターアロイ
七四・〇三	銅の棒、型材及び線
七四・〇四	銅の板及び帯
七四・〇五	銅のはく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ(補強材の厚さを除く。))が〇・一五ミリメートル以下のものに限る。)
七四・〇六	銅の粉及びフレーク
七四・〇七	銅の管、素管及び中空棒
七四・〇八	銅製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手
七四・〇九	銅製の貯蔵タンクその他これに類する容器(機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有しないもので、内容積が三〇〇リットルをこえるものに限るものとし、内張りしてあるか、又は熱絶縁をしてあるかどうかを問わない。)
七四・一〇	より線、ケーブル、ロープ、組ひもその他これらに類する物品(銅の線を用いて製造したものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。)
七四・一一	ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他これらに類する物品(エンドレスのものを含むものとし、銅の線を用いて製造したものに限る。)
七四・一二	銅製のエキスパンデッドメタル
七四・一三	銅製のくさり及びくさり部分品
七四・一四	銅製のくぎ、びよう、またぐき、かぎぐき、かすがい、飾りぐき、スパイ

七四・一五	鋼製のボルト及びナット(ボルトエンド及びスクリーンスタッドを含むものとし、ねじを切つてあるかどうかを問わない)並びに鋼製のねじ(スクリーンフック及びスクリーンリングを含む)、リベット、コッター、コッタピン、座金及びばね座金
七四・一六	鋼製のばね
七四・一七	鋼製の加熱器具(調理用その他家庭用に供するものに限るものとし、電気式のものを除く)及び加熱器具部分品
七四・一八	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品(鋼製のものに限る)
七四・一九	その他の鋼製品

第七五類 ニッケル及びその製品

注

- 1 この類の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。
- (a) 第七五・〇二号において「線」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品又は引抜製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの(横断面の形状を問わない)をいう。
- (b) 第七五・〇二号において「棒」及び「型材」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品又は鍛造製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートルをこえるもの(へん平状のものにあつては、厚さが幅の一〇分の一をこえるものに限る)及び鍛造製品又は焼結製品で、単なるトリミング又はスケール除去より高度の機械加工をしてこれらの寸法及び形状の要件に該当するものをいう。
- (c) 第七五・〇三号において「板」及び「帯」とは、平板状の加工品で、横断面の最大寸法が六ミリメートルをこえ、厚さが幅の一〇分の一以下のもの(巻いてあるかどうかを問わない)をいう。
- 第七五・〇三号の板及び帯には、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、あなをあけたもの、波形のもの、みぞ形のもの、リブ付きのもの、みがいたもの又は塗装したもので、他の号に該当する製品の特性を有しないものを含む。
- 2 第七五・〇四号には、管、中空棒又は管用継手で、みがいたもの、塗装したもの、曲げたもの、巻いたもの、ねじを切つたもの、あなをあけたもの、くびれを付けたもの、円すい形にしたもの、ひれを付けたものその他これらに類する加工をしたものを含む。

七五・〇一	ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物、塊(電気めつき用の陽極を除く)及びくず
七五・〇二	ニッケルの棒、型材及び線
七五・〇三	ニッケルの板、帯、はく、粉及びフレイク

七五・〇四	ニッケルの管、素管及び中空棒並びにニッケル製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手
七五・〇五	電気めつき用のニッケル陽極(電気分解により製造したものを含む)
七五・〇六	その他のニッケル製品

第七六類 アルミニウム及びその製品

注

- 1 この類の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。
- (a) 第七六・〇二号において「線」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品又は引抜製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの(横断面の形状を問わない)をいう。
- (b) 第七六・〇二号において「棒」及び「型材」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品又は鍛造製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートルをこえるもの(へん平状のものにあつては、厚さが幅の一〇分の一をこえるものに限る)及び鍛造製品又は焼結製品で、単なるトリミング又はスケール除去より高度の機械加工をしてこれらの寸法及び形状の要件に該当するものをいう。
- (c) 第七六・〇三号において「板」及び「帯」とは、平板状の加工品で、横断面の最大寸法が六ミリメートル、厚さが〇・二ミリメートルをそれぞれこえ、かつ、厚さが幅の一〇分の一以下のもの(巻いてあるかどうかを問わない)をいう。
- 第六七・〇三号の板及び帯には、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、あなをあけたもの、波形のもの、みぞ形のもの、リブ付きのもの、みがいたもの又は塗装したもので、他の号に該当する製品の特性を有しないものを含む。
- 2 第七六・〇六号には、管又は中空棒で、みがいたもの、塗装したもの、曲げたもの、巻いたもの、ねじを切つたもの、あなをあけたもの、くびれを付けたもの、円すい形にしたもの、ひれを付けたものその他これらに類する加工をしたものを含む。また、第七六・〇七号には、管用継手でこれらと同種の加工をしたものを含む。

七六・〇一	アルミニウムの塊及びくず
七六・〇二	アルミニウムの棒、型材及び線
七六・〇三	アルミニウムの板及び帯
七六・〇四	アルミニウムのはく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなを付けたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ(補強材の厚さを除く)が〇・二ミリメートル以下のものに限る)
七六・〇五	アルミニウムの粉及びフレイク
七六・〇六	アルミニウムの管、素管及び中空棒
七六・〇七	アルミニウム製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された 関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約の改正に關する議定書の締結について承認を求めるの件 一一三

七六・〇八	構造物及びその部分品(たとえば、家屋、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根組み、とびら、窓わく、手すり及び柱。アルミニウム製のものに限るものとし、完成しているか、又は組み立ててあるかどうかを問わない。)並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、型材、管その他の材料
七六・〇九	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器(機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有しないもので、内容積が三〇〇リットルをこえるものに限るものとし、内張りしてあるが、又は熱絶縁をしてあるかどうかを問わない。)
七六・一〇	アルミニウム製のドラム、かん、箱その他これらに類する容器(チューブ形のものを含むものとし、通常輸送用又は包装用に供するものに限る。)
七六・一一	アルミニウム製の圧縮ガス充てん用シリンダーその他これに類する耐圧容器
七六・一二	より線、ケーブル、ロープ、組ひもその他これらに類する物品(アルミニウム製の線を用いて製造したものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。)
七六・一三	ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他これらに類する物品(アルミニウム製の線を用いて製造したものに限る。)
七六・一四	アルミニウム製のエキスパンデッドメタル
七六・一五	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品(アルミニウム製のものに限る。)
七六・一六	その他のアルミニウム製品
第七七類 マグネシウム、ベリリウム及びこれらの製品	
七七・〇一	マグネシウムの塊及びくず(大きさをそろえた削りくずを除く。)
七七・〇二	マグネシウムの棒、型材、線、板、帯、はく、粉、フレーク、管、素管及び中空棒並びに大きさをそろえたマグネシウムの削りくず
七七・〇三	その他のマグネシウム製品
七七・〇四	ベリリウム及びその製品
第七八類 鉛及びその製品	
注	
1 この類の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。	
(a) 第七八・〇二号において「線」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品又は引抜製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの(横断面の形状を問わない。)をいう。	
(b) 第七八・〇二号において「棒」及び「型材」とは、横断面が中空でない圧延製品、	
七六・一〇	押出製品、引抜製品又は鍛造製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートルをこえるもの(へん平状のものにあつては、厚さが幅の一〇分の一をこえるものに限る。)
七六・一一	及び鍛造製品又は焼結製品で、単なるトリミング又はスケール除去より高度の機械加工をしてこれらの寸法及び形状の要件に該当するものをいう。
七六・一二	(c) 第七八・〇三号において「板」及び「帯」とは、平板状の加工品のうち、横断面の最大寸法が六ミリメートルをこえ、厚さが幅の一〇分の一以下のもので、かつ、重量が一平方メートルにつき一・七キログラムをこえるもの(巻いてあるかどうかを問わない。)をいう。
七六・一三	第七八・〇三号の板及び帯には、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、あなをあけたもの、波形のもの、みぞ形のもの、リップ付きのもの、みがいたもの又は塗装したもので、他の号に該当する製品の特性を有しないものを含む。
七六・一四	2 第七八・〇五号には、管、中空棒又は管用継手で、みがいたもの、塗装したもの、曲げたもの、巻いたもの、ねじを切つたもの、あなをあけたもの、くびれを付けたもの、円すい形にしたもの、ひれを付けたものその他これらに類する加工をしたものをを含む。
七八・〇一	鉛の塊(銀を含有するものを含む。)及びくず
七八・〇二	鉛の棒、型材及び線
七八・〇三	鉛の板及び帯
七八・〇四	鉛のはく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの重量(補強材の重量を除く。))が一平方メートルにつき一・七キログラム以下のものに限る。)
七八・〇五	鉛の管、素管及び中空棒並びに鉛製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジ、S形ベンドその他の管用継手
七八・〇六	その他の鉛製品
第七九類 亜鉛及びその製品	
注	
1 この類の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。	
(a) 第七九・〇二号において「線」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品又は引抜製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの(横断面の形状を問わない。)をいう。	
(b) 第七九・〇二号において「棒」及び「型材」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品又は鍛造製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートルをこえるもの(へん平状のものにあつては、厚さが幅の一〇分の一をこえるものに限る。)	
及び鍛造製品又は焼結製品で、単なるトリミング又はスケール除去より高度の機	

機械加工をしてこれらの寸法及び形状の要件に該当するものをいう。

(c) 第七九・〇三号において「板」及び「帯」とは、平板状の加工品で、横断面の最大寸法が六ミリメートルをこえ、厚さが幅の一〇分の一以下のもの（巻いてあるかどうかを問わない）をいう。

第七九・〇三号の板及び帯には、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、あなをあけたもの、波形のもの、みぞ形のもの、リップ付きのもの、みがいたもの又は塗装したもので、他の号に該当する製品を有しないものを含む。

2 第七九・〇四号には、管、中空棒又は管用継手で、みがいたもの、塗装したもの、曲げたもの、巻いたもの、ねじを切つたもの、あなをあけたもの、くびれを付けたもの、円すい形にしたもの、ひれを付けたものその他これらに類する加工をしたものを含む。

七九・〇一 亜鉛の塊及びくず
七九・〇二 亜鉛の棒、形材及び線
七九・〇三 亜鉛の板、帯、はく、粉及びフレック
七九・〇四 亜鉛の管、素管及び中空棒並びに亜鉛製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手
七九・〇五 亜鉛製の、ルーフキャッピング、窓わくその他加工した建築用材料
七九・〇六 その他の亜鉛製品

第八〇類 すず及びその製品

注 1 この類の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 第八〇・〇二号において「線」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品又は引抜製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの（横断面の形状を問わない）をいう。

(b) 第八〇・〇二号において「棒」及び「形材」とは、横断面が中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品又は鍛造製品で、横断面の最大寸法が六ミリメートルをこえるもの（へん平状のものにあつては、厚さが幅の一〇分の一をこえるものに限る）及び鍛造製品又は焼結製品で、単なるトリミング又はスケール除去より高度の機械加工をしてこれらの寸法及び形状の要件に該当するものをいう。

(c) 第八〇・〇三号において「板」及び「帯」とは、平板状の加工品のうち、横断面の最大寸法が六ミリメートルをこえ、厚さが幅の一〇分の一以下のもので、かつ、重量が一平方メートルにつき一キログラムをこえるもの（巻いてあるかどうかを問わない）をいう。

第八〇・〇三号の板及び帯には、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、あなをあけたもの、波形のもの、みぞ形のもの、リップ付きのもの、みがいたものを

又は塗装したもので、他の号に該当する製品を有しないものを含む。

2 第八〇・〇五号には、管、中空棒又は管用継手で、みがいたもの、塗装したもの、曲げたもの、巻いたもの、ねじを切つたもの、あなをあけたもの、くびれを付けたもの、円すい形にしたもの、ひれを付けたものその他これらに類する加工をしたものを含む。

八〇・〇一 すずの塊及びくず
八〇・〇二 すずの棒、形材及び線
八〇・〇三 すずの板及び帯
八〇・〇四 すずのはく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの重量（補強材の重量を除く）が一平方メートルにつき一キログラム以下のものに限る）、粉及びフレック
八〇・〇五 すずの管、素管及び中空棒並びにすず製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手
八〇・〇六 その他のすず製品

第八一類 その他の卑金属及びその製品

注 第八一・〇四号は、ビスマス、カドミウム、コバルト、クロム、ガリウム、ゲルマニウム、ハフニウム、インジウム、マンガン、ニオブ（コロンビウム）、レニウム、アンチモン、チタン、トリウム、タリウム、ウラン二三五を減少させたウラン（劣化ウラン）、バナジウム及びジルコニウムに限り適用する。また、同号には、サーメット及びコバルトのマット、スパイスその他コバルト製錬の中間生産物を含む。

八一・〇一 タングステン（ウォルフラム）及びその製品
八一・〇二 モリブデン及びその製品
八一・〇三 タンタル及びその製品
八一・〇四 その他の卑金属及びその製品並びにサーメット及びその製品

第八二類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン、フォーク及びこれらの部分品

注 1 この類の物品（トーチランプ、可搬式かじ炬、フレームに取り付けたグラインディングホイール、マニキュアセット、カイロパディセット及び第八二・〇七号又は第八二・一五号に属する物品を除く）は、次の物品で構成される刃、作用する面を

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された
関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約の改正に關する議定書の締結について承認を求めた件 一二四

の他の作用する部分を有するものに限る。

(a) 卑金属

(b) 金属炭化物

(c) 卑金属製支持物に取り付けた天然、合成又は再生の寶石又は半寶石

(d) 卑金属製支持物(切削歯、みぞその他これらに類する作用する部分を有し、これに研摩材料を取り付けた後においてもその機能を有するものに限る)に取り付けた研摩材料

2 この類に該当する物品の卑金属製の部分品(当該物品と別に掲げてあるもの及び第八四・四八号の手工用のツールホルダーを除く)は、当該物品の属する号に属する。ただし、第一五部の注2に規定するはん用性の部分品は、すべてこの類に含まれない。

この類に該当する物品又は第一文の規定によりこの類に属する部分品の半製品は、それぞれ当該物品又は部分品に含まれる。

電気バリカンの刃は第八二・一三号に、電気かみそりの刃及び頭部は第八二・一四号にそれぞれ属する。

3 工具、刃物、スプーン、フォークその他この類の異なる号に該当する物品の二以上を取りそろえ、セットとしてキャビネット、箱、ケースその他これらに類する容器に納めたものについては、マニキュアセット及びカイロパディセット(第八二・一三号)を除き、取りそろえた物品のうち最も高い税率を定めている物品とみなす。

4 この類の物品とともに輸入し、かつ、通常ともに販売するケース、箱その他これらに類する容器は、当該物品に含まれる。ただし、分離して輸入するケース、箱その他これらに類する容器は、それぞれ該当する号に属する。

八二・〇一

八二・〇二

八二・〇三

八二・〇四

八二・〇五

手道具(スベード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク、レーキ及びなた、なたがまその他この類並びに農業用、園芸用又は林業用のかま、草切具、草刈りばさみ、くさびその他この類の道具に限る。)

のこぎり(機械式のものを除く)及び手動式又は機械式ののこぎりのブレード(無歯式ののこぎりのブレードを含む。)

手工具(プライヤー(切断用プライヤーを含む。)、やつとこ、ツイーザー、ブリキばさみ、ボルトクリップパーその他これらに類する物品並びにせん孔ポンチ、パイプカッター、スパナ、レンチ及びやすりに限るものとし、タック用レンチを除く。)

手道具及び手工具(ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、この類の他の号に該当するものを除く)、トーチランプ、金敷き並びに機械用以外の万力及びクランプ、可搬式かじり並にフレームに取り付けたグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの

手工具用、動力駆動式手持工具用又は機械用の交換性工具(伸線用ダイス、金属押し出し用ダイス及びさく岩用ビットを含むものとし、プレス、

八二・〇六

八二・〇七

八二・〇八

八二・〇九

八二・一〇

八二・一一

八二・一二

八二・一三

八二・一四

八二・一五

型打ち、きりもみ、ねじ切り、中ぐり、ブローチング、ミリング、切断、切削、ドレッシング、ほぞあなあけ、ねじの締付けその他の作業に用いるものに限る。)

器具用又は機械用のナイフ及び刃

ツールチップ及びツールチップ用の板、棒その他これらに類する物品(タングステン、モリブデン、バナジウムその他の金属の炭化物を焼結したもので、支持物に取り付けてないものに限る。)

コーヒー粉砕器、肉ひき器、果汁しぼり器その他の器具(家庭において飲食物の調理に用いるもので、機構を有し、かつ、一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。)

ナイフ(のこ歯状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含み、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く。)

ナイフの刃(第八二・〇九号のナイフ用のものを除く。)

かみそり及びその刃(刃の半製品で帯状のものを含む。)

はさみ(デラシスシャヤーを含む)及びその刃

その他の刃物(たとえば、剪定ばさみ、バリカン、肉切り用クリーパー及びベーパーナイフ)並びにマニキュア用又はカイロパディ用のセット及び用具(つめやすりを含む。)

スプーン、フォーク、フィッシュイーター、バターナイフ、ひしやくその他これらに類する食卓用具及び台所用具

卑金属製の柄(第八二・〇九号、第八二・一三号又は第八二・一四号に該当する物品に用いるものに限る。)

注

第八三類 各種の卑金属製品

この類に掲げる部分品には、第七三・二五号、第七三・二九号、第七三・三一号、第七三・三三三号又は第七三・三五号に該当する鉄鋼製のケーブル、くさり、くさ、ボルト、ナット、ねじ、ばねその他の物品及び第七四類から第八一類までに該当する非鉄卑金属製のこれらと同種の物品を含まない。

八三・〇一

八三・〇二

八三・〇三

錠(かぎを用いるもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。)、フリューム(ハンドバッグ、トランクその他これらに類する物品に用いるもので、錠と一体のものに限る)並びにこれらのかぎ(完成したかぎであるかどうかを問わない)及び部分品(卑金属製のものに限る。)

卑金属製の取付具(ドアクロージャーを含むものとし、家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、小箱その他これらに類する物品に使用するのに適するものに限る)及び帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具

金庫、金庫室、その内装材及びとり並びにキャッシュボックスその他

八三・〇四	これに類する物品(単金屬製のものに限る。)
八三・〇五	單金屬製の書類整理箱、書たな、分類箱、書類入れその他これらに類する事務用具(第九四・〇三号に該当する家具を除く。)
八三・〇六	單金屬製の書類とじ込み用具、書類ばさみ、クリップ、ステープル、インデックスタグその他これらに類する事務用品
八三・〇七	單金屬製の小像その他の室内装飾品
八三・〇八	ランプその他の照明器具及びその部分品(單金屬製のものに限るものとし、第八五類(第八五・一二号を除く。)に該当するスイッチ、ランプホルダー、車両用ランプ、電池ランプ、発電ランプその他の物品を除く。)
八三・〇九	單金屬製のフレキシブルチューブ
八三・一〇	單金屬製の留金、留金付きフレイム、バックル、フック、アイその他これらに類する物品(衣類、旅行用具、ハンドバッグその他の紡織用纖維製品又は革製品に通常用いるものに限る。)
八三・一一	並びに單金屬製の管リベット及びふたまたりベツト
八三・一二	單金屬製のビーズ及びスパンゲル
八三・一三	ベル及びゴング(電気式のものを除く。)
八三・一四	並びにこれらの部分品(單金屬製のものに限る。)
八三・一五	單金屬製の類縁その他これに類する縁及び鏡
	單金屬製の栓、王冠、ボットルキャップ、キャブシユール、たる栓用カバー、シール、箱用のコーナープロテクターその他これらに類する包装用附屬品
	單金屬製のサインプレート、ネームプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章
	單金屬製又は金屬炭化物製の線、棒、管、板、電極その他これらに類する物品(金屬又は金屬炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に用いるもので、フラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。)
	並びに單金屬粉を凝結して製造した金屬吹付け用の線及び棒

第一六部 機械類、電気機器及びこれらの部分品

注

1 この部には、次の物品を含まない。

- (a) 伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベルチングで、第三九類の人造プラスチック製のもの及びゴム製のもの(第四〇・一〇号参照)並びに機械用のワッシャーその他のゴム製品(第四〇・一四号参照)
- (b) 機械用又は工業用の革製品及びコンポジションレザー製品(第四二・〇四号参照)並びに毛皮製品(第四三・〇三号参照)
- (c) 機械用のボビン、スプール、コップ、コーン、コアその他これらに類する巻取用

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

関税税率表における物品の分類のための品目表に關する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された
関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約の改正に關する議定書の締結について承認を求めめるの件

一一二五

- 品で第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類又は第一五部に該当するもの
- (d) ジャカード機又はこれに類する機械に使用する紙製又は板紙製のせん孔カードで第四八・一二号に該当するもの
- (e) 伝動用、コンベア用又はエレベーター用の紡織用纖維製ベルト(第五九・一六号参照)及び通常機械に使用するその他の紡織用纖維の製品(第五九・一七号参照)
- (f) 第七一・〇二号、第七一・〇三号又は第七一・一五号に該当する天然、合成又は再生の貴石又は半貴石のみで製造した物品
- (g) 第一五部の注2に規定する單金屬製のはん用性の部分品(第一五部参照)及び人造プラスチック製のこれと同種の物品(主として第三九・〇七号に属する。)
- (h) 金屬の線又は帯で製造したエンドレスベルト(第一五部参照)
- (i) 第八二類又は第八三類に該当する物品
- (j) 第八二類の車両、航空機、船舶その他の物品
- (k) 第九〇類に該当する物品
- (l) 第九一類に該当する時計その他の物品
- (m) 第八二・〇五号の互換性工具及びこれに類する互換性工具(作用する部分を構成する材料により、たとえば、第四〇類、第四二類、第四三類、四五類、第五九類、第六八・〇四号又は第六九・〇九号に属する。)
- (n) 並びに第九六・〇二号の機械の部分品として使用するブラシ
- (o) 第九七類に該当する物品
- 2 機械の部分品(第八四・六四号、第八五・二三号、第八五・二四号、第八五・二五号又は第八五・二七号に掲げる物品の部分品を除く。)
- 注1又は第八五類の注1に規定するもののほか、次に定めるところによる。
- (a) 第八四類及び第八五類のいずれかの号(第八四・六五号及び第八五・二八号を除く。)
- (b) (a)に定めるものを除き、特定の機械又は同一の号に該当する数種の機械(第八四・五九号又は第八五・二二号に該当する機械を含む。)
- (c) 機械の未完成のもの、特定の機械として重要な特性を有するものは、完成した機械とみなし、当該機械の部分品が別に掲げられている場合においても、当該機械の部分品には含まれない。
- 3 機械(3の規定により完成した機械とみなす未完成の機械を含む。)
- 4 組み立ててないもの又は分解してあるものは、組み立ててある機械とみなす。
- 5 二以上の機械でこれを結合して一の機械を構成するもの及び二以上の機能を有する機械は、別段の定めがあるものを除き、主たる機能に基づいてその属する号を定める。

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された 一 二二六
関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約の改正に關する議定書の締結について承認を求めるの件

6. 機械に使用する原動機及び伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルトで、機械に取り付けたもの及び輸送のために機械と分離して包装し、かつ、機械とともに輸入したものでこれに取り付け又はこれと同床となるものは、当該機械に含まれる。
7. 1から6までにおいて「機械」とは、この部に該当する機械類及び電気機器をいふ。

第八四類 ボイラー、機械類及びこれらの部分品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第六八類に該当するミルストーン、グラインドストーンその他の物品
 - (b) 陶磁製のポンプその他の機械類及び機械部分品(第六九類参照)
 - (c) 第七〇・一七号の理化学用のガラス製品並びにガラス製の機械類及び機械部分品(第七〇・二〇号及び第七〇・二二号参照)
 - (d) 第七三・三六号又は第七三・三七号に該当する物品及び第七四類から第八一類までに該当する非鉄金属製のこれと同種の物品
 - (e) 第八五・〇五号又は第八五・〇六号の手持工具及び家庭用電気機器(電動装置を自蔵するものに限る。)
 - 2 第八四・〇一から第八四・二二号までの記載に該当する機械類で、第八四・二二号から第八四・六〇号までの記載に同時に該当するものは、この部の注5又は注6の規定によりその属する号が定まる場合を除き、第八四・〇一から第八四・二二号までの該当する号に属する。ただし、第八四・一七号には、次の物品を含まない。
 - (a) 第八四・二八号に該当する発芽用機器、ふ卵器及び育すう器
 - (b) 第八四・二九号に該当する穀物給湿機
 - (c) 第八四・三〇号に該当する精汁抽出用の浸出機
 - (d) 紡織用繊維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械で第八四・四〇号に該当するもの
 - (e) 機械的操作を行なう機械類で、温度の変化が必要であつてもその機能が主たる機能に対して従属的であるものまた、第八四・一九号には、次の物品を含まない。
 - (a) ミシン(第八四・四一参照)
 - (b) 第八四・五四号の事務用機器
 - 3 第八四・六二号には、公称直径に対する最大誤差が百分以下で、〇・〇五ミリメートル以下のみがき鋼球を含む。その他の鋼球は、第七三・四〇号に属する。
 - 4 二以上の用途に使用される機械類は、主たる用途に基づいてその属する号を定める。主たる用途がいずれの号にも示されていない機械類及び主たる用途が明らかでない機械類は、2又はこの部の注5の規定によりその属する号が定まる場合及び文脈により別段に解される場合を除くほか、第八四・五九号に属する。
- また、第八四・五九号には、金属の線、紡織用繊維の糸その他の材料又はこれらを

組み合わせたものからロープ又はケーブルを製造する機械(たとえば、より線機及び製鋼機)を含む。

八四・〇一	蒸気発生ボイラー(低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用の温水ボイラーを除く。)
八四・〇二	エコマイザー、過熱器、スートブローア、ガス回収器その他これらに類する蒸気発生ボイラー用の附属機器及び蒸気原動機用の復水器
八四・〇三	発生炉ガス発生機及び水性ガス発生機並びに湿式アセチレンガス発生機その他これに類するガス発生機(清浄機を有するものであるかどうかを問わない。)
八四・〇四	ボイラー付きの蒸気機関(移動式のものを含むものとし、機械駆動式のロードローラー及び第八七・〇一に該当する蒸気駆動式トラクターを除く。)
八四・〇五	蒸気原動機(ボイラー付きのものを除く。)
八四・〇六	内燃機関(ピストン式のものに限る。)
八四・〇七	ウォーターホイール、ウォータータービンその他の液体原動機
八四・〇八	その他の原動機
八四・〇九	機械駆動式のロードローラー
八四・一〇	液体ポンプ(原動機付きのものを含むものとし、計器付きのものであるかどうかを問わない)及びバケット式、チェーン式、スクリーン式、バンド式その他これらに類する構造の液体エレベーター
八四・一一	気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機(原動機付きのもの及びガスタービン用のフリーピストン式圧縮機を含む)並びにファン、送風機その他これらに類する機械
八四・一二	エアコンディショナー(動力駆動式のファン並びに空気の温度及び湿度を変化させる機構を自蔵するものに限る。)
八四・一三	炉用バーナー(液体燃料用、粉砕した固体燃料用又は気体燃料用のものに限る)及びメカニカルストーカー、機械式火格子、灰排出機その他これらに類する機械
八四・一四	炉(工業用又は理化学用のものに限るものとし、転炉及び電気炉を除く。)
八四・一五	冷蔵庫(冷凍機構を自蔵するものに限る)及び冷凍機構を有する機械(電気式のものであるかどうかを問わない。)
八四・一六	つや出しロール機その他これに類するロール機(金属加工機械、金属圧延機及びガラス加工機械を除く)及びこれらのロール
八四・一七	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、殺菌、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法で材料を処理する機器(理化学用のものを除く)家庭用に供するものを除くものとし、電気加熱式のものであるかどうかを問

八四・一八
八四・一九
八四・二〇
八四・二一
八四・二二
八四・二三
八四・二四
八四・二五
八四・二六
八四・二七
八四・二八
八四・二九

われない。)並びに電気加熱式でない瞬間湯わかし器及び貯蔵式湯わかし器
遠心分離機並びに液体用又は気体用のろ過機及び清浄機(ろ過用漏斗、ミ
ルクストレーナーその他これらに類するものを除く。)
清浄用又は乾燥用の機械(びんその他の容器に用いるものに限る。)、充て
ん用、封口用、封止用、キャブシール取付け用又はラベルはり付け用の機
械(びん、かん、箱、袋その他の容器に用いるものに限る。)、その他の包
装機械、飲料用炭酸ガス注入機及びさら洗機
重量測定機器(重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が五
〇ミリグラム以内のはかりを除く。)、及び分銅
噴射用、散布用又は噴霧用の機器(手で操作するものであるかどうかを問
わないものとし、液体用又は粉末用のものに限る。)、及び消火器(消火剤を
充てんしてあるかどうかを問わない。)、並びにスプレーガンその他これに類
する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する機器
物上げ用、荷扱用、積込用又は積卸用の機械並びにテルハ及びコンベア
(たとえば、リフト、ホイスト、ウインチ、クレーン、トランスポート
クレーン、ジャッキ、プリータックル、ベルトコンベア及びテルフエ
リック。第八四・二三号に該当するものを除く。)
メカニカルショベル、コールドカッター、エキスカベーター、スクレーパー
レベラー、ブルドーザーその他の掘削用、ならしめ用、突固め用、せん孔用
又は採掘用の機械(自走式であるかどうかを問わないものとし、土壌用、
鉱石用その他鉱物用のものに限る。)、除雪機(除雪用アタッチメントを含
むものとし、自走式のものを除く。)、及びくい打ち機
プラウ、ハロウ、カルチベーター、播種機、肥料散布機その他農業用又は
園芸用の機械(土壌整理用又は耕作用のものに限る。)、及び芝生用又は運動
場用のローラー
収穫機、脱穀機、わら用又は乾草用のプレス、草刈機、種用、穀物用又は
豆用の風力選別機その他これに類するクリーニング機及び卵その他の農産
物の分類機(第八四・二九号に該当するパン用穀物の製粉用機械を除
く。)
酪農機械(搾乳機を含む。)
プレス、破砕機その他の機械(ぶどう酒、りんご酒又は果汁の製造その他
これらに類する用途に供するものに限る。)
その他の農業用、園芸用、家さんの飼育用又は養蜂用の機械、発芽用機器
(機械装置又は加熱装置を有するものに限る。)、並びに家さん用のふ卵器及
び育す器
パン用穀物の製粉用機械及び穀物又は乾燥した豆の加工に使用するその

八四・三〇
八四・三一
八四・三二
八四・三三
八四・三四
八四・三五
八四・三六
八四・三七
八四・三八
八四・三九
八四・四〇
八四・四一

他の機械(農場用のものを除く。)
食品工業用の機械(ベーカリー製品、菓子、ココア製品若しくはマカロニ、
ラビオリその他これらに類する穀物食品の製造用又は肉、魚、果実若しく
は野菜の調製用のもの(ミンシング機及びスライシング機を含む。))及び砂
糖製造用又は醸造用のものに限るものとし、この類の他の号に該当するも
のを除く。)
繊維素パルプ、紙又は板紙の製造用又は仕上用の機械
製本機械(製本ミシンを含む。)
紙又は板紙の切断機及びその他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械
活字鋳造用又は植字用の機器及びその附属品、印刷用のブロック、プレ
ット、シリンドラーの調製又は加工に使用する機械(第八四・四五号、第八
四・四六号又は第八四・四七号に該当するものを除く。)、活字、紙型、母
型、印刷用のブロック、プレート及びシリンドラー並びに製版用に平削りし
砂目にし、研摩し又はその他の調製をし、マシニング、プレート、シリ
ンダー及びリソグラフフィックスストーン
印刷機(他の号に該当するものを除く。)、及び印刷用補助機械
人造纖維用紡糸機、紡績準備機械、紡績機械、ねん糸機、合糸機、合ねん
糸機及びかせ機(横糸巻機を含む。)
織機、メリヤス機及びジーンズヤーン、チュール、レース、ししゅう布、ト
リミング、組む又は網の製造機械並びにこれらに使用する糸を調整する
機械(整経機及び整経のり付け機を含む。)
ドビー機、ジャカード機、自動停止機、シャットル交換機その他第八四・
三七号の機械の補助機械並びにスピンドル、スピンドルフライヤー、針布
コム、ノズル、シャットル、ヘルド、ヘルドリフター、メリヤス針その他
この号の機械又は第八四・三六号若しくは第八四・三七号に該当する機
械に原則としてつばら使用する部分品及び附属品
フェルト又は成形フェルトの製造機械及び仕上機械(フェルト帽子の製造
機械及び型を含む。)
清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械(洗たく機及び
ドライクリーニング機を含むものとし、紡織用繊維の糸、織物類又は製品
に用いるものに限る。)、織物類の折りたたみ用、巻取用又は切断用の機械、
リノリウムその他の床用敷物の製造機械(織物類その他の材料にペーリス
トを被覆するものに限る。)、印刷機(織物類、革、壁紙、包装紙、リノリウム
その他の材料に同一の模様若しくは文字を繰り返して印刷するもの又は地
色を印刷するものに限る。)、並びにこれに使用するブロック、プレート及び
ロールで彫刻又はエッチングをしたもの
ミシン、ミシン用に特に作つた家具及びミシン針

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された 一 二 二 八
関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約の改正に關する議定書の締結について承認を求めるの件

八四・四二	原皮、毛皮又は革のなめし準備機械、なめし機械及び加工機械（くつ製造機械を含むものとし、ミシンを除く。）
八四・四三	転炉、取鍋、インゴット用鋳型及び鋳造機（冶金用又は金属鑄造用に供するものに限り。）
八四・四四	金属圧延機及びそのロール
八四・四五	金属又は金属炭化物の加工機械（第八四・四九号又は第八四・五〇号に該當するものを除く。）
八四・四六	石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械（第八四・四九号に該當するものを除く。）
八四・四七	木材、コルク、骨、エボナイト、硬質人造プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（第八四・四九号に該當するものを除く。）
八四・四八	第八四・四五号から第八四・四七号までに該當する機械に原則としてつばら使用する部分品及び付属品（加工物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械に用いる物品を含む。）並びに手工具又は手持工具に用いるツールホルダー
八四・四九	手持工具（ニューマチックツール及び電気式でない原動機を自蔵するものに限り。）
八四・五〇	溶接用、ろう付け用、切断用又は表面熱処理用の機器（ガスを用いて処理するものに限り。）
八四・五一	タイプライター（計算機構を有するものを除く。）及びチェックライター
八四・五二	計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械
八四・五三	せん孔カード式の分類機、計算機、製表機その他の統計機械、せん孔カード式会計機械及びこれらの機械とともに使用するせん孔機、検孔機その他の補助機械
八四・五四	その他の事務用機器（たとえば、騰写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、あなわけ機及びとり機）
八四・五五	第八四・五一号、第八四・五二号、第八四・五三号又は第八四・五四号に該當する機械に原則としてつばら使用する部分品及び付属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）
八四・五六	選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、粉砕機及び混合機（固形、粉状又はペースト状の土壤、石、鉱石その他の鉱物性材料の処理に用いるものに限り。）並びに造塊機、型込機及び成形機（粉状又はペースト状の固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスチックその他の鉱物性材料の処理に用いるものに限り。）並びに鑄物用砂型の成形機
八四・五七	ガラス又はその製品の製造機械（冷間加工用のものを除く。）及びフライメ

八四・五八	ント電球、放電燈、電子管その他これらに類する物品のチューブ又はバルブの組立機械
八四・五九	切手、たばこ、チョコレート、食料品その他の物品の自動販売機（遊戯用ものを除く。）
八四・六〇	機械類（原則としてつばら他の機械類の部分品として使用されるもの及びこの類の他の号に該當するものを除く。）
八四・六一	金属鑄造用の鋳型（インゴット用のものを除く。）及び鋳型わく並びに金属炭化物、ガラス、ゴム、人造プラスチック又はセラミックペースト、コンクリート、セメントその他の鉱物性材料のモールドインクに使用する型コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品に用いるものに限り。）
八四・六二	ボールベアリング、ローラーベアリング及びニードルローラーベアリング伝動軸、クランク、ベアリングハウジング、プレンベアリング並びに歯車及び歯車伝動機（摩擦車及びギヤボックスその他の変速機を含む。）は、ずみ車、プリー、プリーブロック、クラッチ並びに軸継手
八四・六三	ガスケットその他これに類するジョイント（石綿、フェルト、板紙その他の材料を交じえた金属板製のもの及び金属はくを積層したものと並びに機械、管その他これらに類する物品に使用するために材質の異なるものをセットにし又は取りそろえて、小袋入りその他これに類する包装にしたものに限り。）
八四・六四	機械類（電気機器を含む。）の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品及びこの類の他の号に該當するものを除く。）
八四・六五	第八五類 電気機器及びその部分品

注

第八五類 電気機器及びその部分品

- この類には、次の物品を含まない。
 - 電気加熱式の毛布、ふとん、フットマフその他これらに類する物品並びに電気加熱式の衣類、はき物、耳当てその他の着用用品及び身辺用品
 - 第七〇・一一号に該當する電球用のガラス製バルブその他の物品
 - 第九四類の電気加熱式の家具
- 第八五・〇一号には、第八五・〇八号、第八五・〇九号又は第八五・二一号に掲げる物品を含まない。ただし、金属製水銀整流器は、第八五・〇一号に属する。
- 第八五・〇六号は、通常家庭で使用する次の電気機器に限り適用する。
 - 真空掃除機、床みがき機、食物用グラインダー、食物用ミキサー、果汁しぼり機及びファン（重量を問わない。）
 - その他の機器で一組の重量が二〇キログラム以下のもの（さら洗機（第八四・一

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された 一三〇
関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約の改正に關する議定書の締結について承認を求めるの件

料の製品の号又は第八四・六四号に属する。)

- (b) 第一五部の注2に規定する卑金属製のはん用性の部分品(第一五部参照)及び人造プラスチック製のこれと同種の物品主として第三九・〇七号に属する。)
 - (c) 第八二類に該当する工具その他の物品
 - (d) 第八三・一〇号に該当する物品
 - (e) 第八四・一〇号から第八四・五九号まで、第八四・六一号又は第八四・六二号に該当する機械類その他の物品及び第八四・六三号に該当する原動機の部分品
 - (f) 電気機器(第八五類参照)
 - (g) 第九〇類に該当する物品
 - (h) 時計(第九一類参照)
 - (i) 武器(第九三類参照)
 - (j) 車両の部分品として用いるブラシ(第九六・〇二号参照)
 - (k) 第八六類から第八八類までにおいて部分品及び附属品は、当該各級の物品に原則としてもつぱら使用するものに限るものとし、これらの類の二以上の号の記載に該当する部分品及び附属品は、主たる用途に基づいてその属する号を定める。
 - 4 道路走行車両として兼用することができる航空機は、航空機とし、水陸両用自動車は、自動車とする。
 - 5 この部の物品の未完成のもので完成した物品としての重要な特性を有するものは、完成した物品とみなす。
 - 6 この部の物品(5の規定により完成した物品とみなす未完成の物品を含む。)で、輸入の際に組み立ててないものは、別段の定めがあるものを除き、組み立ててある物品とみなす。
- 第八六類 鉄道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道線路用装備品並びに電気駆動式以外の交通管制用機器
- 注
- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 木製の軌条用まくら木(第四四・〇七号参照)及びコンクリート製まくら木(第六八・一一号参照)
 - (b) 第七三・一六号に該当する鉄鋼製の鉄道線路の建設材料
 - (c) 第八五・一六号に該当する電気駆動式の信号機器
 - 2 第八六・〇九号には、次の物品を含む。
 - (a) 車軸、車輪及び輪軸並びに外輪、輪心その他の車輪部分品
 - (b) フレーム及び台車
 - (c) 車軸箱及び制動器
 - (d) 車両用の緩衝器、連結器及び通路連結器

(e) 車体

3 第八六・一〇号には、1に掲げる物品を除き、次の物品を含む。

- (a) 組み立てた鉄道線路、転車台、プラットホーム用緩衝器及びローディングゲート
- (b) 腕木信号機、機械式信号板、踏切用制御機及び信号用又は転轍用の制御機(電燈付きであるかどうかを問わない。)

第八六・〇一 鉄道用蒸気機関車及びその炭水車

第八六・〇二 鉄道用電気機関車(蓄電池又は外部電源により走行するものに限る。)

第八六・〇三 その他の鉄道用機関車

第八六・〇四 鉄道用の客車、貨車、軌道検査車その他の車両(自走式のものに限る。)

第八六・〇五 鉄道用の客車及び手荷物車並びに鉄道用の病院車、囚人車、検査車、郵便車その他の特殊用途車

第八六・〇六 鉄道用の工作車、起重機車その他の作業車

第八六・〇七 鉄道用の貨車

第八六・〇八

第八六・〇九

第八六・一〇

第八七類 鉄道用以外の車両及びその部分品

注

- 1 この類において「トラクター」とは、車両、機器又は貨物をけん引し又は押すために本来作つた車両をいい、この目的に附随して工具、種、肥料その他の物品を輸送するための補助器具を有するかどうかを問わない。
- 2 運転室を有する原動機付きシャシは、第八七・〇二号に該当するものとし、第八七・〇四号には該当しない。
- 3 第八七・一〇号及び第八七・一四号には、幼児用自転車、ボールペアリングを使用していないもの及びボールペアリングを使用しているが成人用自転車の形態を有しないものを含まない。これらの幼児用自転車は、第九七・〇一に該当する。

第八七・〇一

トラクター(動力取出し機構、ウインチ又はブリークを有するものを含むものとし、第八七・〇七号に該当するものを除く。)

第八七・〇二

乗用自動車及び貨物自動車(スポーツ用自動車及びトロリーバスを含む)

ものとし、第八七・〇九号に該当するものを除く。

救難車、消防車、はしご車、道路清掃車、除雪車、散水車、起重機車、照明車、工作車、レントゲン車その他の特殊用途自動車(第八七・〇二号に該当する自動車を除く。)

原動機付きのシャシ(第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。)

車体(運転室を含むものとし、第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。)

部分品及び附属品(第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。)

フォークリフトトラック、プラットホームトラックその他の作業トラック(工場又は倉庫で貨物の短距離の運搬又は荷役を使用する型式のもので、自走式のものに限る。)

自走式のものに限る。及び停車場のプラットホームで使用される型式のトラックター並びにこれらの部分品

戦車その他の装甲車両(武器を装備しているかどうかを問わないものとし、自走式のものに限る。)

モーターサイクル、オートサイクル及び補助原動機付きの自転車(サイドカー付きのものであるかどうかを問わない。)

並びにサイドカー自転車(配達用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。)

身体障害者用の車両(機械式駆動機構を有するものに限るものとし、原動機付きであるかどうかを問わない。)

部分品及び附属品(第八七・〇九号、第八七・一〇号又は第八七・一一号に該当する物品に用いるものに限る。)

うば車及び病人車(原動機その他の機械式駆動機構を有するものを除く。)

並びにこれらの部分品その他の車両(トラレラーを含むものとし、機械式駆動機構を有するものを除く。)

及びその部分品

第八八類 航空機及びその部分品、落下さん、カタパルトその他これに類する航空機射出機並びに航空用地上訓練機

気球及び飛行船 飛行機、滑空機、たこ及びロケットシュート

部分品(第八八・〇一号又は第八八・〇二号に該当する物品に用いるものに限る。)

落下さん並びにその部分品及び附属品 カタパルトその他これに類する航空機射出機、航空用地上訓練機及びこれ

らの部分品

第八九類 船舶及び浮き構造物

注 船舶、未完成の船舶(組み立ててあるかどうかを問わない。)

及び完成船舶の組み立ててないものは、特定の船舶の重要な特性を有するときは、当該特定の船舶の号に属するものとし、その他のときは、第八九・〇一号に属する。

船舶(この類の他の号に該当するものを除く。)

引き船 照明船、消防船、しゅんせつ船、起重機船その他の特殊船舶(航行以外の特殊機能を主とするものに限る。)

及び浮きドック 解体用船舶 コフアダム、浮き橋、ブイ、水路浮標その他船舶以外の浮き構造物

第一八部 光学機器、写真用機器、映画用機器、計測機器、精密機器、医療用機器、時計、楽器、録音機、音声再生機、テレビジョンの映像及び音声の磁気式の記録機及び再生機並びにこれらの部分品

第九〇類 光学機器、写真用機器、映画用機器、計測機器、精密機器、医療用機器及びこれらの部分品

注 1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第四〇・一四号に該当する機器用のゴム製品、第四二・〇四号に該当する機器用の革製品及びコンポジションレザ製品並びに機器用の紡織用繊維の製品(第五九・一七号参照)

(b) 第六九・〇三号の耐火製品及び第六九・〇九号の理化学用又は工業用の物品

(c) 第七〇・〇九号に該当するガラス鏡で光学的に研摩してないもの及び第七二類又は第八三・一二号に該当する貴金属製又は卑金属製の鏡(光学用品を除く。)

(d) 第七〇・〇七号、第七〇・一一号、第七〇・一四号、第七〇・一五号、第七〇・一七号又は第七〇・一八号に該当する物品

(e) 第一五部の注2に規定する卑金属製のはん用性の部分品(第一五部参照)及び人造プラスチック製のこれと同種の物品(主として第三九・〇七号に属する。)

(f) 第八四・一〇号の計器付きのポンプ、重量測定式の計数機及び検査機並びにはかりと分離して輸入した分銅(第八四・二〇号参照)、物上げ用機械及び荷扱用機械(第八四・二三号参照)、第八四・四八号の保持具で加工物又は工具の調整用のもの

(光学式割出台その他の目盛りを読むための光学的機構を有するものを含むものとし、光学式割出台その他の目盛りを読むための光学的機構を有するものを含むもの)

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された
関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約の改正に關する議定書の締結について承認を求めるの件 一一三二

- し、しん出し望遠鏡その他それ自体に光学機器の特性を有するものを除く。並びに
- 第八四・六一号の弁その他の物品
- (g) 第八五・〇九号の自動車用のサーチライト及びスポットライト並びに第八五・一五号の航行用無線機器及びレーダー
- (h) 磁気方式のみによる映画用の録音機及び音声再生機(第九二・一一号参照)並びに磁気式サウンドヘッド(第九二・一二号参照)
- (ij) 第九七類の物品
- (k) 容積測定具(これを構成する材料の製品の号に属する。)
- 2 この類の機器の未完成のもので完成した機器としての重要な特性を有するものは、完成した機器とみなす。
- 3 この類に該当する機器に原則としてもつばら使用する部分品及び附属品については、1及び2に規定するものを除き、次に定めるところによる。
- (a) この類、第八四類、第八五類又は第九一類のいずれかの号(第八四・六五号及び第八五・二八号を除く。)に掲げる機器(第九〇・〇一及び第九〇・〇二号の光学用品を含む。)に該当するものは、当該機器の号に属する。
- (b) その他のもののうち、第九〇・二九号に該当するものは同号に、その他のものはそれが原則としてもつばら使用される機器の号にそれぞれ属する。
- 4 第九〇・〇五号には、地上を観測するのに適しない天体望遠鏡(第九〇・〇六号参照)並びに武器用の望遠照準器、潜水艦用又は戦車用の潜望鏡及びこの類の機器用の望遠鏡(第九〇・一二号参照)を含まない。
- 5 第九〇・一三号及び第九〇・一六号のいずれにも該当する光学式測定機器及び光学式試験機器は、第九〇・一六号に属する。
- 6 第九〇・二八号は、次の物品に限り適用する。
- (a) 電気的量の測定用又は検査用の機器
- (b) 第九〇・一四号、第九〇・一五号、第九〇・一六号、第九〇・二二号、第九〇・二三号、第九〇・二四号、第九〇・二五号又は第九〇・二七号に掲げる機器(ストロボスコープを除く。)で、測定、検査、分析又は自動調整をすべき要素に伴つて変化する電気現象により作動するもの
- (c) アルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他これらに類する放射線の測定用又は検出用の機器
- (d) 非電気的量の自動調整機器(調整すべき要素に伴つて変化する電気現象により作動するものに限る。)及び電気的量の自動調整機器
- 7 この類の物品とともに輸入し、かつ、通常ともに販売するケース、箱その他これらに類する容器は、当該物品に含まれる。ただし、分離して輸入するケース、箱その他これらに類する容器は、それぞれ該当する号に属する。
- 九〇・〇一 レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(材料を問わないものとし、柄又は

- 九〇・〇二 わくを取り付けたもの及び光学的に研摩してないガラス製のものを除く。及び偏光材料製の板
- 九〇・〇三 レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(柄又はわくを取り付けたもので、機器の部分品として又は機器に取り付けて使用するものに限るとともに、光学的に研摩してないガラス製のものを除くものとし、材料を問わない。)
- 九〇・〇四 めがねの柄及びわく並びにこれらの部分品
- 九〇・〇五 視力矯正用めがね、保護用めがねその他のめがね
- 九〇・〇六 屈折式の複眼鏡及び双眼鏡(プリズム式であるかどうかを問わない。)
- 九〇・〇七 反射望遠鏡、子午儀、赤道儀その他天体観測用の機器及びこれらの台その他の取付具(電波観測用のものを除く。)
- 九〇・〇八 写真機及び写真用せん光器具
- 九〇・〇九 映画用の撮影機、映写機、録音機及び音声再生機(これらを組み合わせたものを含む。)
- 九〇・一〇 投影機、写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)
- 九〇・一一 写真用又は映画用の感光材料の現像、焼付けその他の処理に用いる機器(この類の他の号に該当するものを除く。)、密着式写真複写機、フィルム用のスプール及びリール並びに映写用スクリーン
- 九〇・一二 顕微鏡及び回折機(電子式又は陽子式のものに限る。)
- 九〇・一三 光学顕微鏡(写真撮影用又は投影用の装置を有するかどうかを問わない。)
- 九〇・一四 光学機器(サーチライト及びスポットライト以外の照明器具並びにこの類の他の号に該当するものを除く。)
- 九〇・一五 土地測量機器(写真測量用のものを含む。)、水路測量機器、航行用計測機器、気象観測機器、水理計測機器、地球物理学用機器、ら針盤及び測距儀はかり(感量が五〇ミリグラム以内のものに限るものとし、分銅が附属しているかどうかを問わない。)
- 九〇・一六 製図機器(パンタグラフその他の写図機器を含む。)、けがき用具及び計算尺、計算盤その他の計算用具並びにマイクローメーター、キャリパー、ゲージ、ものさし、巻尺、釣合試験機その他この類の号に該当しない測定用又は試験用の機器並びに輪かく投影機
- 九〇・一七 医療用又は獣医用の機器(電気式のものを含む。)
- 九〇・一八 機械療法用機器、マッサージ用機器及び心理学の適性検査用機器並びに人工呼吸器、オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器その他これらに類する治療用機器及び呼吸用機器(ガスマスクその他これに類するマスクを含む。)
- 九〇・一九 整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品、義肢、義眼、義歯その他人造の人体の部分、補聴器及びそえ木その他の骨折

九〇・二〇

治療具

エックス線又は放射性物質の放射線を用いる機器（写真用又は医療用のものを含む）並びにエックス線発生機、エックス線管、エックス線用のスクリーン、高電圧発生機及び制御盤並びにエックス線検査用又はエックス線処置用の機、いすその他これらに類する物品

九〇・二二

教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型

九〇・二三

硬度試験機、抗張力試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他これらに類する材料試験機（金属、木材、紡織用繊維、紙、プラスチックその他の工業材料用のものに限る。）

九〇・二四

ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、バイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿度計（これらを組み合わせたものを含むものとし、記録装置を有するかどうかを問わない。）

九〇・二五

圧力計、液面計、流量計、熱流量計、通風自動調整機その他の機器（液体又は気体の流量、深さ、圧力その他の変量の測定用、検査用又は自動調整用のものに限る。）及びサーモスタットその他の温度自動調整機器（第九〇・一四号に該当するものを除く。）

九〇・二六

偏光計、屈折計、分光計、ガス分析器その他の物理分析用又は化学分析用の機器及び粘度計、ポロシメーター、膨張計、表面張力計その他これらに類する測定用又は検査用の機器並びに光度計（露出計を含む）、熱量計その他の熱、光又は音の測定用又は検査用の機器及びミクロトーム

九〇・二七

気体、液体又は電気の積算用計器及びその検定用計器

速度計及び回転速度計（磁気式のものを含むものとし、第九〇・一四号に該当するものを除く。）並びに積算回転計、生産量計、タクシメーター、走行距離計、歩度計その他これらに類する積算用計器及びストロボスコピー

第九一類 時計及びその部分品

注

1 第九一・〇二号及び第九一・〇七号において「ウォッチムーブメント」とは、てん輪及びびげぜんまいにより調整されるムーブメントで、地板及びブリッジを含めて測つた厚さの最大値が二ミリメートル以下のものをいう。

2 第九一・〇七号及び第九一・〇八号には、ぜんまい駆動式又はおもり駆動式の原動機で、脱進機を取り付けてないもの及び取り付けられないもの（第八四・〇八号参照）

を含まない。

3 この類には、第一五部の注2に規定する単金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及び人造プラスチック製のこれと同種の物品（主として第三九・〇七号に属する。）並びにおもり、時計用ガラス、携帯時計用のくさり及びバンド、電気装置の部分品、ボールベアリング並びにベアリング用ボールを含まない。時計用ばねは、時計の部分品（第九一・一一号）に含まれる。

4 時計用に適するムーブメントその他の部分品で、精密機器その他の物品の用にも適するものは、2及び3に規定するものを除き、この類に該当するものとし、他の類には該当しない。

5 この類の物品とともに輸入し、かつ、通常ともに販売するケース、箱その他これらに類する容器は、当該物品に含まれる。ただし、分離して輸入するケース、箱その他これらに類する容器は、それぞれ該当する号に属する。

九一・〇一

懐中時計、腕時計その他の携帯時計（ストップウォッチを含む。）

九一・〇二

時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、第九一・〇三号に該当するものを除く。）

九一・〇三

計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用又は船舶用のものに限る。）

九一・〇四

その他の時計

九一・〇五

時間の測定用、記録用又は指示用の機器（時計用ムーブメント（セコンダリームーブメントを含む。）又は同期電動機を有するものに限る。）及び時刻を記録する機器

九一・〇六

タイムスイッチ（時計用ムーブメント（セコンダリームーブメントを含む。）又は同期電動機を有するものに限る。）

九一・〇七

ウォッチムーブメント（ストップウォッチムーブメントを含むものとし、組み立てたものに限る。）

九一・〇八

その他の時計用ムーブメント（組み立てたものに限る。）

九一・〇九

携帯時計の側及びその部分品（半製品を含む。）

九一・一〇

時計のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に用いるもの並びにこれらの部分品

九一・一一

その他の時計部分品

第九二類 楽器、録音機、音声再生機、テレビジョンの映像及び音声の磁気式の記録機及び再生機並びにこれらの部分品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 写真用又は光電式記録用の感光性フィルム（露光したものを含むものとし、現

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された
関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約の改正に關する議定書の締結について承認を求めたる件

一二三四

像してあるかどうかを問わない。第三七類参照)	
(b) 第一五部の注2に規定する単金属製のはん用性の部分品(第一五部参照)及び人造プラスチック製のこれと同種の物品(主として第三九・〇七号に属する。)	
(c) 第八五類又は第九〇類に該当するマイクホン、増幅器、拡声器、ヘッドホン、スイッチ、ストロボスコープその他この類の機器に附屬して使用する機器でこの類の機器又はそのキャビネットに取り付けてないもの並びにラジオ受信機を自蔵する録音機及び音声再生機(第八五・一五号参照)	
(d) 第九六・〇二号に該当する楽器その他の物品の清掃用ブラシ	
(e) がん具(第九七・〇三号参照)	
(f) 収集品及びごつとり(第九九・〇五号及び第九九・〇六号参照)	
2 この類の機器の未完成のもので完成した機器としての重要な特性を有するものは、完成した機器とみなす。	
3 第九二・〇二号又は第九二・〇六号の楽器の演奏に用いる弓、ばちその他これらに類する物品で、当該楽器とともに輸入し、かつ、ともに使用するものは、その一組分が当該楽器に含まれる。	
4 この類の物品とともに輸入するせん孔したミュージックロール(第九二・一〇号)及び蓄音機用レコードその他これに類する物品(第九二・一二号)は、別個の物品として取り扱い、当該楽器の部分品としては取り扱わない。	
九二・〇一	ピアノ(自動ピアノにあつては、鍵盤があるかどうかを問わない。)及びハープシコードその他鍵盤のある弦楽器並びにハープ(エオリアンハープを除く。)
九二・〇二	その他の弦楽器
九二・〇三	パイプオルガン及びリードオルガン(ハーモニウムその他これに類する楽器を含む。)
九二・〇四	アコーディオン、コンサーチナその他これらに類する楽器及びハーモニカ
九二・〇五	その他の吹奏楽器
九二・〇六	太鼓、木琴、シンバル、カスターネットその他の打楽器
九二・〇七	電磁式、静電式、電子式その他これらに類する電気式のピアノ、オルガン、アコーディオンその他の楽器
九二・〇八	オーケストリオン、パーバリアオルガン、オルゴール、ミュージカルソーその他の楽器(この類の他の号に該当するものを除く。)
	並びに機械式鳴き鳥、おとり笛その他これに類する物品及びホイッスル、呼子その他の信号用の笛

九二・〇九	楽器用の弦
九二・一〇	楽器の部分品及び附屬品(せん孔したミュージックロール及びオルゴールのムーブメントを含むものとし、弦を除く。)
九二・一一	並びにメトロノーム、音さ及び調子笛
九二・一二	蓄音機、ディクテーティングマシンその他の録音機及び音声再生機(レコードプレーヤー及びテーブデッキを含むものとし、サウンドヘッドを有するかどうかを問わない。)
九二・一三	並びにテレビジョンの映像及び音声の磁気式の記録機及び再生機
	蓄音機用レコードその他の録音物及びこれに類する記録した物品、レコード製造用の原盤並びに調製したレコードブランク、機械式録音用フィルム及び録音用その他これに類する記録用のテープ、線、ストリップその他の物品
	その他の部分品及び附屬品(第九二・一一号に該当する機器に用いるものに限る。)

九三・〇一	刀、剣、やりその他これらに類する携帯武器並びにこれらの部分品及びさや
-------	------------------------------------

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第三六類に該当する火管、雷管、信号せん光筒その他の物品

(b) 第一五部の注2に規定する単金属製のはん用性の部分品(第一五部参照)及び人造プラスチック製のこれと同種の物品(主として第三九・〇七号に属する。)

(c) 戦車その他の装甲車両(第八七・〇八号参照)

(d) 武器に使用するのに適する望遠照準器その他の光学機器(武器に装備したもの及び装備する武器とともに輸入するものを除く。第九〇類参照)

(e) 第九七類に該当する弓、矢、フエッシング用剣及びがん具

(f) 収集品及びごつとり(第九九・〇五号及び第九九・〇六号参照)

2 この類の物品の未完成のもので完成した物品としての重要な特性を有するものは、完成した物品とみなす。

3 第九三・〇七号の部分品には、第八五・一五号のレーダーその他の無線機器を含まない。

4 この類の物品とともに輸入し、かつ、通常ともに販売するケース、箱その他これらに類する容器は、当該物品に含まれる。ただし、分離して輸入するケース、箱その他これらに類する容器は、それぞれ該当する号に属する。

九三・〇二
九三・〇三
九三・〇四
九三・〇五
九三・〇六
九三・〇七

けん銃（火器に限る。）
大砲、機関銃その他軍用の火器及び発射器（けん銃を除く。）
その他の火器（信号用けん銃、空包用けん銃、索発射銃その他これらに類するものを含む。）
その他の武器（空気銃、スプリング銃その他これらに類する銃を含む。）
武器の部分品（銃床のブロックとして荒くひいたもの及び銃身のブランクを含むものとし、携帯武器の部分品を除く。）
爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、誘導弾、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに銃砲弾及びその部分品（カートリッジワッドを含む）並びに銃砲弾用に調製した鉛弾

第二〇部 雑品

第九四類 家具及びその部分品並びに寝具、マットレス、マットレスサポート、クッション及びこれらに類する物品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 第三九類、第四〇類又は第六二類に該当するマットレス、まくら及びクッションで、空気又は水を入れて使用するもの
- (b) スタンドランプ、卓上ランプ、壁ランプその他の照明具（これを構成する材料に応じ、たとえば、第四四・二七号、第七〇・一四号又は第八三・〇七号に属する。）
- (c) 公園又は庭園においていすその他の腰掛け、テーブル又は円柱として使用する石製又は陶磁製の物品（第六八類及び第六九類参照）
- (d) 第七〇・〇九号に該当する姿見その他の鏡で床又は地面に置いて使用するものとして作つたもの
- (e) 第一五部の注2に規定する卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及び人造プラスチック製のこれと同種の物品（主として第三九・〇七号に属する。）並びに第八三・〇三号に該当する金庫
- (f) 第八四・一五号の冷蔵庫の部分品として特に作つた家具及び第八四・四一號のミシン用に特に作つた家具
- (g) ラジオ受信機を自蔵する蓄音機、ラジオ受信機又はテレビジョン受像機の部分品として特に作つた家具（第八五・一五号参照）
- (h) 第九〇・一七号に該当する歯科用スピットン
- (ij) 第九一類に該当する時計、時計のケースその他の物品
- (k) 第九二・一三号に該当する蓄音機、ディスクテーピングマシンその他の録音機又は音声再生機の部分品として特に作つた家具
- (l) がん具の家具（第九七・〇三号参照）及びビリヤード台その他ゲーム用又は奇術用

昭和四十一年四月二十六日 衆議院会議録第四十五号(二)

関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された
関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約の改正に關する議定書の締結について承認を求めめるの件

- 2 に特に作つた家具（第九七・〇四号及び第九七・〇五号参照）
第九四・〇一又は第九四・〇二に掲げるいすその他の腰掛け並びに第九四・〇二又は第九四・〇三に掲げる備付品及び家具には、床又は地面に置いて使用するものとして作つてない製品を含まない。ただし、この規定は、壁に取り付け又は他の物品の上に置くものとして作つた次の物品には適用しない。
(a) キッチンキャビネットその他これに類する食器だな
(b) たたみ込み式のいすその他の腰掛け及び寝台
(c) ユニット式の本箱その他これに類するユニット式の家具
- 3 家具又は備付品（ガラス、大理石その他の材料で製造した板、部分品又は取付具を有するかどうかを問わない）の組み立ててないものは、ともに輸入するときは、組み立ててあるものとみなす。
- 4 (a) この類に掲げる部分品には、ガラス（鏡を含む）又は大理石その他の石の板（特定の形状に切つてあるかどうかを問わない）で、他の部分品と結合してないものを含まない。
(b) 第九四・〇四号に掲げる物品は、第九四・〇一、第九四・〇二又は第九四・〇三の物品の部分品であつても、単独に輸入するときは、第九四・〇一、第九四・〇二又は第九四・〇三号には含まれない。

九四・〇一

九四・〇二

九四・〇三
九四・〇四

いすその他の腰掛け（寝台に兼用することができるものであるかどうかを問わないものとし、第九四・〇二に該当するものを除く。）及びその部分品
手術台、機構付きの病院用ベッドその他の医療用又は獣医用の備付品、歯科用のいすその他これに類するいすで上下し、回転し又は傾斜するための機構を有するもの及びこれらの部分品
その他の家具及びその部分品
寝具及びこれに類する物品（たとえば、マットレス、ふとん、羽根ふとん、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、なんらかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及び膨張させ、フォーム状にし又はスポンジ状にしたゴム又は人造プラスチックで作つたものに限るものとし、被覆してあるかどうかを問わない。）並びにマットレスサポート

第九五類 彫刻用、細工用又は成形用の材料の製品

注

- この類には、次の物品を含まない。
- (a) 第六六類に該当するかさ又はつえの部分品その他の物品
 - (b) 扇子及びうちわ（第六七・〇五号参照）
 - (c) 第七一類に該当する身辺用模造細貨類その他の物品

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された
関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約の改正に關する議定書の締結について承認を求めた件 一二三六

(d) 第八二類に該当する刃物その他の物品(彫刻用、細工用又は成形用の材料で作つた柄その他の部分品を有するかどうかを問わない)。ただし、この類には、刃物その他の物品の分離した柄その他の部分品で彫刻用、細工用又は成形用の材料で作つたものを含む。	(e) 第九〇類に該当するめがねの柄その他の物品	(f) 第九一類に該当する時計のケースその他の物品	(g) 第九二類に該当する楽器及びその部分品その他の物品	(h) 第九三類に該当する武器及びその部分品その他の物品	(i) 第九四類に該当する家具及びその部分品その他の物品	(j) 第九六類に該当するブラシ、化粧用パフその他の物品	(k) 第九七類に該当するがん具、遊戯用具、運動用具その他の物品	(l) 第九八類に該当するボタン、カフスボタン、喫煙用パイプ、くしその他の物品	(m) 第九九類に該当するボタン、カフスボタン、喫煙用パイプ、くしその他の物品	九五・〇一 かめの甲の加工品及び製品	九五・〇二 真珠光沢を有する貝殻の加工品及び製品	九五・〇三 アイボリーの加工品及び製品	九五・〇四 骨の加工品及び製品	九五・〇五 角、さんご(凝結したものを含む)その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品及び製品	九五・〇六 コロッソその他植物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品及び製品	九五・〇七 黒玉(鉱物性の黒玉類似品を含む)、こはく(凝結したものを含む)又は海泡石(凝結したものを含む)の加工品及び製品	九五・〇八 成形品、彫刻品及び細工品(ろう、ステアリン、モデリングペースト又はコーパル、ロジンその他の天然のガム若しくは樹脂で作つたものに限り)並びに他の号に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化してないゼラチンの加工品(第三五・〇三号に該当するものを除く)及び製品	第九六類 ほうき、ブラシ、羽毛製ダスター、化粧用パフ及びふり	注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) 第七一類に該当する物品 (b) 第九〇・一七号に該当する医療用又は獣医用の特殊ブラシ (c) がん具(第九七類参照)	2 第九六・〇三号においてほうき又はブラシの製造用に結束し又はふさ状に取りそろ
---	--------------------------	---------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	----------------------------------	---	---	-----------------------	-----------------------------	------------------------	--------------------	--	---	--	---	-----------------------------------	---	---

えた物品は、獸毛、植物性纖維その他の材料を結束し又はふさ状にしたもので、小分けすることなしに取り付けてほうき又はブラシとなるもの及びほうき又はブラシに取り付けるために、基部のにかわ付け又は塗装、先端のトリミングその他これらに類する細な加工のみを必要とするものに限り。	九六・〇一 ほうき及びブラシ(小枝その他の植物性材料を単に結束したものに限るとともに、植付けのものを除くものとし、柄を有するかどうかを問わない)。その他のほうき及びブラシ(機械の部分品として使用するブラシを含む)、ペイントローラー、スクイージー(ローラースクイージーを除く)並びにモップ	九六・〇二 ほうき又はブラシの製造用に結束し又はふさ状に取りそろえた物品	九六・〇三 羽毛製ダスター	九六・〇四 化粧用のパフ及びパッド(材料を問わない)。	九六・〇五 手ふるい(材料を問わない)。	九六・〇六 第九七類 がん具、遊戯用具、運動用具及びこれらの部分品	注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) クリスマスツリー用のろうそく(第三四・〇六号参照) (b) 第三六・〇五号に該当する花火その他の火工品 (c) 第三九類、第四二・〇六号又は第一一部に該当する糸、単纖維、ひも、ガットその他これらに類する物品を切つたもので釣糸に仕上げてないもの (d) 第四二・〇二号又は第四三・〇三号の運動用具用のバッグその他の容器 (e) 第六〇類又は第六一類に該当する紡織用纖維製の運動用着及び仮装用の衣裳 (f) 第六二類に該当する紡織用纖維製の旗類及び帆 (g) 第六四類に該当する運動用はき物(スケートを取り付けたスケートぐつを除く)及びクリケット用すね当て、サッカー用すね当てその他これらに類する製品並びに第六五類に該当する運動用帽子 (h) 登山用つえ、むちその他これらに類する物品(第六六・〇二号参照)及びこれらの部分品(第六六・〇三号参照) (i) 第七〇・一九号に該当する人形その他がん具に用いるガラス製の眼 (j) 第一五部の注2に規定する卑金属製のはん用性の部分品(第一五部参照)及び人造プラスチック製のこれと同種の物品(主として第三九・〇七号に属する)。 (k) 第八三・一一号に該当する物品 (l) 第一七部に該当するスポーツ用の車両(ポップスレイ、トボガンその他これらに類する物品を除く)。 (m) 幼児用の自転車でボールベアリングを使用し成人用自転車の形態を有するもの(第八七・二〇号参照)	(第九八七・二〇号参照)
---	--	---	------------------	--------------------------------	-------------------------	--------------------------------------	--	--------------

- (o) カスミ、スキフその他これらに類するスポーツ用のボート(第八九類参照)及びこれらの推進用具(木製品にあつては、第四四類参照)
- (p) 運動用又は戸外遊戯用のサングラスその他これに類するめがね(第九〇・〇四号参照)
- (q) おとり笛その他の笛(第九二・〇八号参照)
- (r) 第九三類の武器その他の物品
- (s) テントその他のキャンプ用品、ラケット用ガット及び運動用グローブ(これらを構成する材料の製品の号に属する。)
- 2 この類に掲げる物品には、真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくはこれを張つた金属をさ細な部分に用いたものを含む。
- 3 第九七・〇二号において人形は、人類を模した製品に限る。
- 4 この類の物品の未完成のもので完成した物品としての重要な特性を有するものは、完成した物品とみなす。
- 5 この類に該当する物品に原則としてもつばら使用部分及び付属品は、1に掲げる物品を除き、これらが原則としてもつばら使用される物品の号に属する。

九七・〇一	幼児用の自転車、三輪車及び足踏み式自動車並びに人形用のうば車その他これらに類する車
九七・〇二	人形
九七・〇三	娯楽用の模型及びその他のがん具
九七・〇四	テーブルゲーム用具その他の室内用又は遊戯場の遊戯用具(ビリヤードテーブル、ピンテーブル及び卓球用具を含む。)
九七・〇五	カーニバル用品及び奇術用具その他の娯楽用品並びに人造クリスマスツリー、クリスマスストックキング、クリスマスツリーデコレーションその他これらに類するクリスマス用品
九七・〇六	運動用具及び戸外遊戯用具(第九七・〇四号に該当するものを除く。)
九七・〇七	釣針、釣りざおその他の魚釣用具、たも、捕虫網及びおとり具その他これに類する狩猟用具
九七・〇八	回転木馬、スイング、射的用具その他の興行用具及び巡回サーカス用、巡回動物園用又は巡回劇場用の用具

第九八類 雑品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
- (a) まゆずみその他化粧用の鉛筆(第三三・〇六号参照)
- (b) 第九八・〇一又は第九八・一二号に掲げるボタン、飾りボタン、カフスボタンその他の物品で、全部又は一部に貴金属又はこれを張つた金属を用いたもの(第七

- 一類の注2(a)に規定する物品を除く。及び真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を用いたもの(第七一類参照)
- (c) 第一五部の注2に規定する単金属製のはん用性の部分品(第一五部参照)及び人造プラスチック製のこれと同種の物品(主として第三九・〇七号に属する。)
- (d) 製図用のからす口(第九〇・一六号参照)
- (e) 第九七類に該当するがん具
- 2 この類に掲げる物品には、1に規定する物品を除き、全部又は一部に貴金属若しくはこれを張つた金属、真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を用いたものを含む。
- 3 この類の物品とともに輸入し、かつ、通常ともに販売するケース、箱その他これらに類する容器は、当該物品に含まれる。ただし、分離して輸入するケース、箱その他これらに類する容器は、それぞれ該当する号に属する。

九八・〇一	ボタン、ボタンモールド、飾りボタン、カフスボタン及びプレスファスナー(スナップファスナー及びプレススタッドを含む。)
九八・〇二	スライドファスナー及びその部分品
九八・〇三	万年筆、ボールペンその他のペン及びペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー、シャープペンシル並びにこれらの部分品及び付属品(第九八・〇四号又は第九八・〇五号に該当するものを除く。)
九八・〇四	ペン先及びニブポイント
九八・〇五	鉛筆、鉛筆用のしん、石筆、クレヨン、パステル、図画用木炭、筆記用又は図画用のチョーク並びにテラーストック及びビリヤードチョーク
九八・〇六	石盤、黒板その他これらに類する物品(筆記用又は図画用に適するものに限るものとし、わくを有するかどうかを問わない。)
九八・〇七	日付印、封かん用スタンプ、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品(ラベルに印捺又は浮出しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。)
九八・〇八	並びに手動式のコンポジションスティック及びこれを有する手動式の印刷用セット
九八・〇九	タイプライターリボンその他これに類するリボン(スプールに巻いてあるかどうかを問わない。)
九八・一〇	及びインキパッド(箱に入れてないインキパッドを含む。)
九八・一一	封ろう(びん用の封ろうを含むものとし、棒状、ケーキ状その他これらに類する形状のものに限る。)
	及びゼラチンをもととして製造した複写用ペー
	スト(紙又は織物類の支持物を有するかどうかを問わない。)
	メカニカルライターその他これに類するライター(ケミカルライター及び電気式ライターを含む。)
	及びこれらの部分品(発火性合金及びしんを除く。)

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された
関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件

一一三八

九八・一一	喫煙用パイプ及びパイプボール、柄その他の喫煙用パイプの部分品（荒く成形した木製ブロックを含む。）並びにシガーホルダー、シガレットホルダー及びこれらの部分品
九八・一二	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品
九八・一三	コルセットバスケットその他これに類する衣類用又は衣類附属品用のサポート
九八・一四	香水用その他化粧用の噴霧器及びその頭部
九八・一五	魔法びんその他の真空容器（ケース入りのものに限り。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）
九八・一六	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他店頭装飾用の作動する展示用品

第二部 美術品、収集品及び工芸品

第九九類 美術品、収集品及び工芸品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 郵便切手、収入印紙及びこれらに類する物品（輸入する国において通用し又は発行するもので使用しないものに限り。第四九・〇七号参照）
 - (b) 劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に用いる絵模様を描いた織物類（第五九・一二号参照）
 - (c) 真珠、貴石及び半貴石（第七一・〇一号及び第七一・〇二号参照）
 - 2 第九九・〇二号において「銅版画、木版画、石版画その他の版画」とは、芸術家の手になる一個又は数個の原版から直接作られた白黒又は彩色の版画をいい、原版の材料及びその製作様式を問わないものとし、機械的方法又は写真的方法で作った版画を含まない。
 - 3 第九九・〇三号には、大量複製品及び芸術家でない者が製作した商業的性格を有する製品を含まない。
 - 4 (a) この類及びこの表の他の類に該当する物品は、1、2及び3に定めるものを除き、すべてこの類に属する。
 - (b) 第九九・〇六号には、この類の他の号に該当する物品を含まない。
 - 5 書画又は版画の類で、当該書画又は版画に通常使用する種類及び価値のものについては、当該書画又は版画の一部を構成するものとして取り扱う。
- 九八・〇一 書画（肉筆のものに限るものとし、第四九・〇六号に該当する工業用の図案及び手書きで装飾した加工物を含まない。）
- 九八・〇二 銅版画、木版画、石版画その他の版画
- 九八・〇三 彫刻、塑像、鋳像その他これらに類する物品（材料を問わない。）
- 九八・〇四 郵便切手、収入印紙及びこれらに類する物品（封かん葉書、郵便葉書その他これらに類するものを含むものとし、使用したもの及び輸入する国にお

九九・〇五	いて通用せず又は発行しないもので使用してないものに限り。）
九九・〇六	収集品及び標本（動物学、植物学、鉱物学、解剖学、史学、考古学、古生物学、民族学又は古銭に関するものに限り。） 工芸品（製作後一〇〇年をこえるものに限り。）

関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約第十六条の改正

関税協力理事会は、関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約第十六条(a)の規定に基づき、同条約に係る次の改正を締約政府に勧告する。

第十六条を次のように改める。

第十六条

- (a) 理事会は、締約政府に対し、この条約の改正を勧告することができる。
- (b) 勧告された改正案は、ベルギー外務省からすべての締約政府及びその他の署名政府又は加入政府に送付されるものとする。
- (c) (b)の規定に基づき送付された改正案は、ベルギー外務省が当該改正案を送付した日から六箇月以内にいずれの締約政府からも異議の通告がなかつたときは、受諾されたものとみなす。
- (d) ベルギー外務省は、勧告した改正案に対し異議が通告されたときは、すべての締約政府及び事務総局長に対し、その旨を通知するものとする。異議の通告がなかつたときは、改正は、すべての締約政府について、(c)の期間が満了した後六箇月で効力を生ずる。特に、品目表の改正に関しては、締約政府の関税率表は、前記の効力発生の日までに、改正された品目表に適合させておくものとする。
- (e) ベルギー外務省は、すべての締約政府及びその他の署名政府又は加入政府並びに事務総局長に対し、受諾された改正又は受諾されたとみなされる改正を通告するものとする。
- (f) この条約を批准し又はこれに加入する政府は、その批准書又は加入書が寄託された日に効力を生じているすべての改正を受諾したものとみなされる。

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備又は建設のため、国又は地方公共団体が行なう事業で、地方公共団体が経費の一部を負担するものについて、国の特別の財政措置を定めようとするものであつて、その措置の要旨は次のとおりである。

(一) 都府県に対する措置

(1) 住宅、道路、港湾等基幹的な施設の整備のための国の直轄事業又は国庫補助事業について、通常の負担額をこえる負担額の財源に充てるため、都府県が起す地方債の利子の一部を国が補給する。

(2) 右の利子補給は、昭和四十一年度から昭和五十年までの間に起こされた地方債について、当該地方債の発行以後七年度内に支払われる各年度の利子額のうち、政令で定める基準により、年利三分五厘をこえる部分に相当する額（四分五厘に相当する額を限度とする。）に対して行なわれる。

(二) 市町村に対する措置

昭和四十一年度から昭和五十年までの間に行なわれる住宅、道路、下水道、教育施設及び厚生施設等基幹的な施設の整備のための国の直轄事業又は国庫補助事業について、市町村が通常の負担額をこえる負担をする場合に、当該市町村の財政力を考慮しつつ、その超過負担の割合に応じて国の負担割合を、その二割五分を限度として引き上げ、その差額を国が翌年度に精算交付する。

議案の可決理由

首都圏および近畿圏の既成市街地への産業と人口の集中傾向がますます激化する現状にかんがみ、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしいこれら両圏の建設と秩序ある発展を図るためには、特にこれら両圏内の近郊整備地帯等および都市開発区域の整備開発を推進する必要がある。このため急激に増大する関係地方公共団体の財政負担に対し、国が国家的見地に立つて財政上の特別措置を講じようとする本案の趣旨は妥当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、三党共同提案により別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

昭和四十一年四月二十六日 衆議院会議録第四十五号(一) 議案に関する報告書

右報告する。

昭和四十一年四月二十二日

地方行政委員長 岡崎 英城

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案に対する附帯決議

政府は、首都圏及び近畿圏の整備の事情にかんがみ、本法施行に関し、特に左の諸点につき留意すべきである。

一 首都圏及び近畿圏の整備については、全国的、総合的な整備開発計画との関連を十分考慮して人口の集中排除、格差是正、環境整備に努めるものとし、最近の人口動態その他社会経済等の変動に即応して早急に基本計画及び実施計画を確立実施すること。

二 本法による財政援助措置は、膨大な地方公共団体の負担緩和にとつてきわめて不十分である。よつて、早急に再検討し、その内容の一層の拡充を図ること。

三 先行投資を必要とする上水道事業は、可及的すみやかな機会において特別措置の対象とすること。

右決議する。

関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本条約及び改正議定書は、関税率表における物品の分類に共通の基準を採用することにより、関税交渉、貿易統計の比較を容易にすることを目的としたものであつて、一九四七年ブラッセルに設置された関税同盟研究団の成果を基礎として、条約については一九五〇年十二月十五日、改正議定書については一九五五年七月一日に作成されたものである。これらはいずれも、一九五九年九月十一日に同時に効力を生じている。

その後、条約の改正手続の簡素化を内容とする条約第十六条の改正は、一九六〇年六月十六日関

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(二) 議案に関する報告書

税協力理事会において勧告されたものであつて同勧告は、条約の全加盟国により受諾され、一九六五年九月三十日に効力を生じている。

本条約は、各締約政府が、条約の不可分の一部を構成する附属書の品目表に適合させて、自国の関税率表を作成する義務を負うこと、条約の適用を確保するため関税協力理事会の権限、品目表委員会の構成及び任務、他の国際協定の規定は、この条約と矛盾する限度において、この条約の締約政府間において無効となるべきこと及び条約の改正手続(本項は条約第十六条の規定であり、条約の改正を簡素化するため、関税協力理事会の勧告により、条約発効後改正されたものである。)等について規定している。改正議定書は、前記条約の附属書(品目表)を、品目の分類方法、用語等を改めた議定書(品目表)に置き替えること等を規定している。

なお、この条約及び改正議定書は、加入書が寄託された日の後三箇月で効力を生じ、無期限の有効期間を有するが、効力発生の日から、五年を経過した後は、いつでも脱退することができることになっている。

よつて政府は、本条約及び改正議定書の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本条約及び改正議定書に加入することは、関税及び貿易行政の分野における国際協力の見地から望ましいのみならず、わが国の貿易の発展に貢献することになるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和四十一年四月二十二日

衆議院議長 山口喜久一郎殿

外務委員長 高瀬 傳

商法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近の経済状況にかんがみ、株式会社の運営の安定を図り株式の譲渡の手續を合理化

し、さらに株式会社の資金調達の方法を容易に、かつ適正にする等のため、早急に改正を要する事項について商法の一部を改正しようとするものであつて、その主たる内容は次のとおりである。

(一) 株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨を定款で定めることができるとし、取締役会が承認しない場合には、その指定する者が株式を買い受けるものとすること

(二) 額面株式と無額面株式との間の相互変更を認めること。

(三) 株式を譲渡するには株券を交付することを要し、かつ、これをもつて足りるものとするともに、株券の発行停止又は寄託の制度を設けること。

(四) 株式の信託の受託者その他他人のために株式を有する株主は、議決権を統一しないで行使することができるとし、会社は、その他の株主による議決権の不統一行使の申出を拒むことができるものとすること

(五) 株主以外の者に対し、特に有利な発行価格を定めて新株を発行する場合には、株主総会の特別決議を要することとし、また会社が新株を発行する場合には、株主に新株引受権を与える場合等を除き、あらかじめ、その旨を公告するものとすること

(六) 株主の新株引受権の譲渡のみちを開くこと

(七) 転換社債の転換請求は、株主名簿閉鎖期間内でもこれを行うことができるものとすること

(八) 以上の改正に伴い、関係法律について所要の改正を行なうこととすること等である。

二 議案の可決理由

本案の主たる改正の趣旨は、最近の経済状況にかんがみ、

(一) 定款をもつて、株式の譲渡につき取締役会の承認を要することとすることによつて、会社荒しや会社の乗取りを防止し、これによつて株式会社の運営の安定を図ろうとするものであり

(二) 株式を譲渡するには、株券の交付を要することとすることによつて株式の譲渡の手續を簡易化し、これによつて株式の流通の円滑化を図ろうとするものであり

(三) 株式信託の受託者その他他人のために株式を有する株主が議決権を統一しないで行使できるとすることによつて株式信託の受託者等が、その株式により実質上の利益を受ける者の指図にしたがつて議決権を行使することを可能にするものであり

(四) 株主以外の者に対し特に有利な発行価格を定めて新株を発行する場合には株主総会の特別決議を要することとすることに新株の発行の円滑をはかろうとするものである。

よつて本案はきわめて妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和四十一年四月二十二日

法務委員長 大久保武雄

衆議院議長 山口喜久一郎殿

昭和四十一年四月二十六日 衆議院會議録第四十五号(一)

一四二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部二十五円
(ただし長崎紙は三十円)
(郵送料別)

発行所

東京部港区赤坂奥町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六代)